

イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設（二・完）

—法律相談システム統合化の側面を中心に—

濱野亮

はじめに

- 一 イングランドにおける法律相談の展開
- 二 一九九〇年代末における法律相談の状況
- 三 コミュニティ・リーガル・サービスの創設（以上前号）
- 四 コミュニティ・リーガル・サービス・パートナーシップ（CLSP）——制度の骨子

 - 1 概要
 - 2 対象地域の設定
 - 3 構成主体
 - 4 組織構造
 - 5 任務
 - 6 ニーズの見積もり
 - 7 供給のマッピングとギャップの確定
 - 8 リファーラル・ネットワークの構築
 - 9 戦略計画

五 リーガル・サービス委員会、広域リーガル・サービス委員会、CLSPの関係

- 1 リーガル・サービス委員会と広域リーガル・サービス委員会
- 2 CLSPとの関係

六 コミュニティ・リーガル・サービス・パートナーシップ (CLSP) ——具体例

- 1 Barnet CLSP
 - 2 Tower Hamlets CLSP
 - 3 Herefordshire CLSP
- 七 リーガル・エイム——旧制度と新制度の特徴
- 1 旧制度の特徴
 - 2 旧制度の改革をとりまく社会的文脈
 - 3 新制度の特徴
- おわりに

四 コミュニティ・リーガル・サービス・パートナーシップ (CLSP) ——制度の骨子

1 概要

(1) コミュニティ・リーガル・サービスの実施を実際に担う上で中核的な役割を果たすものとして位置づけられているのが、各地域で形成されるコミュニティ・リーガル・サービス・パートナーシップ (Community Legal Partnership⁽¹⁾ 以下、CLSPと略称) という組織である。

一九九八年一月一日、大法官アーヴィング卿は、ロー・ソサエティで「コミュニティ・リーガル・サービスの確

それを最も適切に満足する方法を検討することが、ヨーロッパ・リーガル・サービスの実施には不可欠であるとし、その嚆矢として、いくつかのパイオニア・ケースを設け、そこで実験的試みから得られる情報と経験を、全国的にCLSIPを導入する際の参考に資するべく図画を発表した。⁽²⁾ パイオニアとして、六地域がまず認定され（London の Southwark [テームズ川南岸の区borough], Nottinghamshire, Cornwall, Kirklees, Norwich, Liverpool）⁽³⁾ 一九九九年三月には、やがて國〇地域が associate pioneer となる、あわせて、イングランド・ウェールズの地方自治体の一割、人口にして 1,100万人をカバーするのと、ペイオニアが展開したのである。政府（地方自治体を含む）とボランティア・セクター（各種 voluntary association, charity 等、非営利団体）との間のパートナーシップと云う思想は、労働党が野党時代に提示して来たものだ、ノン・政権下で、様々な分野で追求されている。CLSIP も、この政策を文脈としている。

パイオニアの試みは、ロハッジン大賞 Institute of Advanced Legal Studies のリチャード・マーアッシュによって調査・研究され、1999年11月に報告書が公表された。⁽⁵⁾ その報告書の分析と提唱は、後に述べる、リーガル・サービス委員会の作成した指針 (Guidance for Community Legal Service Partnership) に直接反映されている。この間、各地で、CLSIP 設立の動きがあり、1999年11月末の時点では、全国で七十のCLSIP が展開し、全人口の三分の一をカバーした。⁽⁶⁾

これが、1999年の四月にヨーロッパ・リーガル・サービスがスタートした時点での状況であるが、その後CLSIP は増加し、2001年1月末で 111箇⁽⁷⁾ 月末現在で 170 (111かの自治体が関係し、全人口の八〇%を

カバー)、最終的には全国をカバーする予定 (CLSP数は「五〇程度）とされている。⁽⁷⁾

CLSP設立のための指針となる Guidance for CLSP は、ペイオニアの経験と情報をも参考にして1999年四月にリーガル・サービス委員会によって、⁽⁸⁾ おもむねアフターフォームの形で公表され、関係者から意見が求められた。その後の情報収集に基づいて、改善が続けられ、2000年11月に最終版が公表された。⁽⁸⁾ 今後も改版、修正が予定されており、CLSPの設立、運営において重要な役割を果たすことになつてゐる。

(2) 法的には、一九九九年司法へのアクセス法四条(6)が、リーガル・サービス委員会の責任として、他の諸組織とのパートナーシップのもとで、リーガル・サービスのニーズを満たすことと、それについて大法官に報告することを規定しており、CLSPの根拠条文になつてゐる。法律上、CLSPの具体的な内容に関する規定はなく、CLSPの形成・運営・機能の実際は、リーガル・サービス委員会の作成する Guidance その他の原理・準則・指針と、具体的な政治過程に委ねられている。また、大法官府は、CLSPに関する Performance Indicator を2000年に公表し⁽⁹⁾、リーガル・サービス委員会の責任に基づく個々のCLSPの形成・運営の具体的内容に関して、チェックする体制になつてゐる。

CLSPは、現在なお形成途中であり、試行錯誤の段階にある。以下では、主としてCLSPのための指針 Guidance for CLSP (以下、「指針」と略称する)に基づいて、CLSPの骨子を概観する」としよう。「指針」は、拘束力をもつものではなく、⁽¹⁰⁾ あくまで示されている具体的な内容の採用は optional なものとされ、個々のCLSPの主体性が強調されている。しかしながら、baseline requirements (以下、「最低基準」と呼ぶ) も明示されており、これを採用・遵守しない場合は、CLSPと認めないとされている点に注意する必要がある。

CLSPとリーガル・サービス委員会との権限・責任・任務上の関係は、微妙であり、深刻な対立を含みうる政治的な過程として理解する必要がある (後述、五参照)。CLSPを構成するメンバーに、リーガル・サービス委員

会執行部が参加することになっている点がさうに事態を複雑にし、かつ、CLS Pのメンバー間にも理念・利害の対立可能性がある。たとえば、資金提供者であるリーガル・サービス委員会、地方自治体、慈善団体間で、また、リーガル・サービス提供主体であるソリシタ、独立相談機関、地方自治体（その部局）間でも、対立が起りうる。⁽¹⁰⁾ さらにいえば、そもそも、リーガル・サービス委員会と大法官府の関係も、基本的に政策当局としての一体性が見てとれるものの、それぞれは、組織内部の力学とリソースに制約された主体として、現実の政治過程において存在している。政治過程の実際に関する情報は、現段階では非常に少ないので、本稿では、この論点にも留意しながら、「指針」に示されている、リーガル・サービス委員会による構想を中心に、新しい制度の要点を概観することにしたい。

まず、CLS Pの対象地域、構成主体（パートナー）、組織構造についてまとめ、次に、任務と責任を見ることにしよう。

2 対象地域の設定

(1) CLSPは、既に述べたように、「広域region」より下位の区分である「地域」⁽¹¹⁾とに形成される。すなわち、イギリスとウェールズ合計で一ある広域regionそれぞれにおいて、より狭い地域を対象として、リーガル・サービスの資金提供組織funderとサービス提供組織providerの代表者を中心的構成メンバーとして結成するグループがCLSPである。以下で述べるように、CLSPにおいては、資金提供組織でもありサービス提供組織でもある地方自治体（複数の場合もある）が、リーガル・サービス委員会（具体的には、その広域事務所regional officeが担当）とともに、その立ち上げから運営において、主導的な役割を果たすことが期待されている。ある一つのCLSPに、どの範囲のエリアをカバーさせるかは、CLSPがうまく機能するか否かを左右する重要な問題

である。最終的には、各CLSPに委ねられているが、「指針」は基本的な考え方を以下のように示している。

(2) CLSPの対象地域のパターンを理解するために、簡単にイングランドの地方自治制度を概観しておこう。イングランドとウェールズの地方自治制度は、他の諸制度と同様、体系的整合性より歴史的連續性と漸進的修正を特徴しており、かつ、一九六〇年代以降、諸種の再編成（自治体そのものの廃止・統合を含む）が頻繁に行われているため、非常に複雑であるが、CLSPとの関連では次の諸点を認識すれば十分である。⁽¹²⁾

まず、一九世紀後半（Local Government Act 1888 より Local Government Act 1894）以来、二層制 two-tier system が基本的に維持されている。すなわち、上位レベルの、カウンティ（イメージとしては日本の都道府県レベルに相当、但し、ロンドンなど伝統的な大都市は、それ以前から、独立した自治体を構成してカウンスル council を持っていた）と、下位レベルのディストリクトないしバラ borough から構成される一つの層の自治体を基本的単位とした。双方は、選挙されたcouncillor から構成されるカウンスルをもつ。カウンスルは、立法機能と執行機能をあわせもち、後者は、委員会（committee）に委任され、そのもとに、行政部門が実際の執行を担当する。⁽¹³⁾ 具体的には、例えば、ロンドンは、上位レベルの London County Council より下位レベルの 118 のメトロポリタン・バラおよびシティ・オブ・ロンドンから構成されていた。

この基本的形態は、第二次大戦後まで維持されたが、一九六二年にロンドンについて、郊外の都市化に伴って、1111 のロンドン・バラヒシティ・オブ・ロンドン、それらを包括する大ロンドン・カウンスル（Greater London Council）への再編があった。ついで一九七一年に、一九世紀後半以来の大改革が全国レベルで行われたが（Local Government Act 1972），二層制は維持された。その際、ロンドン以外の大都市部について、六つのメトロポリターン・カウンティとその下位自治体として 36 のメトロポリタン・ディストリクトが新設された。カウンティの数は三九に減り、その下位自治体は一九六〇のディストリクトから構成されることになった。

一九七〇年代半ば以降、国家財政の悪化により、地方自治体は権限の縮小と財源のカットを強いられ、組織上も、いくつかの改革を経験した。サッチャー政権は一九八四年から八七年にかけて大ロンドン・カウンスルと六つのメトロポリタン・カウンティを廃止⁽¹⁵⁾、大都市部において二層制が放棄された。さらにメイジャー政権は二層制廃止を推進、一九九〇年代半ばに、ウェールズ全域で二層制が廃止され、一二一の単層自治体 unitary authorities に再編された⁽¹⁶⁾。しかしながら、イングランドでは二層制廃止に反対する自治体の意向を無視できず、結局、四六の単層自治体が新しく誕生したにとどまり、大部分の地域は旧来の二層制が維持されている。大都市部は先に述べたように八〇年代半ばに単層制となつたが、大ロンドンでは、二〇〇〇年に公選市長制⁽¹⁷⁾および公選議員による議会 Assembly の復活と Greater London Authority の導入とともに二層制が復活した。現在、イングランドでは、二層制をとる伝統的なカウンティが面積上は大部分を占め、そのあいだに、単層制をとる大都市（六つの旧メトロポリタン・カウンティ地域）と、新たに単層制となつた四六の自治体が点在するという状況になつてている。ウェールズは、全体が単層制である。

(3) 以上のような地方自治体の状況において、コミュニティ・リーガル・サービスでは、全国が一の広域に区分され、さらにその下位単位としてCLSPが形成されるのである。

プロバイダーの多くは行政と商業の集中する中心地に存在すること、および、リーガル・サービスの利用者にとっては、交通機関の利用可能性と日常的な移動パターン（通勤と買い物）が重要であることから、「指針」では、交通網と、行政と商業・ショッピングの中心地を考慮に入れ、その他、地域の特性を考えて、対象地域の設定すべきことが強調されている⁽¹⁸⁾。

「指針」が示す最低基準は、ロンドン以外では、単層自治体がある地域について、特別な理由（交通のパターンや相談サービスの量）がない限り、それを一つ以上含んだCLSPを形成すべきであるとする。ロンドンでは、原則⁽¹⁹⁾

として、一つまたはそれ以上のバラを単位としてCLSPを形成するとされてい。二層制をとる地域では、できる限り、カウンティの境界に基づいてCLSPを形成し、カウンティ・カウンスルと、全てのディストリクト・カウンスルをパートナーとすべきであるとする（大規模なカウンティで、それが困難なため別の地域区分を採用する場合は、協議を必要とし、かつ、必ず、次の4で述べる執行グループにカウンティの代表者を加えるべきとする）。

なお、ディストリクト（大ロンドンではバラ）よりもさらに小さな区画として、それぞれのカウンスルの選挙のためのwardと呼ばれる選挙区がある。⁽²⁰⁾後に述べるように、wardは、リーガル・サービス委員会が採用しているリーガル・ニーズ測定（別の面からいえば公的資金配分）のためのモデルにおいて、ニーズの地理的分布を見積もる際の基本単位として機能している。イングランドとウェールズをあわせると、wardは九五二七存在する。⁽²¹⁾一つのCLSPがカバーするエリアには、複数のwardが存在することになる。以下で示すように、ward単位でニーズが見積もられ、それが積算されて、CLSP^{「」}とにニーズを評価するというのがおおまかな構図である。

3 構成主体

(1) CLSPの構成主体は、①資金提供組織、②リーガル・サービス提供組織、③コミュニティ組織と利用者団体などから成る。⁽²²⁾

資金提供組織には、リーガル・サービス委員会（具体的には、広域事務所regional officeが担当）と地方自治体が含まれ、必要に応じて、各種慈善基金その他の資金提供者が加わる。コミュニティ・リーガル・サービスの資金源のうち、リーガル・サービス委員会が直接管理・運営するのはコミュニティ・リーガル・サービス基金であり、その大部分はフランチャイジーとの契約を通じて提供されるが、地域によつては、それ以外の、地方自治体から独立相談機関や自治体部局への資金提供の方が額が大きい場合もある。⁽²³⁾従来、ばらばらで総合的計画性を欠いていた

リーガル・サービスへの資金提供（公的資金および各種慈善基金など）を、CLSPという場を通じて、地域ごとに調整しようというのが新制度の意図である。具体的に、これらの資金提供組織（リーガル・サービス委員会以外）について、各類型⁽²⁴⁾とに誰をパートナーとして参加させるかに関して指針が示されている。例えば、地方自治体においては、行政部門⁽²⁴⁾の責任者か councillor⁽²⁵⁾あるいは双方を参加させるかどうか、参加の態様をどうするか、などが議論されている。そのほかにも、ローカルなベースでリーガル・サービスに資金提供をしている団体や全国組織の支部（宝くじ慈善基金評議会、各種慈善団体、慈善トラスト charitable trusts、銀行や電気・水道など公共サービス事業会社など）があり、参加が期待されている。

(2) リーガル・サービス提供組織としては、地方自治体（社会福祉法関連サービス、住居相談サービス、消費者問題を扱う Trading Standards Officer など）以外に、ソリシタ事務所、各種独立相談機関、および、それぞれの代表団体（umbrella organisations）が考えられる。指針では、まず、ソリシタと独立相談機関の地域代表団体（例えば、地域のロー・ソサエティ）にコンタクトをとり、人選を依頼するのが実際的であるとし、個別のソリシタ事務所や相談機関をパートナーに参加させる場合は、代表性が確保されるよう留意する必要が強調されている。⁽²⁶⁾

わざに、利用者・消費者の代表やコミュニティ団体の参加が念頭に置かれており、連合王国に多数存在する、各種 voluntary associations の参加によって、消費者と地域の声を反映する⁽²⁷⁾ことが期待されている。具体的には、高齢者のための支援組織（後述の Age Concern など）、女性のための支援組織（Women's Aid など）、借家人団体、少数民族支援グループ、体の不自由な人のための支援団体、そのほか、例えば、若者の代表など特殊利益の代表団体があげられている。

地理的範囲を確定後、参加可能性のある団体・組織に、CLSP の進展状況に関する情報を提供し、参加を呼びかける⁽²⁸⁾ことがあるとされている。

4 組織構造

(1) CLSPは、前記の諸主体が形成する緩い連合体組織であるが、立ち上げから始めて、活動を軌道に乗せ、具体的な任務を遂行するためには、分化した組織が必要になる。バイオニアの経験をふまえて、「指針」では、基本的な組織構造として四つの部門が示され、参考にすべきことが示唆されている。すなわち、①執行グループ、②作業グループ、③機能グループ、④より広いパートナーシップ（広域グループ）である。⁽²⁹⁾

(2) 執行グループは、CLSPの立ち上げから、規約 concordat の決定などを含むCLSPの意思決定を行い、個々の任務の執行を促し、戦略のとりまとめ（後に述べるように、戦略報告書の提出がCLSPの重要な任務になつてている）を行う中心組織である。人数を絞るべきであるが、最小限、①エリア内の地方自治体（できれば全て、最低限、過半数）、②リーガル・サービス委員会、③他の資金提供組織、④サービス提供組織、⑤コミュニティ組織または利用者グループ、それぞれの代表を含むべきとされている。「指針」の「最低基準」は、①は過半数（できれば全て）の自治体、③は最低一組織、④は最低二組織（ソリシタと独立相談機関双方）、⑤は最低一組織の参加が必要であるとする。

CLSPの個々の任務を遂行し、その状況を執行グループに報告するのが作業グループである。CLSPの任務は、次の5で述べるが、リーガル・サービス供給者のマッピング（質問票の作成・発送・回収・分析を含む）、ニーズの見積もり（データの分析を含む）、リファーラル・ネットワークの立ち上げとサポート（モニター・メカニズムの企画、リファーラル名簿の作成を含む）などである。⁽³⁰⁾ メンバーには、資金提供組織、サービス提供組織、利用者組織が含まれる。

機能グループは、資金提供組織、サービス提供組織、利用者組織、それについて設けられ、同一機能を果たす組織間での意見交換・集約、利害調整を行い、執行グループへの伝達、作業グループへの協力とモニターを可能

にするものである。⁽³³⁾

なお、これらとは別に、広域リーガル・サービス委員会は、広域 region による資金提供組織のグループを設立する計画であり、各 CLSP の資金提供者グループ（機能グループ）は、これに参加する。また、サービス提供組織が、広域⁽³⁴⁾ことに組織を持つている場合には、その参加もありうると言われている。

5 任 務

「指針」は、CLSP の長期的目標として、三点、すなわち、①満たされていながら unmet need を減らし、供給とニーズのギャップを縮小せよ」と、②られないサービス seamless service の提供（以下も述べるが、どのアクセス・ポイントに最初に接触しても、当該ニーズにむつとも適合したサービス提供主体に、迅速に、トラウマなく、リファーされる状況をさす）、③質的に保証されたサービスへ常にアクセスできる」との保障、をあげている。⁽³⁵⁾この目標を短期間で実現する」とは不可能であるが、将来実現するために前面必要な任務として、九つの具体的な課題が列挙されている。すなわち、①リーガル・サービスおよび相談サービスのニーズの見積もり、②地域の既存サービス（供給）のマッピング、③地域のニーズが満たされていない場合の供給とのギャップの確定、④地域のサービスの利用者・潜在的利用者との間で、彼らの相談行動と、望ましいサービスの提供の調整、⑤サービスに関する戦略計画 strategic planning の策定、⑥資金提供の調整、⑦リファーラル・ネットワークの構築、⑧サービス供給者の開拓とサービスの質的保証 Quality Mark の促進、⑨市民に対する教育と情報提供（法的権利・義務、当該地域におけるリーガル・サービスと助言サービスの利用可能性について）である。⁽³⁶⁾

6 ニーズの見積もり

(1) まず、CLSPにとって、最も重要な任務の一つとされている、当該地域におけるニーズの見積もり（現状と予測）を見てみよう。限られた資金を、公正に fairly、無駄なく（効率的に）efficiently、効果的に effectively 使用し、供給とニーズをマッチさせ、満たされないニーズを減らしていくためには、ニーズの確定が不可欠であるという思想が基礎にある。これは、旧制度において、リーガルエイドが、個々のソーシャル・レベルでの対応に委ねられていたオープン・エンドの体制においても、そのサービス供給状況を評価するためには、公的資金の配分が関わっている以上、本来、必要な作業であつたといえるが（わが国においても同じはずである）、特に、新制度において、公的資金に枠がはめられ、限られた資源を、一定の優先順位に基づいて、重点的に投入する体制に転換したため、資源の割り当て作業をする際、ニーズの見積もりと予測、およびそれが満足されている程度の確定が不可欠になつたのである。同時に、コミニティ・リーガル・サービス基金以外の資金（地方自治体、慈善基金、民間企業など）と総合して、適切な資金配分を実現するという目標も導入されているため、この点からもニーズの見積もりと予測が不可欠になる。すなわち、新制度の根幹に、ニーズの見積もりと予測（および供給とのギャップの確定）があるのである。

しかしながら、第一に、ニーズを見積もり、予測する技術は、まだ十分開発されているとはいえない。さらに、第二に、そもそも、ニーズの確定といふことが原理的に可能なのか、ニーズとは客観的に存在しているものではなく、個人と問題・紛争の具体的状況、および、その間の社会的相互作用から生まれる解釈によつて形成される要素が強いのではないか、どのようなニーズか（弁護士の助言で足りるか、訴訟提起するか、当事者間で直接交渉するか、ADRで処理するなど）は、客観的に確定できるものではなく、むしろ、具体的状況における相互作用の中で各人の判断によつて規定されるものではないのか、逆にいえば、ある一定の方法によつて確定されたとされる「リ

「ニーズ」なるものは、どのような性格を持つていて、それに基づいた資金配分と供給の割り当ては、どのような結果を生むのかといった根本的問題⁽³⁸⁾については、各国の法社会学者によつてある程度、議論と経験的研究が行われてきたものの、必ずしも共通の理解が得られているわけではない。

イギリスの政策当局も、少なくとも、第一の技術的未発達については、認めていて、現在、当局が推奨している方法は、あくまでも出発点になる日安であつて、その限界に留意すべきであることを強調している。⁽⁴⁰⁾ 第二の原理的疑問については、政策当局は、その新制度の根幹に觸れるだけに、触れるのを慎重に避けているよう見え
るが、リーガル・サービス委員会の研究部門（リーガル・サービス・リサーチ・センター）⁽⁴¹⁾ は、この問題に触れた報告書（*Local Legal Need*）を最近公表しており、さらに、「ニーズ」に関する本格的な調査を実施する予定になつており、今後、より本質的な論点を含めて、議論が進められると思われる。より広く、新制度の実施過程においては、様々な課題が明らかになり、法社会学研究者や実務家による調査・研究が行われ、それが、政策の実施には、フィード・バックされることが前提とされている。⁽⁴²⁾ コミュニティ・リーガル・サービスに限らないが、大法官府は、経験的アプローチを採る研究者に調査を公募し（*competing bid*）、現在二〇〇〇のプロジェクトが進行中であり、その中には、条件付成功報酬契約の実態などコミュニティ・リーガル・サービスに関連する調査も含まれている。⁽⁴³⁾ 一般に、現在、連合王国では、政府が、Modernising Governmentなる標語のもと、証拠に基づく政策 evidence based policy を強調し、経験的研究による実証的データの収集・分析を尊重・重視し、政策にフィード・バックさせる姿勢が強化されている。⁽⁴⁴⁾ そのことが、連合王国法社会学会の特別分科会において、大法官府の担当官によつて報告され、会場の多数の法社会学者の関心を集めているというのが現状である。

いざれにせよ、政策当局は、ニーズの見積もり・予測を、各地のCLSPが行うことを前提に、そのための方法に関し、各種の提案をしている。具体的には、リーガル・サービス委員会は、これまで述べてきた「指針」に加え

て、特にニーズの見積もりのために、*Guidance on Local Assessment of Legal Need* (1999年八月)⁽⁴⁹⁾と
Predicting the Need for Legal Services : Models and Indicators (1999年三月、同年一〇月改訂)⁽⁵⁰⁾を公表し、CLS
 Pに利用を促している。これらに基づいてCLSの活動をも踏まえて、さらに、リーガル・サービス委員会の
 研究部門リーガル・サービス・リサーチ・センターは、先に述べたように、地域Localレベルのリーガル・ニーズ
 に関する報告書 (*Local Legal Need*) を1999年一月に公表した。

(2) CLSPのペイオニアの経験を調査したムーアヘッドによれば、ニーズの見積もりには、三つの異なる次
 元の問題が含まれている。⁽⁵¹⁾ 第一は、ニーズの絶対的水準の数量化（各種サービスの合計について、または、特定の
 サービスについて）である。第一は、ニーズの相対的水準の数量化であり、具体的には、異なる地域間、異なる
 サービス・カテゴリー間、あるいは異なるクライアント・グループ間の、ニーズの違いの数量化である（例えば、債
 務に関する相談サービスのニーズが、地域ごとにどのように分布しているか）。第三は、ニーズを最も適切に満足する
 サービス提供方法の確定（ソリシタによるか、相談機関のケースワーカーによるか、電話相談によるか、面接によるかな
 ど）である。それぞれは、公的資金の配分の視点から見れば、必要な予算の額、予算配分の仕方、配分された予算
 の使い方に対応することになる。

第一の次元のニーズを確定することができれば、CLSPにとって、広域リーガル・サービス委員会での資金配
 分をめぐる議論において、その主張を根拠づける有力なデータとすることができるが、理論的にも、実際的にも多
 くの未解決の問題を含んでおり、現段階では、信頼できる方法は確立していない。⁽⁵²⁾ また、少なくともリーガル・
 サービス委員会にとっては、上限が設定された資金を配分する際の「客観的」基準が得られればよいのであって、
 ニーズの絶対的水準を得る必要はないのである。

(3) 現在、ニーズ見積もり作業の中心にあるのは、第二の相対的水準の数量化、とりわけ地域ごとのニーズの

相対的量化である。既に、リーガルエイド評議会は、大法官府と協力して、この問題に関する量化モデルの開発に力を注いできた。⁽⁵³⁾ 上限を設定した予算の割り当て（契約制の導入）のためには、各法律問題カテゴリーについて、地域⁽⁵⁴⁾との資金配分を算出するシステムが不可欠だからである。リーガル・サービス委員会はそれを引き継ぎ、「小区域リーガル・ニーズ・予測モデル（CLS Small Area Predictive Legal Need Models）」として公表し、CLSIP⁽⁵⁵⁾がニーズ見積もり作業を行う際、「出発点 starting point」として使用するよう推奨している。

既に、イギリスでは、医療と教育について、各地域に資金・資源の配分を行う際、ニーズに関する量化モデルが参考にされているが、リーガル・サービス委員会の「小区域リーガル・ニーズ・予測モデル」も、それらの経験を参考したうえで、独自の指標を法律問題カテゴリー⁽⁵⁶⁾とに設定し、小区域⁽⁵⁷⁾とのニーズを見積もるための一つの道具を提供しようとするものである。⁽⁵⁸⁾ このモデルの基本的アイデアは、各法律問題カテゴリーのニーズを生み出す諸条件 the conditions which promote a need に関すると考えられる中心的因素（通常、複数）について、各小区域⁽⁵⁹⁾とに、全国的に統一的な方法によって得られるデータが存在する变数に一定の重みづけをした上で合計したもの⁽⁶⁰⁾を、ニーズの指標（代理変数）とするところのものである。但し、指標とニーズの間の相関は相対的なものであり、継続的な再評価の対象となる。近年、各種行政データが多数、全国レベルで ward⁽⁶¹⁾との数値として利用可能になっているため、このようなモデルの構築が可能になつたとされている。具体的には、現在、五つの法律問題カテゴリー（住居、雇用、債務、福祉給付、精神衛生・コミュニティケア）について、公式が用意されている。例えば、住居に関する法律問題のニーズの指標は、三つの变数、すなわち、①修理を要する住居の比率（借家の条件⁽⁶²⁾とのデータ）、②居住者数が過剰な住居の数（一部屋あたりの人数が一・五人を超える住居の数）、③ホームレスの数（地方自治体にホームレスのための給付の申請をし、認められた者の数）から構成され、これらに一定の重みづけをしたうえで合計したものである。これにより、ward（ディストリクトまたはバラのcouncillorの選挙区——前述）との相対

的数値が計算され、それを積算することによって、各エリア（CLSPの対象地域、コミュニティ・リーガル・サービスのビッグ・ゾーン「後述」や広域）ごとの相対的数値が得られることになる。⁽⁶¹⁾ この数値は、ニーズの絶対的な水準を示すものではなく、各法律問題カテゴリーに関する、地域間のニーズの相対比を示すものであるが、全国で配分されるべき各カテゴリーごとの資金の総量が所与であれば（割当額が設定されれば）、この相対比をもつて、各地域に配分される資金額を計算することができる⁽⁶²⁾のである。

(4) リーガル・サービス委員会のこのニーズ・モデルは、CLSPのパイロットで実際に用いられ、一定の評価を得たが、問題点も指摘され、適用にあたっての留意事項が公表されている。⁽⁶³⁾ また、産業貿易省が地域再開発のために収集した貧困度に関するデータと対照することによって、モデルとしての適切さを吟味する作業が行われており、既に述べたように、今後、現場からのフィード・バック、状況の変化、研究の深化にあわせて、隨時、改善が予定されている。さらに、リーガル・サービス委員会（およびその研究機関たるリーガル・サービス・リサーチ・センター）自身、このモデルの本質的限界を次のように指摘し、CLSPが使用するにあたって注意を喚起している。⁽⁶⁴⁾

第一に、このモデルは、ニーズに関する最終的な基準を示すものではなく、あくまでも、「出発点」に過ぎない。しかしながら、CLSPには対立する様々な関係者が関与しているのであり、その間の協議と調整のためには、手がかりとなる出発点が必要になる。現実に資金を配分するには、関係者間でそれなりの了解に達する必要があり、そのためには、核となる全国統一モデルが有用になる。同時に、各地域の条件に即した論拠によって正当化できる限り、そのモデルから離れることができるとされている。

第二に、このモデルは、各法律問題カテゴリーごとの地域間の相対的差異を示すにすぎず、ニーズの絶対的水準を示すものではないのみならず、異なる法律問題カテゴリー間の相対的水準については何も語っていない。例えば、ある地域において、住居問題と債務問題のどちらのニーズが多いかについては、このモデルは関知しない。現

実の資金配分において、これは最も重要な論点の一つであるが、それは、政治的な決定の問題であるとされて
 いる。⁽⁶⁶⁾ リーガル・サービス委員会の「指針」(Guidance for CLSPs)では、地域の事情を反映させる余地を前提にして、一般に、CLSPが優先順位を与えることを望むであろうカテゴリーの候補として次のようなリストを示している。⁽⁶⁷⁾ すなわち、九つの法律問題類型＝住居、債務、雇用、福祉給付、コミュニティ・ケア、差別、移民、精神衛生、消費者紛争であり、これは、大法官の示すCLS基金配分のための優先的分野（司法へのアクセス法六条（1））より広くなっている。民間資金や自治体の資金を含んでいるからである。CLSPは、各法律問題カテゴリーの絶対的なニーズの水準や、新規受任件数の水準を算出できるモデルに強い関心をもつているが、リーガル・サービス・リサーチ・センターの報告書は、そのような計算を可能にするだけの精緻なモデルは当面作り得ないだろうとし、仮にニーズの絶対的水準が算出できるようになつたとしても、それと毎年の新規受任件数の算出との間には大きな距離があるとする。ニーズがある、すなわち問題が発生したとしても、それを人々が、どう受けとめ、その処理方法として何を選ぶか（ソリシタの利用を適切と考えるなど）は、一義的ではないからである。また、ニーズの絶対量は、現実の需要（供給に対応するレベル）をはるかに上回る水準になるはずであるが、毎年配分できる公的資金に上限が設定されている以上、そのような絶対量の算出が、実際の資金配分の決定に役に立つかは疑問であるとするのが前記報告書の見解である。⁽⁶⁸⁾

第三に、このモデルが示す地理的なニーズの相対的水準に一定の信頼度があるとしても、測定の単位であるward内におけるニーズ分布の偏りは反映しておらず、実際、特に農村部においては貧困者と豊かな者が近くに混住しているケースが多く、ward単位のデータは、ニーズの実態を適切に反映しているとはいえない場合がある。⁽⁶⁹⁾ また、利用者の行動パターンが、プロバイダーの配置にとつては重要になるが、このモデルは、利用者の行動については考慮していない。例えば、利用者は、交通機関を使って、居住地から遠くの（wardを越えた）、職場や

ショッピング・センターにあるソリシタ事務所や相談機関を訪れるというパターンがあり（遠くであっても、職場やショッピング・センターにプロバイダーがあれば充分であるともいえ、農村部では近くで相談するのを好まない傾向も指摘され、また遠くであっても都市部に多数存在し競争しているプロバイダーの方がサービスの質が高い、あるいは高いと考えられているという場合もある）、ニーズ・モデルの結果は、当該地域の利用者の行動パターンを考慮に入れて、修正する必要がありうる。⁽⁷⁰⁾

(5) 以上のような限界にもかかわらず、このモデルは、公的資金配分の権限を持つリーガル・サービス委員会が作成し、かつ、実際、フランチャイジーとの契約締結を通じた公的資金配分決定において、基本的なツールとして用いられているのであり、⁽⁷¹⁾ 実務上、非常に重い位置づけが与えられている。各CLSPが、このモデルによって得られた基本的な資金配分パターンの修正を、各地域の特殊性に基づいて要求するには、同等のレベルのデータによる正当化が求められているのであり、リーガル・サービス委員会の情報処理・調査能力と比較したCLSPのリソースの決定的制約は、それを実際には困難にしている。

すなわち、CLSPのパイオニアを調査したムーアヘッドによれば、パイオニア・パートナーシップが、当該地域のニーズの見積もりに用いていた方法は三つの類型に分かれる。第一は、各種行政データに基づく統計的なニーズ代用変数を用いる方法、第二は、プロバイダー（独立相談機関など）から提供された需要・供給データ（例えば、法律問題カテゴリごとの問い合わせ件数）をニーズの指標として代用する方法、第三は、一般市民を対象に新たに調査を実施するという方法である。第一の方法は、CLSPが全く独自に開発するケース、地方自治体の既存のデータとリーガル・サービス委員会のデータを用いるケース、リーガル・サービス委員会の前記ニーズ・モデルのみを用いるケースがあつたが、リーガル・サービス委員会のモデルに対抗できるレベルの独自モデルの開発は困難であり、また、委員会のモデルについて、CLSPが修正を加えることや、モデルから得られた結果を、別の⁽⁷²⁾

モデルから得られるデータによつて修正することについては、前記報告書は厳しく戒めている。⁽⁷³⁾ 第二の、現実の需要と供給をもつて、ニーズの指標に代替する方法も、それを補助的道具として使うことは許されるし、必要でもあるが（ニーズ・モデルのクロスチェックのため）、ニーズの指標とすることはできない。⁽⁷⁴⁾ 需要とニーズは一定の関連性を持つにしても、需要は、供給によつて規定され（供給リソリシタ事務所や相談機関の所在地は、ニーズに対応するだけなく、交通の便、コスト、その他の要因にも規定され、また、供給が必要を作り出している面があり、それは現実のニーズの分布と一致するとはいえない）、また、人々の意識、代替的手段へのアクセスなどによつても規定されているからである。⁽⁷⁵⁾ 第三の、CLSPが独自にニーズ調査を一般市民対象に実施するというのは、方法論的に信頼できるレベルで実施するには、調査能力と予算の面でCLSPには制約があり、実際にパイオニア・パートナーシップが行つた調査の多くについて、信頼性に疑問があると、前記報告書は評価している。⁽⁷⁶⁾

既に述べたように、リーガル・サービス委員会の「小区域リーガル・ニーズ・予測モデル」は、CLSPがニーズの見積もりを行う際の「出発点」として機能することが期待されている。各CLSPは、利害が対立する関係主体の参加のもとで、見積もり作業を行うとともに、リーガル・サービス委員会の提案する資源配分パターンを変更させる場合には、信頼度の高いデータによつて根拠づけられた要求を提示しなければならない。現実には、「小区域リーガル・ニーズ・予測モデル」をたたき台にしながら、地域の事情を証明するデータを援用しつつ関係主体が行う議論によつて、各CLSPのニーズ見積もり作業は行われることになるだろう。その舞台は、先に述べた、CLSP内部の各種組織である。見積もりの結果は、後に述べるように、各CLSPの戦略報告にまとめられるのであり、それとともに、作業の舞台は、さらに、各CLSPの戦略報告を広域単位でとりまとめる、広域リーガル・サービス委員会に移ることになる。

7 供給のマッピングとギャップの確定

(1) CLSPは、カバーする地域に存在するプロバイダーとその提供サービスの内容等について、確定する作業を行う。ニーズの見積もりと照らし合わせることによって、供給とニーズのギャップを確定し、また、あわせて、8で述べるリファーラル・ネットワークを構築し、利用者が簡単にアクセスできる名簿を作成するためである。⁽⁷⁷⁾ 「指針」では、まず、リーガル・サービス委員会から質的認証 Quality Mark を与えられたプロバイダーと自治体の相談部局などのリスト化、および、それらの提供サービスに関する情報収集を行うことが推奨されている。Quality Mark を与えられたプロバイダーとそのサービスに関する諸情報は、リーガル・サービス委員会がルートラインで収集・管理しており、それに基づいて、名簿とウェブサイト (JustAsk!) が整備されているが、CLSPはそれを利用できる。あわせて、CLSPは、質問票調査により、プロバイダーから情報収集を行い、同時に、リファーラル・ネットワーク構築作業も行うのがよいとされている。集められる情報項目は、①住所とキャッシュメント・エリア、②依頼者の類型、③スタッフ、④サービスのカテゴリーとレベル（一般的情報提供か、ジエネラリスト・ヘルプか、スペシャリスト・ヘルプか）、⑤相談日時、⑥アウトリーチ（出張・移動サービス）、⑦サービス休止日時、⑧家庭訪問、⑨体の不自由な人のアクセス可能性、⑩コミュニケーション補助設備、⑪外国語通訳、⑫リファーラルである。これらの多くは、前記コミュニティ・リーガル・サービスのウェブサイト (JustAsk!) で公表され、利用者の用に供されている。

(2) ニーズの見積もりと供給のマッピングが行われると、ニーズと供給のギャップの分析と、対応策の検討が可能になる。「指針」は、ギャップが生じる次元として、①場所、②法律問題カテゴリー、③特定の依頼者グループへの適合性、④サービス提供方法の四つをあげている。⁽⁷⁸⁾

①と②は容易に理解できる。③は、例えば、当該地域に居住する民族的少数民族の言語や手話によるサービス、家

庭内暴力の女性被害者に対する女性スタッフのみによるサービス、高齢者などで体の不自由な人に対するサービス（アウトリーチや、家庭訪問など）の有無が問題になる。⁽⁷⁹⁾

④は、例えば、電話によるサービス（直接依頼者に対するものだけでなく、プロバイダー自身が専門知識を欠いている場合、専門家が電話によってプロバイダーに対して助言を行う second tier services の創設・展開に、リーガル・サービス委員会は力を入れており、専門機関の協力のもとで、いくつかのパイロット・スキームが既に現れている——②の法律問題カテゴリー次元でのギャップへの対応という要素も含んでいる）や、バスによる巡回サービス（若者がアクセスしやすい工夫⁽⁸¹⁾）などの検討が行われている⁽⁸²⁾。ヨークシャーのイースト・ライディングCLSPでは、カウンスルの一の消費者サービス・センターと、スーパーマーケット内に設置されたビデオ・キオスクと、Citizens Advice Bureaux をビデオで結ぶシステム（ビデオ・リンク）が実現しており、将来は、住居問題専門のソリシタを擁する事務所とも結ばれる予定のことである⁽⁸³⁾。また、リーガル・サービス委員会は、カウンティ・コートにおける不動産明渡訴訟について、被告に対する当番ソリシタ制度（利用者の資力による資格制限なし）を、いくつかの地域でパイロット・スキームとして二〇〇一年九月から導入することを決定している⁽⁸⁴⁾。

ギャップの確定は、モデルによる見積もりに基づくだけでなく、地域のユーザー・住民に対する調査や、住民との協議によって、きめ細かな情報収集と分析を行うことが重要であると「指針」は述べている⁽⁸⁵⁾。また、住民との協議は、コミュニティ・リーガル・サービスの存在と内容を、人々に周知させる方法としても重視されている。

8 リファーラル・ネットワークの構築

（1）ソリシタ事務所や独立相談機関においては、既に、自然発生的に、または、個別の政策により、ある程度リファーラル・ネットワークが発達しているが、組織的・網羅的なものではなく、リファーラルの比率も低いとい

われていた。また、リファーラルが行われても、首尾一貫性と適切性の点で問題のあるケースが少くないとされている。⁽⁸⁶⁾ CLSPは、管轄地域内のプロバイダーをマッピングするとともに、各プロバイダーのサービス内容とスタッフの状況に即して、有効で適切なリファーラル・ネットワークを構築することを任務の一つとしている。そこでめざされているネットワークの特徴は、seamless referral networkであり、近くのソリシタ事務所のリストを示し訪問を促すというよう、従来しばしば見られたやり方ではなく、どのアクセス・ポイントと接触しても、直ちに、最も適切な支援ないしプロバイダーの紹介が行われるようになること、また、単純な紹介のほかに、必要に応じて、active referralという表現で示されるよう、初回面接を充分行つた上で、紹介されるべきプロバイダーを助言者が判断し、かつ、初回面接で得られた情報を依頼者の同意を得て紹介先に確実に伝達することが可能であるシステムがめざされているのである。⁽⁸⁷⁾ 依頼者にとって、別のプロバイダーへ回されることに伴う不安とトラウマや、前にした説明を繰り返さなければならない場合の徒労感と無駄が深刻であること、また、せっかくアクセス・ポイントにやつてきても、リファー先に行かず、結局システムの隙間からこぼれ落ちてしまうという問題に対しても、正面から取り組まなければならないという認識が基礎にある。

(2) リファーラル・ネットワークの構築は、最初は、社会福祉法関係の諸分野を扱うプロバイダーを中心に可能な範囲で行なうことが現実的であるとされている。しかしながら、最終的には、当該地域内の、地方自治体の相談部門とQuality Markを持つプロバイダー（ソリシタ事務所、独立相談機関その他）をカバーし、さらに、リーガル・サービス委員会と契約を結んでいないプロバイダー（コミュニティ・リーガル・サービス基金が対象としない法分野を専門とするソリシタなど）や、各種ボランティア組織、図書館、郵便局、病院、開業医（G.P.）、労働組合、教会などを含むネットワークを作ることが目標とされている。⁽⁸⁸⁾ また、入国管理・移民問題や精神衛生法・コミュニティケアのように、ロンドンなど一部の地域に専門家が集中している分野については、地域を越えたネットワークを構

築する必要が認識されている。⁽⁹⁰⁾

(3) パイオニアの経験から、有効なリファーラル・システムの構築にはいくつかの障害があることが知られている。⁽⁹¹⁾ 第一に、依頼者を別のプロバイダーに紹介することは、当該相談担当者ないし機関にとつて無能力・失敗とみなされるのではないかという懸念と、依頼者を失う不安から、できるだけそれを避けようとする傾向がある（特にジェネラリストのソリシタ事務所の場合、自分のところで処理することによって、依頼者をつなぎ止め、将来の顧客として確保しようとする傾向が強い）。開業ソリシタ事務所にとつては、顧客ベースの維持は経営上の重大な関心事であり、独立相談機関にとつても、自治体等資金供給源の評価が案件数によつて左右される場合、他のプロバイダーへのリファーは、直接的な競争者に依頼者を奪われない場合であつても、躊躇される傾向があるのである。第二に、他のプロバイダーによるサービスの実際に關する充分な理解と信頼が形成されていない場合が少なくなく、特に、ソリシタと独立相談機関の間には、相互に誤解ないし不信感が存在するケースがある。ソリシタの中には、独立相談機関の能力に懷疑的な者がおり、独立相談機関の側には、ソリシタに対して、基本的に當利である点や、依頼者とのコミュニケーション能力の点で不安を感じるケースがあるとされている。

以上を踏まえて、「指針」は、プロバイダー相互間の理解と信頼の形成が極要であるとし、具体的には、関心を持つプロバイダーの代表から構成される少人数のグループが、リファーラル・システム構築を担当するのが適切であり、それぞれの疑問・懸念を表明しあいながら、相互に教育し、理解を共有し、信頼関係を作っていく必要があるとす。⁽⁹²⁾

(4) システムの具体的な構築作業について、「指針」は、リファーラル・スキーム参加者の間での協約の作成、リファーラルとそのモニターのための手順書の作成、名簿（一般に公表している情報以外に、プロバイダー限りで必要な情報——非公開電話番号、担当者名などを含む）の作成、適切なリファーラルを促し、そのモニターを効果的に行

うための定型書式の作成とその使用、リファーするべき時期・相手・方法に関して協議し、標準的な基準に関する合意することなどを提案している。⁽⁹³⁾ パイオニアで作成・使用された詳細な定型書式の例が掲げられており、案件の内容、日時、当事者、リファー元担当者、リファー先など基本的項目だけでなく、案件の最終的処理結果について注目される。この書式を、全てのリファーラル案件について作成し、毎月集計するためのシートも例示されており、適切にリファーラルが行われたかを確實にモニターするための方策が追求されている。これらによつて蓄積されたデータとともに、プロバイダー間で議論する場を設け、リファーラルが適切に行われているか、改善すべき点はどこかなどについて検討し、フィードバックするメカニズムが必要とされている。

リファーラルは、コミュニケーション・リーガル・サービスの質を左右する重要な要素として位置づけられており（サービスの専門化を促し、専門外の問題は、迅速に専門家に委ねることが期待されている）、プロバイダーのサービスを認証する Quality Mark における重要なチェック項目となつていて、手順書や定型書式の作成、モニターのための情報の蓄積など、「指針」が示すリファーラル・システム構築のための仕組みの多くは、リーガル・サービス委員会によるプロバイダーの審査のためにも必要とされているものである。⁽⁹⁴⁾

CLSP の「最低基準」としては、執行グループ立ち上げ後一年が経過した時点で、リファーラルのための手順書と、定型書式のドラフトについて合意することが要求されている。⁽⁹⁵⁾

9 戰 略 計 画

CLSP は、以上の諸任務の遂行状況とそこから得られた情報・経験を踏まえて、定期的に（あるいは毎年）、戦略計画 Strategic Plan を作成することになつていて⁽⁹⁶⁾、その中心は、満たされるべきニーズの優先順位と、ニーズ

と組織のギャップを埋める方法の確定である。これがむしろ、資金提供者間の調整作業を進めることが期待されてくる。また、戦略計画は、地域リーガル・サービス委員会が提出した戦略計画について検証し、リーガル・サービス基金からの交付金の分配が行われる。⁽³⁾ Director による「リーガル・サービス基金からの交付金の分配が行われる」というのは、資金配分にあたって、助言を述べる段落である。

- (一) Lord Chancellor's Department, *Explanatory Notes, Access to Justice Act 1999* (The Stationery Office Limited, 1999), p. 6, *id.*, *The Community Legal Service : A Consultation Paper* (May, 1999), pp. 9-17, Legal Aid Board, *Annual Report, 1998-99*, pp. 69-70, *id.*, *Annual Report, 1999-00*, pp. 52-53, Richard Moorhead, *Pioneers in Practice : The Community Legal Service Pioneer Project* (Lord Chancellor's Department, 2000), Legal Services Commission, *Guidance for CLSPs* (December, 2000) [<http://www.legalservices.gov.uk/partners/guidance.htm>]- Guidance for CLSPs による元田や。
- (二) Lord Irvine of Lairg, "Establishing a Community Legal Service" [Speech to the Holborn Law Society, 2 November, 1998] (<http://www.open.gov.uk/lcd/speeches/1998/1998fr.htm>).

- (三) Legal Aid Board, *Annual Report, 1998-99*, pp. 69-70. associate pioneer が、最終的な目標達成度を示すための尺度である。 *Id.*, *Annual Report, 1999-00*, p. 53.

- (四) 一九九八年、「政府と、農山村圏の困への国」(ヘルクハム、ムーニー、スコットランド、北アイル兰)の「ハノタリ・セクターの主要な代表は、両者の関係に関する文書 compacts を発表した。これは諸々の社会・公共サービスの供給を、一九七九年までの福祉国家時代における政府に便益したペター・ホール・セクターと・セクターとの共同によるペターへく移行をもたらす政策過程に位置づけられ、セックター、メイジャー権利や既得権が推進した私権化路線、市場原理至上主義に対する抗議（ムーニー、おつての福祉国家に戻るわけではない）New Labour の福の一部を示す理解である。前記文書を、国家の再編成、constitution の変容する観点から分析したものが、John Morison, "The Government-Voluntary Sector Compacts : Governance, Governmentality, and Civil Society," *Journal of Law and Society*, vol. 27 (2000), pp. 98-132 細説。この細説は、ペーター・シットの「ロジカル」、伝統的な福祉国家のバースから、より経済合理性を追求する方向への動向を現しているが、国家と市場を媒介するボトム・セクター・セクターの拡大と機能の強化を、市民社会と国家の関係の変容とこの文脈に位置づけてある。

Guidance for CLSP, p. 5 より、現政府のバーストライドで展開している様々なパートナーシップ（特定地方自治体が関与するもの）による

※ 脚注の記述は、原則として本文の翻訳を参考にした。本文の翻訳は、著者によるもの。

※ 脚注の記述は、原則として本文の翻訳を参考にした。本文の翻訳は、著者によるもの。

※ 脚注の記述は、原則として本文の翻訳を参考にした。本文の翻訳は、著者によるもの。

※ 脚注の記述は、原則として本文の翻訳を参考にした。本文の翻訳は、著者によるもの。

- (5) Moorhead, *Pioneers in Practice : The Community Legal Service Pioneer Project*.
- (6) Legal Aid Board, *Annual Report, 1999-00*, p. 53.
- (7) ニーカル・キー＆ソリューションズ・コンサルティング（http://www.legalservices.gov.uk/partners/index.htm）' CLSP News, issue 2 (April, 2001, p. 4), Pascoe Pleasence, Alexy Buck, Tamara Gorilev, Jenny Taylor, Helen Perkins & Hannah Quirk, *Local Legal Need* (Legal Services Research Centre, 2001), p. 1 (footnote 3 によると 1100 世帯当たりの人口の 20% が法律問題に悩んでいます)。
- (8) ニーカル・キー＆ソリューションズ・コンサルティング（http://www.legalservices.gov.uk/partners/guidance.htm）。
- (9) *Guidance for CLSPs*, Annex B. 大法廷が 1100 世帯当たりの人口の 20% の法律問題を解決するための Performance Indicators を説明するガイドライン。
- (10) ニーカル・キー＆ソリューションズの法的地位と権限について、1999 年同様のトクヤベ法（川條法）による簡易な説明が載っている。Lord Chancellor's Department, *Explanatory Notes, Access to Justice Act 1999*, pp. 11-14 による説明が最も詳しい。Legal Services Commission の H 総括責任者（http://www.legal services.gov.uk/organisation/how.htm）による簡単な説明がある。ニーカル・キー＆ソリューションズの執行機関（NDB）による簡単な説明がある。ニーカル・キー＆ソリューションズの大法廷が任命される（川條法による）、其の後すぐ任命され、現在 1100 世帯（executive members）がいる。職員は、Civil Service のメハーディーなど、public sector employees として、政府の制定した規則に服す（ニーカル・キー＆ソリューションズの H 総括責任者 : *About us, How the LSC Works* [http://www.legal services.gov.uk/organisation/how.htm]）。
- (11) *Guidance for CLSPs*, p. 4.
- (12) イートン・マーティン・ハーバードの第 2 版の解説部分（伊藤・バード著）によると、Ian Budge, Ivor Crewe, David McKay & Ken Newton, *The New British Politics*, 2nd Edition (Longman, 2001), pp. 446-474, 169-170 を参照。大半は半公的の、即ち司法と行政との権限の分離によるもの S.H. Bailey, *Cross On Principles of Local Government Law*, 2nd Edition (Sweet & Maxwell, 1997), pp. 3-7, 41-42 による。
- (13) Budge, Crewe, McKay & Newton, *The New British Politics*, 2nd Edition, pp. 455-457.
- (14) キングス・カレッジ・カムバーランド（ダービーシティ）泰恩セイフ・アンド・ウエア（ニューカッスル）セントラル・マニシスター（マン彻斯特）、ウェスト・ヨークシャー（ウェーブリック）、マースサイド（リバプール）、グレーター・マン彻斯特（マン彻斯特）、ウェスト・ヨークシャー（ウェーブリック）、バーンズリー（バーンズリー）、ウェスト・ミッドランズ（ブリマingham）である。
- (15) 廃止された大ローナン・カムバーランドのメーリー・カムバーランド・カムバーランド・カムバーランド・カムバーランドである。

専門権の原則が支配的であるため、地方自治体の廃止・創出は、議会の立法や可決である。Bailey, *Cross On Principles of Local Government Law*, 2nd Edition, p. 1. 大ローナン・カウンスルとメロディ・カウンスルが持つていた権限と機能は、以下（前者）または「ペトロフ」と（後者）としてQuangos (Quasi-autonomous non-governmental organisations) に移譲された。

(16) リーの壁、スコットランド行政区域でも、単層自治体に再編された。カーラルズ、スコットランドの保育院の選挙基盤はそれを微弱である、そのため保守党政権は、地区の意向を無視して失敗したのは少なく、11層制廃止を強行したがために（但し）、それによる野党の基盤を損なった）。Budge, Crewe, McKay & Newton, *The New British Politics*, 2nd Edition, p. 452.

(17) 首長公選制は11000年のローナン市長選挙（労働党政権候補選挙に敗れた後、independent 「親かの政治」）として立候補したKen Livingstone（が当選）まで存在しなかった。ノンテクニカルのdevolution 並んで、大都市の首長公選制導入を政策として掲げたのが、ローナンを別にして、11001年初めの設置で、すべての大都市のカウンスルのcouncillor の支持を得てこなされた（首長公選制を導入するかを問うネットワークが実施されたのは、ハーバード、バークシャー、マサチューセッツ、バークシャーである）。Anthony Seldon (ed.), *The Blair Effect : The Blair Government 1997-2001* (Little, Brown and Company, 2001), p. 125. 11001年大選の総選挙上記の労働党政権 manifesto (*Ambitions for Britain*) は既に、リードの政策を変更された。

The Times, 17 May, 2001, p. 16.

(18) *Guidance for CLSPs*, p. 11.

(19) これ、「鉛金」ではなく、この複数地域の「最低基準」が、*Guidance for CLSPs*, p. 23 である。

(20) Bailey, *Cross On Principles of Local Government Law*, 2nd Edition, pp. 313-314.

(21) Pleasence, Buck, Gorily, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 57. 1991年審査のward 因縁の問題である。リーガル・サービスは、現在、1991年のward 因縁の問題から最新の1998年の因縁に移行するべく、あるいはそれを示す。Legal Services Commission, *Guidance on Local Assessment of Legal Need, Interim Report : Models and Surveys* (<http://www.legalservices.gov.uk/partners/Needs&Assessment&Guidance.pdf>), p. 14.

(22) *Guidance for CLSPs*, pp. 5-9

(23) *Guidance for CLSPs*, p. 6.

(24) *Guidance for CLSPs*, pp. 6-7.

(25) *Guidance for CLSPs*, p. 8.

(26) *Guidance for CLSPs*, p. 7.

(27) *Guidance for CLSPs*, p. 8.

(28) *Guidance for CLSPs*, p. 9. Ibid., pp. 11-12 によると、この多くは、組織の代表者を、具体的に決め、働くかわる際のノウハウが述べられている。

- (29) *Guidance for CLSPs*, p. 18.
- (30) *Guidance for CLSPs*, p. 23.
- (31) *Guidance for CLSPs*, p. 20.
- (32) *Guidance for CLSPs*, p. 21.
- (33) *Guidance for CLSPs*, p. 21.
- (34) *Guidance for CLSPs*, p. 22.
- (35) *Guidance for CLSPs*, p. 16.
- (36) *Guidance for CLSPs*, p. 16.
- (37) *Guidance for CLSPs*, p. 25.
- (38) Hazel Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law* (Hart Publishing, 1999), pp. 6-11, Richard Moorhead, "Legal Aid in the Eye of a Storm : Rationing, Contracting, and a New Institutionalism," *Journal of Law and Society*, vol. 25 (1998), pp. 365-387, 384, *id.*, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, pp. 145, 147 : footnote 148, Pleasence, Buck, Goriley, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. ii, 55-58 細説。
- (39) Pleasence, Buck, Goriley, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 7-32 の脚注も参照。
- (40) 「Legal Services Commission, *Guidance on Local Assessment of Legal Need, Interim Report : Models and Surveys*, pp. 7, 11. Pleasence, Buck, Goriley, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need* 参照。
- (41) Legal Services Commission, *Guidance on Local Assessment of Legal Need*, p. 47 によると need 調査の実施は 1998 年度。
- (42) ハーベル・キー・スコットの「About us」 Legal Services Research Centre の Web (http://www.legalservices.gov.uk/organisation/lsrc.htm) 参照。
- (43) Pleasence, Buck, Goriley, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. ii-ii, 1-19.
- (44) Pleasence, Buck, Goriley, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 79-80 より改訳。Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law* の脚注も参考。1998 年の検討では全國的な調査を実施する実施方針が示された。1999 年度は回数的に問題となる裁判問題を可決した justiciable problems' による法的行動による調査を実施する実施方針が示された。この点から、ハーベル・キー・スコット・ヤハターチ・ハーベル・キー・スコットの実施は法的行動による調査・結果を継続して実施する実施方針が示された。Ibid., pp. 80-91. 1998 年度はハーベル・キー・スコット・ヤハターチの実施 Pascoe Pleasence が、1999 年度はハーベル・キー・スコットの実施方針が示された。英國法学会年次大会開催の special session "Researching the Justice System : the Way Forward" (同)

◆ Mavis Maclean——彼女は、大法官府 Research Secretariat の adviser である。器物をいたた。畠田 Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, Local Legal Need, pp. 54-55. Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law* より。ナヘーネム英國の資金を費しておれた英國規模の本格的な経験的調査は課すべき審査であるが、連合王国では、裁判者と大法官府の双方がねじて高い評価を得ている。かねて課すべき民事司法改革の効果（所期の田舎をもじりあら達成であるが、ソシタクの影響）はついて、例えど、ロー・ンサウザム Civil Justice Council からの資金によって、ロバート・ハーナー Institute of Advanced Legal Studies からハーナー・ハーネー・タードの法社会学研究グループ（Tamara Gorily, Richard Moorhead, Pamela Abrams）が調査を行つてゐる。Socio-Legal Newsletter, no. 33 (2001), p. 3. 1100-1年1月1日。大法官府、一大判の Family Law Act, Part 2 に規定された「ペイロード・ペーパー」の小冊子によれば、「離婚は闇やみ compulsory information meetings が行われたが、Part 2 の起の問題や他も、Part 2 の問題」の大法官府が議会に求めると発表したが（高級総裁が大法官府、大法官府が大法官府）、http://www.open.gov.uk/lcd/family/press.htm の大法官府の決定の基礎になつたのは、Newcastle 大学の Janet Walker 教授のホームページによる実験調査である（Newcastle Centre for Family Studies, University of Newcastle upon Tyne, *Information Meetings & Associated Provisions within the Family Law Act 1996* [September 2000] -http://www.open.gov.uk/lcd/family/fla/flapt2.htm）。

- (46) 大法官府本部 Research Secretariat の David Watts や、畠田 Pleasence が主導する連合王国法社会学研究会（1100-1年1月1日）の special session “Researching the Justice System : the way forward” や “The Integration of Research and Policy Work” は題すべきもの、大法官府にて進行中の「離婚と調査（ロバード・ペーパー）の研究」（大法官府の総裁 Department Service Delivery Agreement）の政策の課題などを説明した。Department Service Delivery Agreement や、大法官府のウェブサイト http://www.open.gov.uk/lcd/deptobj/sda/lcdsda.htm によれば、次のようにある。
- (47) 前記ノーストール大学におかれては連合王国法社会学研究会年次大会（1100-1年1月1日）において David Watts の講演がある。「離婚と調査（ロバード・ペーパー）の政策」が強調される状況のなかで、大法官府はこれにて、例えど、「Hazel や (Path to Justice より) ほんとうのところの離婚」として、新たな発展をさせようとしている。Hazel Genn が離婚に多忙である、そのためへの法社会学的研究（ソシタクの競争的 bidding）が分科会では盛んに行なわれた。
- (48) 前記ノーストール大学におかれては連合王国法社会学研究会年次大会（1100-1年1月1日）。
- (49) Legal Services Commission, *Guidance on Local Assessment of Legal Need, Interim Report : Models and Surveys*.
- (50) Legal Services Commission, *Predicting the Need for Legal Services : Models and Indicators* (http://www.legalservices.gov.uk/partners/SumNag.pdf).
- (51) Moorhead, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, pp. 145-146.

(52) ゲッザ、全国規模の経験的データは概ねこれ、1 法律問題に発生する問題を訴える法律問題 (justiciable problems) の数 (単位人口あたり) が、問題類別による累積度合である (Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 30-31)、リガル・パートナーズ・リーガル・チャーチ・基金の部分は田舎へ行くほど多くなるが、特に田舎へ行くほど多くなる Moorhead, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, p. 147.

(53) Moorhead, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, p. 145.

(54) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, Legal Services Commission, *Guidance on Local Assessment of Legal Need, Interim Report : Models and Surveys*, pp. 8-15, *id.*, *Predicting the Need for Legal Services : Models and Indicators*.

(55) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 35-38.

(56) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 38-42.

(57) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 40.

(58) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 33-35.

(59) 本件で用いた用ひのヤードマークは、運営問題、就業問題、所得水準、精神衛生、教育問題、総出・難民申請度合、年齢別変動数が示唆される。Legal Services Commission, *Predicting the Need for Legal Services : Models and Indicators*, pp. 10-18, Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 43-44 (但し、総出・難民申請度合は誤れむ点がある)。

(60) Legal Services Commission, *Predicting the Need for Legal Services : Models and Indicators*, pp. 2-3, Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 42.

(61) 他のリーズ・モデルで用ひられた変数は次の通りである (1 法律問題の重みづけが行なわれる場合があら)。雇用問題は、産業別の雇用者数と失業闇連絡付申請者数。債務問題は、失業闇連絡付申請者数とタクシーハート・パートの金銭債務判決数 (1 年間になされた債務者に対する判決件数の住所別分布)。福祉給付は、失業闇連絡付申請者数、母子または父子家庭数 (1 大歳以上を 1 名、15 歳以下を 1 名以上含む世帯数)、病院あたは障害をもつ人の数、Income Support の申請度合、年金生活者数。精神衛生は、リトライ・ケア問題は、精神病リーズ指数 (精神病で用ひられる)、母乳生産指數 (貧困水準ではなく、育職者の数 [福祉給付と異なり経済水準ではなく年齢の関係あるため])、避難認定の総付申請件数。Legal Services Commission, *Predicting the Need for Legal Services : Models and Indicators*, pp. 4-10, Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 42-43.

(62) 本文で述べたモデルは、後に述べるよどみ、各法律問題カテゴリー間のリーズの相対的比率について何も語っていないが、リーガル・チャーチ委員会は、その比率の決定は政治的な性質の問題であるとしている。このモデルに基づいて、各法律問題カテゴリーの資金配分額を決定するには、全国レベルでの各法律問題カテゴリー間の資金配分比率をあらかじめ決定しておく必要がある。

- (63) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 44-46.
- (64) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 48-55.
- (65) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 46-48.
- (66) 稲畠、鹿児島法社会学年次大会で発表し、リーガル・サービス・センターの Pleasence による報知は取扱い、会場から、異なった法律カタログの一題で優先順位をいたしました。それがまことにデータで根拠でないかとの質問があった。彼は、政治的決定の問題であり、課題データによる課題が田舎性格の問題ではないかと述べてました。この問題が関係者の強い関心事になつてゐる様子を示唆していました。
- (67) Legal Services Commission, *Guidance for CLSPs*, p. 26. 「課題」が、本件や起きた法律問題カタログ別の優先順位だけではなく、依頼者（バーナード）が優先順位を並べる上に、医療、介護、扶養、若者、高齢者、精神病者をあげています。
- (68) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 55.
- (69) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 45.
- (70) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 58-71. ニの図書館が、その後、マリナリト・リーガル・サービスの利用者へして、その居住地情報を（課題種別）をデータとして収集し、行動ペターんを分析するためのものでした。Ibid., pp. 71, 79. 調査団の調査結果が、まだかどり非常に狭い範囲に限られた結果でした。
- (71) Moorhead, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, pp. 150-151.
- (72) Moorhead, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, pp. 152-153.
- (73) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 47.
- (74) Moorhead, *The Community Legal Service : Pioneers in Practice*, p. 155.
- (75) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 55-57.
- (76) Pleasence, Buck, Goriely, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, pp. 27-32.
- (77) 誰もが、マニュアルへして、「Guidance for CLSPs」, pp. 28-30 です。
- (78) *Guidance for CLSPs*, p. 31.
- (79) *Guidance for CLSPs*, p. 32.
- (80) 世間問題は課題として、一層レベルの Shelters が第一級・リーガル・サービスの範囲で、General Civil Contract が第二級・リーガル・サービスの範囲で、second tier 法律相談ペーパー（11000円程度のペーパー・ペーパー）を実施した。ハーリー（人権法）と、Human Rights and Public Law Line の Public Law Project（公法専門団体）による General Civil Contract のペーパー・ペーパー（ペーパー・ペーパー）が、second tier advice/advise となっていました。Legal Action, February 2000, p. 5. また、公法専門団体による人権法は、Human Rights and Public Law Line の Public Law Project（公法専門団体）による General Civil Contract のペーパー・ペーパー（ペーパー・ペーパー）が、second tier advice/advise となっていました。

consultancy service は、待機や巡回と第一線を電話で組み、必要な専門的情報を提供し、リードと供給のギャップに対処しようとする組織である。

- (81) ターナーハウスの団体、CAF、カウンベル、ユース・ワーカー、リーガル・サークルが貧困の北東部広域事務所と協力して、若者向けの“Blitz Bus”を運行して法律問題を始めた。これは、ケースワーカーほかを載せたバスを町の貧困地域に走らせ、法律問題をかかげた相談のトータルサポートを行なうものである。Guidance for CLSPs, p. 22.
- (82) Guidance for CLSPs, p. 32.
- (83) Legal Services Commission, Corporate Plan 2001/02-2003/04, p. 18.
- (84) Legal Services Commission, Corporate Plan 2001/02-2003/04, p. 23, LAG members update, issue 10 (Spring, 2001), p. 4.
- (85) Guidance for CLSPs, p. 32.
- (86) Guidance for CLSPs, p. 35.
- (87) Guidance for CLSPs, pp. 41, 47-48.
- (88) 聖公会のチャーチ・オブ・イングランドは、定期的な法律相談の場を提供しているがいるが、筆者が住んでいた地域の近くにある英國国教会の St James's Church (Muswell Hill, London) も、毎週、法律相談のセミナーが設けられてきた。
- (89) Guidance for CLSPs, pp. 35-36.
- (90) Guidance for CLSPs, p. 38.
- (91) Guidance for CLSPs, pp. 39-40.
- (92) Guidance for CLSPs, p. 37.
- (93) Guidance for CLSPs, pp. 41-51.
- (94) Guidance for CLSPs, pp. 75-84, Annex E.
- (95) Guidance for CLSPs, pp. 48-50.
- (96) Guidance for CLSPs, pp. 50-51.
- (97) Guidance for CLSPs, p. 51. ニューハーツのための協約の締結は、CLSがある程度長期間活動してから行われるようにならざるを得ない。
- (98) Guidance for CLSPs, p. 53.
- (99) Guidance for CLSPs, pp. 54-55.
- (100) Guidance for CLSPs, p. 92, Annex G.

五 リーガル・サービス委員会、広域リーガル・サービス委員会、CLSP の関係

1 リーガル・サービス委員会と広域リーガル・サービス委員会

(1) リーガル・サービス委員会は、コミュニティ・リーガル・サービスに関して、①フランチャイジーが満たすべき質的基準の決定、②個々のフランチャイジーが質的基準を満たしているか否かの審査とその後の監査、③フランチャイジーとの個々の契約および許可（許可業務の場合）を規律する規範（Funding Code）の策定、④個別の契約・許可、を行う権限を持つている。このように、その権限は極めて広範であり、大法官府と密接な関係をもつて中央からコミュニティ・リーガル・サービス全体を管理・制御している。他方で、地域と広域の関係主体の参加と、実情の反映を目的として、広域リーガル・サービス委員会とCLSP が重要な役割を果たすことになっている。

したがって、広域リーガル・サービス委員会およびCLSP と、リーガル・サービス委員会（特に執行部）との、具体的な活動をめぐる関係が重要になってくる。しかしながら、リーガル・サービス委員会と、広域リーガル・サービス委員会およびCLSP の関係は錯綜している。三者の権限と責任の関係は、必ずしも明確ではない。三者の関係の細部は法律事項ではなく、基本的にリーガル・サービス委員会の判断に委ねられている。同委員会の作成した「指針」は、三者の関係について、活動内容」と整理しているが、先に示唆したように、制度立ち上げ時期でもあり、細部については、具体的な政治過程に左右される要素がある。ただ、以下で述べるように、CLSP に重要な任務が委ねられているものの、基本的な構造としては、公的資金の配分の最終的権限はリーガル・サービス委員会執行部とその機関である広域事務所の担当官（Regional Director）にあり、CLSP の運営に関しても、全体として、リーガル・サービス委員会の担当官（Regional Planning & Partnership Manager）が助言を与える」とになつており、リーガル・サービス委員会の主導でシステムが構築・運営されている。

(2) まずははじめに、リーガル・サービス委員会と広域リーガル・サービス委員会の基本的な関係について見てみることしよう。

広域リーガル・サービス委員会は、リーガル・サービス委員会の前身リーガルエイド評議会時代に、コミニティ・リーガル・サービス導入をにらんで、フランチャイジーとの契約を通じて優先順位の高いニーズに資源を投入するための戦略計画を作成する際、各地域の事情を反映させるための仕組みとして一三設置された。⁽¹⁾ 一三の広域リーガル・サービス委員会が一九九九年二月末までにリーガルエイド評議会に提出した戦略計画は、修正なしでリーガルエイド評議会で承認され、大法官の許可を経て、一九九九年四月に一般に公表された。コミニティ・リーガル・サービスの初年度の資金配分は、基本的に、この各広域ごとの戦略計画を基礎にしている。⁽²⁾

広域リーガル・サービス委員会については、コミニティ・リーガル・サービスへの移行過程で、新制度において果たすべき役割が、リーガルエイド評議会と関係者との間で協議され⁽³⁾、また、既に述べたように境界の再調整を経て一の広域に編成替えされた。⁽⁴⁾ 協議の結果得られた合意によれば、広域リーガル・サービス委員会の役割は、当該広域のリーガル・サービスおよび関連サービスのニーズの性質と程度について、リーガル・サービス委員会に「助言 advise」し、それらのニーズを満足するための広域的戦略を「勧告 recommend」することである。⁽⁵⁾

しかしながら、広域リーガル・サービス委員会とリーガル・サービス委員会の関係は、必ずしも明確ではなく、ある程度流動的で、また、リーガル・サービス委員会と他の主体（プロバイダーや資金提供主体）との間で、具体的な責務における両者の関係について、いわば綱引きが行われているようであり、具体的な状況に左右される要素が残っていると思われる。しかしながら、基本的には、広域リーガル・サービス委員会はリーガル・サービス委員会の強い影響下にあるものと考えられる。

すなわち、この問題が議論された時、リーガルエイド評議会以外の関係者の間では、広域リーガル・サービス委

員会はリーガル・サービス委員会から完全に独立して機能するべきであるという意見が、広くかつ強力に表明された⁽⁶⁾。しかしながら、リーガル・サービス委員会は、田口の政策の範囲内に広域リーガル・サービス委員会を拘束する方針を明確に表明している。「指針」は、リーガル・サービス委員会が、広域リーガル・サービス委員会とCLSPを「通じて」、コミュニケーション・リーガル・サービスに関する諸機能を遂行すると表現している。⁽⁷⁾ 実際、広域リーガル・サービス委員会の委員長には、全員、リーガル・サービス委員会の委員（但し non executive member）が就任している⁽⁸⁾。さらに、リーガル・サービス委員会のスタッフには、各広域⁽⁹⁾と、その他のコミュニケーション・リーガル・サービス基金の配分決定（契約締結決定）権限を持つ Regional Director（田制度⁽¹⁰⁾の Area Manager の後身）がおり、また、CLSP の展開と維持に責任を持つ Regional Planning & Partnership Manager (RPPM) がいるが、前者は各広域リーガル・サービス委員会の委員に自動的になり、後者も、アドバイザイザーとなる。もちろん、広域リーガル・サービス委員会の他の委員に誰が任命されるか、また、両者をとりまく具体的な政治過程によつて影響を受けるが、旧リーガルエイド評議会⁽¹¹⁾とリーガル・サービス委員会⁽¹²⁾がその公表文書で示している限りでは、リーガル・サービス委員会は、広域リーガル・サービス委員会をその強い影響下に置く意思を明確にしており、最も重要な資金配分権限がリーガル・サービス委員会執行部（具体的には Regional Director）にある以上、現実にも、そのような結果になることが多いと思われる。

リーガルエイド評議会の最後の年報（1999年七月発行）によれば、各広域リーガル・サービス委員会につき、それぞれ四名の外部委員が一般公募を経て任命された。四名は、次の四分野、すなわち、リーガルエイド開業実務、独立相談機関におけるリーガル・サービス（相談センターまたはロー・センター）、地方自治体の役割と機能、消費者の視点、各々の知識と経験を持つ者から、一名ずつ選ばれたとされている。四名は最低人數であり、今後、状況によつて増員の可能性があるとわれている。

2 CLSPとの関係

(1) 以上のような関係のリーガル・サービス委員会と広域リーガル・サービス委員会に、それに、各広域レベルで、当該広域内で設立された複数のコミュニティ・リーガル・サービス・パートナーシップ (CLSP) が絡むことになる。

まず、人事上の関連性を見ておこう。CLSPのペイオニアの中には、広域リーガル・サービス委員会のメンバーを参加させていたところがあった⁽¹³⁾。リーガルエイド評議会は、広域リーガル・サービス委員会のメンバーは、パートナーシップのアクティブ・メンバーであることは考えないが、その場合にオブザーバーとして参加する必要があるかもしないとしていた。「指針」では、CLSPには、リーガル・サービス委員会のRegional Planning & Partnership Manager (RPPM、前述) がkey playerとして参加するとされ、公的資金配分権限を持つRegional Director の参加⁽¹⁴⁾可能性が示唆されている。少なくともRPPMが、CLSPに参加し、リーガル・サービス委員会、広域リーガル・サービス委員会とのパイプ役になり、また、広域リーガル・サービス委員会の重要メンバーで資金配分権限を持つRegional Director もCLSPに参加する可能性があるといふことになる。

(2) リーガル・サービス委員会（具体的にはその執行部）と広域リーガル・サービス委員会、CLSPの関係は、以上のように錯綜しているが、そのいとば「指針」に示されている、三者の権限と責任に関する具体的な説明に現れている。「指針」は、一一頃田にわたって、三者の関係について示している。⁽¹⁵⁾ 実際の政治過程に左右される要素が残るが、「指針」の示すところにしたがって、見ておくこととする。

① ニーズの見積もりは、CLSPが行うが、そこで用いられるモデルは、既に述べたように、リーガル・サービス委員会執行部が標準となるものを提供し、データの収集と計算結果の提供まで責任を負う。CLSPは地域の実情に即した見積もりが可能であるが、先に述べたように、標準モデルをベースにし、データによつて修正提案を根

拠づけるパターンが多くなるであろう。精神衛生やコミュニティ・ケアなどのように専門家が少ない分野については、CLSPではなく、広域リーガル・サービス委員会がニーズの見積もりを広域レベルで行う。また、広域リーガル・サービス委員会は、各CLSPに対して、資金配分に関する広域全体の視点を周知させる責任を負う。

②サプライ・マッピングは、CLSPが責任を負うが、リーガル・サービス委員会執行部は、フランチャイジーおよび契約締結プロバイダーに関する情報は、非常に詳細なものを、リーガル・サービス委員会がコンピュータによつて管理し分析している。

③ギャップの分析は、各地域についてCLSPが責任を負い、広域リーガル・サービス委員会は、それらを広域ごとに総合する。また、広域レベルで評価すべきニーズ（専門家の少ない精神衛生、コミュニティ・ケア、入国管理など）については、自らギャップの分析を行う。但し、実際のデータの分析は、リーガル・サービス委員会の執行部が行い、結果をCLSPと広域リーガル・サービス委員会に提供するとされている。⁽¹⁷⁾ この非常に重要なポイントについての、広域リーガル・サービス委員会とリーガル・サービス委員会の責任と権限の分担は明確ではなく、状況に委ねられている点が大きいという印象を与える。

ギャップが明らかになつた場合の、④プロバイダーの調達・展開は、CLSPの執行部門の責任である。但し、リーガル・サービス委員会の地域事務所〔Regional Directorが所属する〕と「または」地方自治体「場合により他のパートナー」との合意に基づくとされている。進捗状況は広域リーガル・サービス委員会への報告事項である。モデルによるニーズの見積もりを補う重要なものとして、⑤地域住民・利用者との協議があるが、これもCLSPの責任であり、高度に専門化したサービスについては広域リーガル・サービス委員会が責任を負う。

最も重要で、かつ対立をはらんでいるのが、⑥コミュニティ・リーガル・サービス基金からの資金配分である。

これは、各広域への配分と、CLS Pないしビッド・ゾーン（リーガル・サービス委員会とフランチャイジーとの契約の申込み・承諾が行われる基本単位で、CLS Pが未結成の場合、広域リーガル・サービス委員会がビッド・ゾーンを単位としてニーズと供給のギャップの確定を行う）の配分に区別される。

まず、各広域への配分は、リーガル・サービス委員会が決定権限を持つ。新制度最初の契約（1000年度）については、前年度の各広域への支出をベースに、115%を、所得保障給付 Income Support（年金生活者や病気療養中の個人、体の不自由な人、扶養されるべき子を持つ無就業の single parent など）で、かつ所得・資産水準が最低限度以下の者に認められている、最低所得を保障する福祉給付の一つ〔但し一九九六年以降は失業者は対象外となつた⁽¹⁸⁾〕の申請者数分布に即して再配分したとされている。これは、需要の現実のパターン、条件付成功報酬契約導入のインパクト、大法官が指示する全国レベルの優先順位、その他の要因を考慮して、将来見直しがなされる。また、年度途中でも、新規受任件数の状況を広域間で比較して、修正される場合がある。いずれの場合も、影響を受けるRLSCとの協議が保障されている。

先に述べたように、コミュニティ・リーガル・サービス発足にあたって、各広域リーガル・サービス委員会はニーズとギャップに関する戦略計画を作成し、リーガル・サービス委員会は、それに基づいて資金の配分を決定したとされているが、「指針」の記述は、それは白紙からの出発ではなく、前年度実績をベースに、各広域・地域の状況を加味して、資金配分を行つたように読める。根本的に変革された新制度に短期間に移行した（できた）経緯を見れば、実務的には当然の措置と考えられるが、地域・広域レベルのニーズの測定・ギャップの確定なるものが、リーガル・サービス委員会によって、どこまで真剣に受けとめられているのか疑問を感じさせるものがある。また、既存の需要のパターン（それ自体、プロバイダーの分布によつて強く規定されている）をニーズに擬している（あるいは混同している）要素が大きい。これまで資金が不足していた地域に不利な結果となり、現在資金を得ている者を有⁽¹⁹⁾

利に扱つてゐるところなる。今後、CLSPと広域リーガル・サービス委員会のニーズとギャップに関する認識と意見が、よりまで資金配分に影響を与えるかが重要なポイントである。

次に、CLSPないしレギュラ・ゾーン・レベルでの資金配分は、最終的には、リーガル・サービス委員会のRegional Directorが決定権限を持つ。初年度の配分は、前年度の支出を基礎にして行われ、広域リーガル・サービス委員会が示した優先順位、ニーズ予測モデル、地域情報と住民等との協議に基づいて一部修正されたとわれる。CLSPは、定期的に作成する戦略計画で、CLSPレベルの資金配分の変更を提案できる。CLSPの戦略計画は、広域リーガル・サービス委員会が、Regional Planning and Partnership Managerの助言に基づいて評価し、CLSP間の資金配分の変更、あるいは、広域レベルで優先される専門サービス（精神衛生、コムニティケア、教育など）への配分水準について、Regional Directorに助言する責任を負ふ。但し、同一法律問題カテゴリー間で、あるプロバイダーから別のプロバイダーに資金を再配分する場合は、Regional Directorによって専決される。別の法律問題カテゴリー間での、プロバイダー間の資金再配分については、CLSPおよび広域リーガル・サービス委員会と協議の上、Regional Directorが決定する。

資金配分は、契約の履行を通じて執行される。やがて、⑦契約のモニターが重要な課題になる。個々のプロバイダーが適切に契約を履行しているか（契約の諸条件を遵守してゐるか、質的基準を満たしたサービスを提供してゐるか、予算の限界内にとどまつてゐるか）をモニターするだけでなく、場合によつて、年度途中で、資金の再配分が必要になる場合もあるため、CLSPないし広域レベルでのモニターも重要になる。個々のプロバイダーの契約履行状況のモニターは、リーガル・サービス委員会の広域事務所の執行部の責任・権限である。広域リーガル・サービス委員会は、リーガル・サービス委員会の執行部から、新規受任件数と経費支出状況に関する情報を得て、CLSPと広域レベルで契約履行状況をモニターし、必要に応じて資金の再配分をRegional Directorに助言する責任を負つ

ている。

⑧サービス提供方法については、リーガル・サービス委員会が、既に、各種パイロット・スキームを関係主体の協力のもとで実施している。電話相談、second tier services（前述）、アウトリーチ・プロジェクトなどである。これらは、コミュニティ・リーガル・サービス基金や他の資金提供組織との契約で行われ、CLSPや広域リーガル・サービス委員会は、現場の必要に応じて、契約スキームを提案することができる。

⑨コミュニティ・リーガル・サービスの評価については、一九九九年司法へのアクセス法一条(6) Schedule 1, Paragraph 14が、リーガル・サービス委員会に、年次報告書の作成と大法官および議会への提出を義務づけ、リーガル・サービスの供給と展開への影響について報告することになつていて。CLSPにも年次報告書の作成が求められており（怠ると資金が提供されないリスクがある）、広域リーガル・サービス委員会は、各CLSPの提出した報告書を審査し、リーガル・サービス委員会執行部からの情報提供や独自の調査をも踏まえて年次報告書を作成、公表し、リーガル・サービス委員会、関係自治体などに提出する。リーガル・サービス委員会執行部は、広域リーガル・サービス委員会の報告をも総合した年次報告書を作成し、委員会の審議に委ねる。

⑩CLSPの結成促進と⑪コミュニティの教育も、これら三機関の重要な任務である。相談・助言サービスの充実は、目標の一つとして、明示的に、それによる高価な訴訟手続の回避が掲げられており、そのためには、コミュニティ・リーガル・サービス自体の存在を住民に周知させるとともに、法的権利と責任についての啓発、情報の提供と教育（紛争の経済的価値に見合った解決方法の教育を含む）に重要な位置づけが与えられている。⁽²⁰⁾既に述べたように、一〇〇〇年四月の発足時に、CLSPは、あわせると全人口の三分の一をカバーしていたが、一年後には、八〇%に達している。広域リーガル・サービス委員会が中心になって結成を促し、間もなく、全人口をカバーする目標が達成されるものと思われる。コミュニティの法教育は、大法官府の示す方針のもとで、リーガル・サービス

委員会が責任を負うが、従来のリーガルエイド評議会時代には見られなかつた任務である。

(3) 最後に、コミュニティ・リーガル・サービス資金が、実際に、初年度（1999年度）に、どのように支出され、結果として、広域別、サービス別、サービス分野別に、どのように配分されたかを見ておこう。⁽²¹⁾

まず、初年度のコミュニティ・リーガル・サービスの支出実績は、年度前に組まれた予算より少くなつてゐる。すなわち、1999年度のコミュニティ・リーガル・サービス基金からの支払合計額は、七億八千〇〇万ポンド（1998年度⁽²²⁾）で、予算（八億1,000万ポンド）より11・1%少ない。これは、一九九九年度の支出額（七億六千〇〇万ポンド）と比べると、11%増にとどまつてゐる。1999年度の支出内訳を見ると、法的支援 Legal Help（相談・助言、手紙作成、電話による交渉など）が1億1,100万ポンド（11割）、法的代理 Legal Representation が五億五千100万ポンド（七割）である。当初予算と比べると、法的支援は予算（1億1,600万ポンド）を上回つてゐるが、法的代理が予算（五億八1,000万ポンド）をかなり下まわつてゐる。これらの状況の背景要因について、リーガル・サービス委員会の Corporate Plan では説明されてゐる⁽²³⁾。1999年4月17日に開催されたリーガル・アクション・グループ主宰の会議 Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Cultureにおいて、大法官府の Parliamentary Secretary の David Lock は、基調報告で、グリーン・フォーム・スキーム時代に比較すると法的支援は件数が増えていたことを成果として強調し、他方、法的代理の件数が増えていない点について、これは、庶民院 House of Commons における議論において、法的支援は訴訟件数の増加につながるので問題であるとする意見があつたが、そのような観方が誤りであることを示してゐる述べていた（訴訟数の増加は社会悪であることが自明視されてゐる）。ふつやけにせよ、大法官府の設定した予算の総枠の範囲内に、支出額をコントロールすると、こう新制度の中心目標の一つは、達成されてゐることである。

初年度の支出状況に基づいて、1999年度以降11年間の予算が組まれてゐる。それによると、毎年減額させて

いく計画である。すなわち11001年度が七億八〇〇万ポンドと約一割減額であり、110011年度が六億九千100万ポンド、11003年度は六億八三〇〇万ポンドである。11001年度が減額予定である理由としては、第一に、条件付成功報酬契約でカバーされうことになった人身傷害案件などが対象外となること、第二に、過去に受任されたリーガル・エイドによる人身傷害案件で、勝訴したものについて資金が還付されることが、あげられている。大法官府の David Lock は、前記会議の基調報告において、予算額の減少は表見的であって、還付金の存在を考慮し、グロスで見なければならないと力説していた。但し、還付金は、今後、次第に減少するものと思われる。11001年度予算七億八〇〇万ポンドの内訳は、法的支援が、前年度実績と同じ11億11100万ポンド、法的代理が減額され四億七六〇〇万ポンドである。

旧制度のもとで、民事リーガルエイド予算は増額を続け、様々な方法で政府が支出の伸びを抑えようとしていたのと対比すれば、排他的契約制の導入によつて支出を完全に制御できる体制に転換したことを示している。しかし、予算を減額していくといふことは、access to justice の拡大という制度目的が達成されるといふよりは、むしろ、その達成可能性に疑問を投げかけているといふべきである。人身傷害損害賠償事件が条件付成功報酬契約によつてカバーされる体制になつたため、その分を考慮する必要があるが、条件付成功報酬契約によつて、どこまで人身傷害の access to justice が実現しているのかも未知数である。むしろ、対をなす刑事弁護サービスの予算を、毎年増額させていく構想が示されているのであり、⁽²⁴⁾ コミュニティー・リーガル・サービス予算とを合算すると、毎年ほぼ同額の予算が組まれている。⁽²⁵⁾ このことは、司法へのアクセス法が議会で審議された際、貴族院で大法官アーヴィング卿が、「民事リーガルエイドには、ヨーロッパ人権規約 European Convention on Human Rights 上の義務を満たすために、刑事被疑者・被告人弁護の資金を確保した後に残った資金があてられる」と発言し、⁽²⁶⁾ コミュニティ・リーガル・サービスの犠牲によつて、刑事弁護サービスの増大し続けるニーズをまかなう」となるという

危惧が関係者から表明されていたが、その通りの結果となつてゐるといえる。刑事弁護サービスがオープン・エンド予算で、上限が設定されていない点を考えると、今後、コミュニティ・リーガル・サービス予算は、基本的に常に減額の危険にさらされていることを示唆している。全体の枠を拡大するという政府＝大蔵省の決定があれば別であるが、公共サービス支出全体における優先順位は、まず、医療、教育であり、続いて交通、警察となつており、リーガルエイドは政治的争点になりにくい点もあり、順位はきわめて低く、全体枠拡大の可能性は当面小さい。⁽²⁷⁾景気が悪くなれば、減額の可能性はさらに大きくなる。1999年から2000年前半にかけては、失業率、インフレ率ともオイルショック以来最低を記録する好景気であったが、それにもかかわらず上記のような予算が組まれているのである。

次に、1999年度の法的支援 Legal Help 予算が、各広域にどのように配分されるのかを見てみよう。リーガル・サービス委員会の Corporate Plan によれば、主として、前年実績と同じ比率で配分される。但し、移民・難民案件は、柔軟に割り当てられ、また、相談担当者に対する電話による専門的情報提供 (second tier support service contracts) などは、全国レベルなので別枠である。広域内の配分は、CLSP と広域リーガル・サービス委員会によって確定されたニーズと、大法官府の設定した優先順位、他の資金提供主体に由来するサービスの状況を考慮して行われるという原則が掲げられているが、既存の各契約者については、1999年度に新規受任が認められる案件数は、1999年度に実際に新しく受任された件数に基づいて決定されたとされている。但し、大法官府は、2000年10月から法的支援の受給資格（所得・資産要件）を引き下げるという提案をしており（五〇〇万人増＝一七%増とされてる）、これが既に考慮に入れられているという（もしそうだとすると、予算は増額になつても不思議ではないが、この点に関する詳しい説明に接することはできなかつた）。また、既存の各契約者の新規受任わりあて（許容）件数は、1999年度に契約上新規受任が認められた件数の八〇%を下まわらないことが保障されている。な

お、大法官は、家族、社会福祉、移民、精神衛生について報酬額の約10%引き上げを提案している。

11001年度法的支援予算のプロバイダー別内訳は、開業ソリシタが一億七五〇〇万ポンド（七五%）、独立相談機関が三四〇〇万ポンド（一五%）、予備1000万ポンド、その他（パートナーシップ支援基金など）11100万ポンドである。11000年度実績と比較すると、開業ソリシタは一六〇〇万ポンド減額、逆に独立相談機関は四〇〇億ポンド増額予算が組まれている。この数字には、相談サービスにおいては、ソリシタ事務所ではなく、独立相談機関を重視し、優先的に予算を配分していくというリーガル・サービス委員会と大法官府の政策が明確に反映している。

あるいは、11001年度法的支援予算の配分を、広域別に見ると、ロンドンへ四五%、他の広域は、四%から七%の範囲内に収まっている。11000年度実績と比べると、ロンドンの比率（四七%）が減少、その分、四%だつた広域のうち二つが五%に増額されている。広域レベルの配分も、ある意味で見事に制御されているが、それだけに、CLSPによるニーズとギャップの確定がどの程度生かされているのか疑問を投げかけている。

最後に、11001年度法的支援予算の配分を、法律問題カテゴリー別に見ると、移民・入国管理が四〇%と最も大きな比重を占めており、かつこれは前年度実績（三四%）⁽³⁰⁾に比べ唯一比重を拡大している。既に述べたように、

現在、移民、とりわけ、難民（亡命）asylum申請・上訴をめぐる大量の滞貨が政治的問題となつており（11001年六月の総選挙においても重要な争点の一つがasylumの問題であり、滞貨の処理状況は重要な論点であった）、プロバイダーのコントロール（入国審査・難民分野のプロバイダーに関するOffice of the Immigration Services Commissionerなどによる、質の悪いプロバイダーの排除）と抱き合わせで、大法官府は内務省と協力して、この分野への重点的な資源投入を行つており（迅速な処理、不要な上訴の防止のためには、質の高いプロバイダーによる案件処理が不可欠である）、そのことが数字に直截に現れている。リーガル・サービス委員会は、このような、優先順位の高い緊急的ニー

ズに対する資源の重点的な投入は、新制度で導入された契約制の有効性を端的に示すものとして、その成果を誇示している。⁽³²⁾ 但し、これに対する対応では、政府が難民申請者を全国に分散させて収容する政策をとっているため、入管法専門家がほとんどない地域に大量のニーズが発生した状況への対応という側面があること、access to justice の貢献というよりは、内務省の政策の一要素というべきであるとする評価がある。⁽³³⁾

入国管理・移民以外では、二〇〇一年度の予算に占める割合は、社会福祉法が二〇〇%、家族が二一〇%、精神衛生が七〇%、医療過誤・人身傷害が一〇%となっている。既に述べたように、一九九〇年代に、グリーン・フォーム・スキームにおいて、社会福祉法や移民問題が増加する傾向が見られ⁽³⁴⁾、また、新制度における重点領域が social exclusion の克服にあり、政策的にも社会福祉法、精神衛生分野などに資源を優先的に配分することが行われており、そのことが、二〇〇一年度の予算には現れている。

しかしながら、以上は、法的支援予算における比重の大きさであって、配分資金の絶対額を見ると、移民・入国管理を除くと、いずれも、減額予算が組まれていること注意しなければならない。すなわち、二〇〇一年度予算では、移民・入国管理は五四〇万ポンドの増額（七八九〇万ポンドから八四三〇万ポンド）となっているが、社会福祉法は一一八〇万ポンド、家族は八二一〇万ポンド、精神衛生は二三〇万ポンド、それぞれ減額されている。⁽³⁵⁾

契約制の導入によつて、相談・助言サービス（法的支援）への公的資金支出をコントロールすることに成功した様子を如実に示しているが、利用者の側から見れば、減額されている分野のニーズが短期間で減少したとは考えられず、また、サービス提供効率が劇的に向上したとも考えられない。リーガル・アクション・グループが強調しているように、重点分野である社会福祉法についてすら減額されているということは、新制度が、access to justice の拡大という所期の目的を達成していない可能性を示唆するとともに、公的資金の配分とそれによるリーガル・サービスの提供が政策当局の時々の都合によつて左右される危険性を示している。⁽³⁶⁾ 同時に、このような配分は、既

に述べたような、CLSPと広域リーガル・サービス委員会によるニーズの見積もり、ギャップの確定作業によって正当化され（現実にどの程度反映しているかとは別に）、それらが責任を分有するとされるはずであり、実質的な決定権者たるリーガル・サービス委員会に、広域・地域レベルの二つの組織を巻き込んだ新しいシステムの巧妙さを示すとともに（一九七九年以降の保守党政権下で考案され普及し、現労働党政権も継承・多用している手法である）、リーガル・サービス委員会の主導によるニーズとギャップ見積もりの方法と手続、資金配分の方法と手續の是非が、今後、議論の対象となる可能性を示している。

旧リーガルエイド委員会時代、フランチャイズのパイオニア・スキームが開始した時点で、既に、リーガル・アクション・グループは、フランチャイジーの満たすべき質的基準を資金提供主体が設定するとの危険性をいち早く指摘していた。例えば、支出を抑制するために、弁護士が専門的裁量を行使する（＝時間をする）余地を認めただけ制限していくだらうとしたのである。⁽³⁷⁾ その後の経過は、この危惧が現実化しだといふことができる。リーガル・アクション・グループの現会長カレン・マカイは、二〇〇一年四月、あらためて、リーガル・サービス委員会の権限の広さ、とりわけ、フランチャイジーの質的基準の設定権・フランチャイジー自体の認定権と、契約締結＝公的資金の配分権の双方を持つている点を問題にし、リーガル・サービス委員会と別に、リーガル・エイドの運営について監視し、access to justiceの状況をモニターする、独立監督機関の設置を提唱している。⁽³⁸⁾

(1) Legal Aid Board, *Annual Report*, 1998-99, pp. 67-68.

(2) Legal Aid Board, *Annual Report*, 1998-99, p. 68, *id.*, *Annual Report*, 1999-00, p. 51, Moorhead, *The Community Legal Service: Pioneers in Practice*, pp. 121-123.

(39) Legal Aid Board, *Annual Report*, 1998-99, pp. 67-68, *id.*, *Annual Report*, 1999-00, p. 52.

- (4) 論稿「立教法第」刊行（1999年）大判。
- (5) Legal Aid Board, *Annual Report, 1999-00*, p. 52.
- (6) Legal Aid Board, *Annual Report, 1998-99*, p. 67.
- (7) Legal Aid Board, *Annual Report, 1998-99*, p. 67.
- (8) *Guidance for CLSP*, p. 6.
- (9) リーガル・サービス委員会のレポート *How the LSC Works* によれば、委員会の執行官 executive member は、監督役員の名前を記載する。たとえば、Michael Barnes, CBE (独立相談機関での経験が豊富な議長経験がある庶民院議員)、九一年から九七年まで Legal Services Ombudsman が、東部・ミッドランズ・西ヨークシャーの監督役員 Philip Ely (ソニシタドロー・ソサエティの元会員) が、ロバート・ハーヴィー (東部の監督役員 Sheila Hewitt (最初、国際争議委員会で働いた)、現在は Immigration Appeals Tribunal のヘッジボーン・イングランド・北東部の監督役員 Juliet Herzog (ハーバーネのフランチャイズ、市議会議員 councillor) による活動) が、北西部の監督役員 Richard Penn (地方自治体のキャラクターを維持するための Chief Executive) 現在、機会均等監督役員 Equal Opportunities Commission 監督 (同様にハーバーネの監督役員 Jim Shearer (リバティ・チャーチ・ホール出身、現在、石油産業社員福利組合の Trustee)、監督役員ヘンリック・ハーヴィー (北東部のマーク・チャーチ・ホールの監督役員) が現れる)。
- (10) *Guidance for CLSP*, p. 6. また、この件は、地区開発・建設委員会 Regional Planning & Partnership Executives の監督役員でもある。Ibid., その募集に該当する <http://www.legalservices.gov.uk/old-docs/rppc.htm> 参照。
- (11) *Guidance for CLSP*, p. 6.
- (12) Legal Aid Board, *Annual Report, 1999-00*, pp. 53-54. 111〇頁の監督役員は、内閣府大臣。
- (13) Moorhead, *The Community Legal Service Pioneers in Practice : The Community Legal Service Pioneer Project*, p. 35.
- (14) Moorhead, *The Community Legal Service Pioneers in Practice : The Community Legal Service Pioneer Project*, p. 35.
- (15) *Guidance for CLSP*, p. 6.
- (16) リーガル・サービス委員会の分析によると、リーガル・サービスの実績率は、CLSPが、データの分析ノベルtyも、ある程度誤りがある。リーガル・サービス委員会執行部がデータ分析を行った結果、誤りである。リーガル・サービス委員会の意図が現れても現れない結果とな。
- (17) キャットの分析によると、リーガル・サービスの実績率は、CLSPが、データの分析ノベルtyも、ある程度誤りがある。リーガル・サービス委員会執行部がデータ分析を行った結果、誤りである。リーガル・サービス委員会の意図が現れても現れない結果とな。
- (18) Department of Social Security のレポート (<http://www.dss.gov.uk>) に掲載された The Changing

Welfare State : Social Security Spending, Appendix A : Trends in spending on principal benefits, 1991/92 to 2001/02, Income Support and JobSeeker's Allowance ^{参照}。

Income Support および Social Security Act 1986 (一九八八年四月施行) による、且 Supplementary Benefit によって導入されたもの、雇用保険制度のなこ個人とその家族 (親) の扶養範囲以内のパート・タイムを含む) に対する給付と、Family Credit、Disability Work Allowance など、最低限度を保障する給付を中心としたものが創設された。一九九六年では、失業給付とは別途で、失業補助が象徴された。一九七九年の改正で、前身の Supplementary Benefit の取組額は約三〇〇万人、一九九二年の改正で、約〇〇万人が改組された。その家族を含む八〇〇万人をカバーする。A.I. Ogus & N.J. Wheleley (eds.), Ogus, *Barendt & Wheleley's The Law of Social Security*, 4th Edition (Butterworths, 1995), pp. 450, 463, 450-451. 一九九六年改正における、失業給付 Unemployment Benefit と失業補助 Income Support および Jobseeker's Allowance for unemployed people が導入された。Ibid., p. 7.

- (19) *Legal Action*, June 2000, p. 3.
- (20) Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, p. 8.
- (21) さてが、^{ハルカス} Legal Services Commission, *Corporate Plan 2000/01-2003/04* *id.*, *Corporate Plan 2001/02-2003/04* ^{参照}。
- (22) 一九八二年四月に算定。
- (23) ロハシハシトナハキ・ハハヘド開催された。
- (24) Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, p. 27.
- (25) 一九〇〇年度は「大慶」(一九〇〇年) が採用され、(元新日本製鉄) 一九〇一年度は「大慶」(一九〇〇年) が採用され、「一九〇〇年問題は「大慶」(一九〇〇年) が採用され、マハトマ・ガhanda が採用され、実質的に新日本製鉄が採用された。Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, pp. 11, 27 参照。
- (26) Charles Black, "Legal Aid : Past, Present and Future," *Legal Action*, January 2000, pp. 6-9, 8.
- (27) *Legal Action*, November 2000, p. 3.
- (28) 一九〇一年四月に法律が制定された「カム・ト・クシマ・グルート」(争辯の公論) Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Culture (新日本製鉄) による、大法恤官 Parliamentary Secretary' David Lock の発言。
- (29) 前掲『立教法学』所載 (一九〇一年) 所載。
- (30) Immigration Adjudicators と Appeal Tribunal が合併して誕生した。一九九九年八月に、大法恤官リーガルアドバイザリーの勧告を受け入れた。
- (31) オーのひが Immigration and Asylum Act 1999 の施行により設置された、入国管理・移民問題に関する内閣府担当大臣 (内閣府) が規制する組織である。一部の資本規制を課すためにも内閣府に登録されている。一九〇一年四月川口正樹、ロー・ハチャードによる選定された専門職業団体のメンバーが選ばれて、オーのひが登録を始めた団体 (内閣府) が、オーのひが登録を始めた団体 (内閣府) が、内閣府

State ナウト農田緑地を離れた団体（非営利）が主導する形で、入国情理・総務に隸属して助言や法律サービスを提供する。刑事罰が課せられるべきだ。OISC News, Issue 1 (April, 2001), p. 1.

- (32) Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, pp. 14-15.
- (33) *Legal Action*, August 2000, p. 3.
- (34) 論述『社説批判』日本版 (1100 | 4月) 国立新刊
- (35) Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, p. 14.
- (36) Karen Mackay & Nony Ardill, "Time for a New Agenda?", *Legal Action Policy*, April 2001, pp. 1-4, Karen Mackay, "Auditing the Auditors—New Approaches to Quality," *Legal Action Policy*, May 2001, pp. 1-4. 後者は 1100 | 4月は開催されたリーガル・アドバイス・セミナー・会議の件題 Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Culture (論文) に記載された。されば、今後のリーガル・アドバイス・セミナーの開催が予想される。
- (37) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s* (Legal Action Group, 1992), p. 147.
- (38) ハリハリチャーチス、ヒーリング・アドバイス事務所の業務は大きくなり、多くの課題が発生する一方で、組織化の一途を辿る Hilary Sommerlad, "Managerialism and the Legal Profession : A New Professional Paradigm," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 2, (1995), pp. 159-185, id., "Implementation of Quality Initiatives and the New Public Management in the Legal Aid Sector in England and Wales : Bureaucratization, Stratification and Surveillance," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 6, (1999), pp. 311-343, id., "I've Lost the Plot : an Everyday Story of Legal Aid Lawyers," (unpublished paper presented at the Socio-Legal Studies Association Annual Conference at the University of Bristol, 4 April, 2001), M. Travers, "Measurement and Reality : Quality Assurance and the Work of a Firm of Criminal Defence Lawyers in Northern England," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 1, (1994), pp. 173-189 論述。
- (39) Mackay, "Auditing the Auditors—New Approaches to Quality," *Legal Action Policy*, May 2001, pp. 1-4.

大 1100 リトマ・リーガル・サービス・ペーネターハシナ —— 具体例

既に述べたように、この論文は、1100 | 4月現在、ハンドル・アドバイス・ヘルプ | 1100 開成され、全人口の 80% をカバーする。医療や歯科数は 111 九を数える。最終的には全人口をカバーする予定であり、1100

LSPの数は1150程度に達するが、そのうち結成状況を見ると、ノリッジ・リーガル・サービスのカジュアルサマー(JustAsk!)から知る事ができるロンドン地域事務所管轄区域内のCLSPは、116(11001年1月1日現在)である。

以下では、ロンドンから、按照沿いの区BarnetとTower HamletsのCLSPをとりあげ、地方から、興味深い情報を入手できたHerefordshire CLSPのことを譲り、具体像を示したい。

1 Barnet CLSP

(1) バーネット Barnet は、大ロンドン(Greater London)を構成する111のバラの一つで、最北部に位置し、Hertfordshireに接している(HertfordshireのBarnetの名称の一部に用いる地域があるので、London Borough of Barnetと書くのが一般的だが、本稿では単にBarnetとする)。十九世紀後半までは農村部だったが、二十世紀初頭からの第一次大戦直前までの時期に、ロンドンを中心とした通勤圏として宅地化が急速に進んだ地域で、一九六五年に、Hertfordshireの一部とMiddlesexの一部が合併して大ロンドンのバラに組み込まれた。⁽¹⁾ 大ロンドンのバラの中では、最も所得水準の高いグループに属しているが、⁽²⁾ 一部に貧しい階層が集中している区画(ポケット)があり、次に述べるTower Hamletsのように、十九世紀後半から貧困層に対するソーシャル・サービスの必要性が認識され、戦後もロー・センター運動などにより、貧困者に対するリーガル・サービスの提供が意識的に展開されてきたバラと異なり、中産階層が住民のメインストリームを構成するなかで忘れられたがちな、社会福祉法分野のリーガル・サービスの重要性が指摘されている。⁽³⁾ 人口は、現在約111万人で、少なくとも1101年まで増加が続くと見込まれている。人口の二割が有色人種(例えばインディ人が多く人口の七・四%を占める)⁽⁴⁾ で、白人も民族的・宗教的に多様であり(例えばユダヤ人が多い)⁽⁵⁾、合計1110以上の言語が話されている⁽⁶⁾。

「アーリーハイ・コーチ・サービスのカウンセラーサービス（JustAsk!）から取次いだ Barnet CLSP や、マム・ハグ」、リストアップしたプロバイダーは五つやね、それがなぜか幾つかある次のようになら。

地域の慈善組織団体が、Finchley CAB, Grahame Park CAB, Hendon CAB, New Barnet CAB, Woodcroft Advice Centre, East Finchley Advice Service」、地域介護局の「ボランティア組織・慈善団体（特定の民族・人種を中心とする組織）」や、Age Concern-Barnet, Barnet Housing Aid Centre, Barnet Racial Equality Council, Disability Action in the Borough of Barnet, Friern Barnet Voluntary Care for the Elderly, MIND in Barnet, Reachout, Refugee Health Access Project」、民族・人種別の「ボランティア組織・慈善団体」が、African Cultural Association, African Friends of Elderly and Disabled People, Barnet Somali Community Group, Chai Lifeline Cancer Care, Jewish Deaf Association, Jewish Marriage Council, Jewish Women's Aid Helpline, Miyad-National Jewish Crisis Helpline」、職業企画（Review-Prospects Careers Services）、「地方団体の相談窓口」（LB Barnet-Trading Standards, LB Barnet Action Point, LB Barnet Homeless Persons Unit）、「トライアル・ディアログ」（Dialogue Family Mediation, North London Family Mediation Service, Sherringtons-Family Mediation）」、センター事務所「H」である。

（3）此族・人種構成の多様性を反映して、民族・人種別の「ボランティア組織・慈善団体の多さが一つの特徴である。ロハシハゼ、少數民族・人種に対する非常に寛容であるが、それでも、差別と対立・抗争は壁に隕に存在し

てはいる。異文化のもとでの生活に伴う困難の解決には、同胞や当該言語を解する人々によるサポートがきわめて貴重であり、特に、貧しい少数民族出身者にとっては、各種福祉サービス、公共サービスに関する助言、支援が重要になる。

連合王国の福祉制度は、福祉国家解体政策にもかかわらず、なお相対的に充実しており、途上国・紛争国からの移民・難民希望者の増大を招いている一因であるが、彼らにとっては、これらの組織・団体や、コミュニティ・リーガル・サービスは、運命・生活・健康を左右する意味を持つている。現労働党政府は、social exclusion の克服を掲げ、社会福祉法分野の相談・助言サービスを、コミュニティ・リーガル・サービスの重点分野としているが、人種・民族別の支援団体・組織は、そのような政策の最前線に位置している。また、豊かな者が多い少数民族のためには、さらに、問題分野別の団体が発達している（前掲リスト中、ユダヤ人のための諸団体はそれである⁽⁹⁾）。

また、人種を問わず、社会的弱者を支援するボランティア組織・慈善団体が多数存在し、コミュニティ・リーガル・サービスに組み込まれているのも大きな特徴である。高齢者のための Age Concern は既に指摘したが、精神病と診断された人や精神的な困難に直面している人のための全国的な組織（慈善団体）Mind⁽¹⁰⁾の支部や、ホームレスのための支援組織（Barnet Housing Aid Centre）、体の不自由な人のための支援組織（Disability Action in the Borough of Barnet）、家庭内暴力や摂食障害など家族内の問題を経験しその後遺症に苦しむ人、あるいは現在それらを経験している子供達のための支援組織（Reachout）があり、ユダヤ・リーガル・サービスのプロバイダーとなっている。

次に、プロバイダーとなつてゐるソリシタ事務所（現在115）を見ると、単独ないし小規模事務所もあるが、中産階級やビジネスのための総合的な民事・商事・家事サービスを開拓しつつ、貧困者のためのコミュニティ・リーガル・サービスのフランチャイジーになつてゐる中規模事務所⁽¹¹⁾もある。イングランドのソリシタは、シティなど大都市の巨大事務所を別にする、High Street オフィスをかまえ、中産階級を依頼者層とし、不動産譲渡業務

conveyancing や遺産とその検証 probate・離婚を中心業務とするジェネラリストの単独または小規模事務所が一つの典型像だつた。⁽¹²⁾ 近年は、競争の激化とともに、合併による規模拡大・専門化またはブティック化が進んでおり、リーガルエイドは、そうした専門分野の一つとなりつつある（リーガル・エイド・ソリシターとして一つのグループ「内部は分化している」を構成してゐる）。この傾向は、九〇年代のリーガルエイド評議会の政策（フランチャイズ化、質的基準の導入、効率化の要求）とヨーロピアン・リーガル・サービスの発足とともに強まつていているとされているが、上品 Barnet CLSP によりプロバイダーとしてリスト化されている事務所の多くは、High Street に存在し、伝統的な業務形態から進化・発展したものが多い様子をうかがわせる。他方、少数であるが、単独・ないし小規模で、High Street からはずれた場所（例えば住宅地の中）に事務所を構えているソリシタも見られ、アラビア語・ウルディウ語による対応可能性を示している例もあり、特定の依頼者層を対象とした活動を行つていての様子を示唆している。

（4） CLSP によるリーズの見積もりにおいては、地域の交通網、人々の行動パターンを考慮する必要が強調されている点は、既に見たとおりであるが、Barnet において、現時点でのプロバイダーの地理的分布状況はどうであろうか。

Barnet は、ロンドン中心部から北に向かう、古くからの幹線道路が一本、東部と西部を走つてゐる。東部を走るのが、Great North Road（古世以来の幹線）で、そのほぼ中央にある市街地・商店街（service centre）が North Finchley である。西部を走るのが、Edgware Road（ローマ人が整備した幹線）で、その北よりにある市街地・商店街が Edgware である。それぞれ市街地・商店街の部分は、イングランドの通例で、High Road, High Street と呼ばれてゐる。道路網は良く整備されてゐるが、東京の都心ほどではないにしろ交通渋滞は日常的である。公共交通は、地下鉄ノーザン・ライン（Northern Line）が、二本の支線に分かれて、先の二本の幹線道路の近

へを南北に走つてゐる（終点は、High Barnet と Edgware）。東部と西部を地下鉄で乗り継ぐには、分岐点の Camden Town もで出て乗り換える必要があり不便である。しかし、路線バスのネットワークが整備されており、バスを日常的に利用している人も多い。⁽¹⁴⁾

バラには中心的市街地・商店街があるが、地下鉄とバスで結ばれてゐる。重要なものをあげると、北東か
い崎山回りなど、High Barnet' North Finchley' Finchley Central' East Finchley' Golders Green' Hendon'
Edgware である。カウンスルと行政部門の多くは、バラの北部中央 Hendon の丘にある。カウンティ・カート
は Finchley Central (地下鉄駅の近く)、主要道路が交差する地点) にある。

Barnet CLSP はプロバイダーとして列举されてゐるのの大部分が、以上七つの中心的市街地・商店街の
いずれかにあることがわかる。その中で、民族・人種別のボランティア組織・慈善団体の多くは、当該民族・人種
が多く住む地域の近くに存在する。但し、これらのマイノリティは、遠距離であつても、行ったサービスを利用
するために訪れる傾向があるといわれてゐる。⁽¹⁵⁾ なほ、Finchley の独立相談機関をみると、Finchley CAB は、地下
鉄 Finchley Central 駅から徒歩で 10 分ほどの場所にある他のボランティア組織 (Barnet Borough Voluntary
Concil, Barnet Volunteer Bureau, Barnet Victim Support, Community Focus, Mediation Bureau for Black Families)
も集まるセンターにオフィスがあり、周囲は中産階級の住宅地であるのに對して、East Finchley Advice Service
は、そこから徒歩で 15 分ほどのところにあるが、周囲は低所得者層の住むフランチャイズが並ぶ一角 (モケチャイ) であ
る。後者は、労働党の地区事務所に隣接してゐる。こずれも、近くの幹線道路に案内表示板があり、アクセスしや
すい。後者は、少数民族、ホームレス、福祉給付受給者などを主たる依頼者層としている。

地方と異なり狭い地域なので、車を利用しなくとも、バス、地下鉄により、バラ内の端から端まで一時間以内で
移動である。住民としての感覚によれば、バスで片道 10 分程度が、気楽に行ける範囲であるが、上記のこずれか

の市街地・商店街は、多くの住民にとって、バスまたは地下鉄で110分の圏内にあるといえる。なお、高齢者、体の不自由な者など、移動が困難な人々のために、家庭への訪問を実施しているプロバイダーもある（例えば、African Friends of Elderly and Disabled People, Age Concern）。

提供サービスの量は別にして、アクセス・ポイント自体の分布は、中心街・商店街の展開状況に対応して、分散しており、裁判所と区役所の近隣に集中しているところではなく、この点で、利用者に便利である。しかしながら、このような分布状況は、新制度導入直後の現状では、個々のプロバイダーの判断に基づく場所の選択に由来している要素が大きいと言えよう。他方、例えば、Family Mediationを行ったプロバイダーが三つリストアップされており、その場所を見ると、西部（North Finchley）、中央（Hendon）、東部（Edgware）に一つづつあり、政策当局の意識的な配置であるようにも見える。リーガル・サービス委員会（広域事務所）とCLSPの政策的判断が、どの程度関わっているかは明らかにならなかつたが、現在のプロバイダーの配置が、全体として、ニーズの分布に適合的であるという保障はない。他方、既に指摘したように、場所によつては、Barnet 内ではなく隣接するバラにある市街地・商店街（service centre）を日常的に利用している可能性があり、勤務先であるロンドン中心部の利用可能性もある。Barnet はねむリーズと供給のギャップについて、CLSP が現在どのように評価しているのかは、明らかでないが、今後、ニーズの見積もりに基づいて、どのような形で、自覚的にプロバイダーの配置と誘致をCLSP が行っていくかが注目される。

2 Tower Hamlets CLSP

(1) タワーハムレッテス Tower Hamlets は、大ロンドンの内側の Inner London を構成する 11 のバラ⁽¹⁷⁾の一つで、金融の中心地シティの東に隣接し、南はテームズ川、東はリーフ川を境とする地域である。いわゆるイー⁽¹⁸⁾

スト・エンドと呼ばれる地域であり、一九世紀以来、今日に至るまで、連合王国全体で最も貧困な地域を含む自治体として知られている。特に、シティと隣接するホワイトチャペル Whitechapel は、古くから外国からの貧しい移民が多数住んだ場所で、既に、一七世紀末にはユダヤ人が多く住んでいたが、一八世紀の初めにフランスからプロテスタント (ユグノー) が移り住み、一九世紀初めにはアイルランド人とドイツ人が、続いて東欧からユダヤ人が移住した。その後も、一九五〇年代から七〇年代にかけてインドとバングラデシュから多数の移住が行われた⁽¹⁹⁾。現在、Tower Hamlets 全体をみると、バングラデシュ出身者の数が多く、人口の 111% を占めている⁽²⁰⁾。Tower Hamlets は、第一次大戦中、ドイツ軍の空襲による被害を受けた地域を多く含み、戦後は、被災地域を中心にカウンスル・フラット (公営住宅) が多数建設された。一九六〇年代以降、海運の衰退とともに、ドックが閉鎖され、チームズ川沿いの地域 (Docklands) は荒廃したが、一九八〇年代以降、再開発が進められている。

一九世紀後半、Whitechapel 間辺は、その極端な貧困により、キリスト教関係者や慈善活動家の注目を集めめた。例えば、メソディストの William Booth は、一八七八年に救世軍 Salvation Army をノンで組織した⁽²¹⁾。また、オックスフォード大学の学生によるセツルメント活動の拠点としてわが国でも知られるトインビー・ホールが、Whitechapel に一八八四年に開設され（現在でも同じ場所に存在する）、セツルメント運動の発祥の地となつた⁽²²⁾。トインビー・ホールで行われた貧困に関する経験的な社会調査やそこでの経験は、イギリス社会学の発達と社会福祉政策の展開に大きな影響を与えた。第一次大戦直後、福祉国家を建設した労働党政権の首相 Clement Attlee と閣僚 William Beveridge は、一九〇世紀初頭に、ノンで要職を占めていた⁽²³⁾。著名な経済史家 R.H. Tawney も、ノンで活動した経験を持つ⁽²⁴⁾。一八九八年には、トインビー・ホールで、無料法律相談が開始している⁽²⁵⁾。一九世紀末から二〇世紀前半にかけては、多数の労働者が住んだチームズ川沿いの Poplar も著しく貧困な地域となり、社会主義者で指導的な地域活動家を輩出した⁽²⁶⁾。

現在でも、Tower Hamlets の平均所得水準は、連合王国中最も低いグループに属している。⁽²⁷⁾ 一九九一年のセンサスによると世帯主の職業構成を覗くと、専門職業（五・四%）、管理職・技術職（一・四・四%）、熟練非マニュアル労働職 skilled non-manual occupations (11・1%) の比率が低く、ロンドンの全バラ中、いずれも二〇位前後を占めているに對し、非熟練労働職 unskilled occupations (11・1%) の比率が低く、ロンドンの全バラ中、二十九位（二〇位前後を占めているに對し、非熟練労働職 unskilled occupations の比率は、全ロンドン中第一位（七・七%）、半熟練労働職 partly skilled occupations の比率も第二位（一七・八%）である。失業率はロンドン全体平均の二倍、居住環境も悪く、一室屋あたりの一人以上が住んでいる世帯の比率は、一一%に及ぶ（ロンドン全体の平均は四・一%）。

但し、一九九〇年代から、Docklands にある高層ビル群に多国籍企業（金融、情報・通信分野など）、新聞社ほか多数の大企業がオフィスを構え、それが、この地域に一定の変化を及ぼしてくる。高層オフィスビル群が Isle of Dogs (テームズ川が蛇行するため南側に突出した部分) 中央部の「シックの跡地」(Canary Wharf) に建設され、Isle of Dogs やその北部には新築フラットなど比較的豊かな通勤者用の住居が多数出現している。⁽²⁸⁾ これに対して、White-chapelを中心とする西部は依然として移民者の多い貧困地域である。

また、一部に、古くから中産階級が多く住んできた地域があり（例えば、東部の Bow⁽²⁹⁾）、従来より Tower Hamlets の所得格差は大きかった。⁽³⁰⁾ また、一九九一年のセンサスによると、人口は約一五万人であり、一六歳以下の人口が一・五%を越え、その比率は上昇傾向にあり、この点で、全国的傾向と対照的である。⁽³¹⁾ 一九九〇年代の再開発と比較的豊かな層の流入により、今日ではそれに所得格差が拡大してくる可能性が強い。

(2) Tower Hamlets CLSP は、1990年五月に結成され、1990年1月1日現在パートナー数は一〇である。パートナーとは、リーガル・サービス委員会、London Borough of Tower Hamlets その他、ソーシャル事務所が「Tower Hamlets CAB' Women's Health & Family Services' Disability Advocacy Network' Wapping Bangladeshi Association などが含まれている。⁽³²⁾

ヨーロッパ・ティ・リーガル・サービスのウェブサイトにリストアップされているプロバイダーは、現在、六八である。内訳は、狭義の独立相談機関が八（CABが三）、ロー・センターが一、その他が四）、問題分野別ないし特定の人々向け（例えば、女性・高齢者、子供など）のボランティア組織・慈善団体（特定の民族・人種対象を標榜しているのは除く）が一、民族・人種別のボランティア組織・慈善団体が六、民間企業が一、地方自治体関係機関および制定法上の組織が七、ソーシャル事務所が二十一、マザイエーション組織が一となつてゐる。

CABは Whitechapel, Bethnal Green, Bow (東部の住宅地) に一ヶ所があり、ロー・センターが Whitechapel と一ヶ所、他の他の相談機関は、既述のメイハムホール、ディスクハム (Isle of Dogs) の Island Advice Centre' Whitechapel の St Hilda's East Community Centre' Bethnal Green の Legal Advice Centre である。貧困者の多い西部に多いが、東部、南部にも一ヶ所の展開してゐる。

特定の人々・問題向けの組織・団体には、薬物使用者のための支援団体 (1)、HIV 感染者のための支援団体 (1)、Age Concern & Disability Alliance' MIND など聴覚者や障害を持つ人々のための支援団体 (五)、人種差別・警察による暴力の被害者のための支援団体 (Civil Rights Advice and Support Group) などが含まれる。民族・人種別の団体には、中国、ベトナム、ラテンアメリカ、ベンガラジ、ソマリア、南アフリカ出身の人々を、それぞれ特に対象として明示してゐるのがあり、多くの場合、移民・難民（申請を含む）分野のサービスを含んでいふ。"ディエイション組織は、離婚ではなく近隣紛争を主たる対象としているのである (Tower Hamlets Migration Service)。ボランティア組織・慈善団体やソーシャル事務所では、住居や福祉給付だけではなく、移民・難民を対象の一ヶ所として標榜してゐるのが比較的多いのが特徴である。Barnet と異なり、離婚を対象としたマザイエイション組織は、今のところプロバイダーとしてリストアップされてゐない。

(3) 地理的に見ると、比較的狭い地域であつて、かつ、路線バス、地下鉄、そのほかの鉄道が緊密なネット

ワークを形成している。⁽³⁴⁾ ソーシャル事務所、独立相談機関、ボランティア団体は、バタの西半分 (Whitechapel, Bethnal Green, Wapping 周辺) に多く集まっている。東部の比較的豊かな住宅地 (Bow など) にも、プロバイダーは存在する⁽³⁵⁾が少數であり、今のところ、CLSAP では、貧困者へのサービスが優先されてくるようになっている。

東部と西部の住民の経済的・文化的差異は、次のような、女性および子供を特に対象としたプロバイダーの対蹠性⁽³⁶⁾、顕著に現れてくるようと思われる。すなわち、女性のための就業・起業相談（有料）を行う企業組織 (Account 3 Women's Consultancy Service) が、Bow にあり、これは、Whitechapel にある、女性を対象として、ホームレス、受刑者、劣悪な居住環境にある人々のために住居に関する相談とリフューラル・サービスを行う慈善団体 (Women's Link) とは、ともに女性のみを対象としながら、所在地環境もサービス内容も対照的である。また、一一歳以上二五歳以下の若者を対象としたカウンセリング・相談団体 (Step Forward) が Bethnal Green にあり、基本的に貧困者を対象としているのに対し、学習障害 learning difficulties を抱つむ児童と親のための支援組織 (Tower Hamlets Mencap Society) が Bow にある。

Whitechapel と Bethnal Green は隣接し、Bow とは、Mile End を挟んで幹線道路一本でつながっており、地下鉄やしならじ駅の距離にすぎない。社会階層と人種に基づいて居住地域が細分化される傾向が強いのは、イングランドの都市部の特徴であるが、Tower Hamlets の以上のよくな状況は、ソーシャル・リーガル・サービスの展開、とりわけ資金配分決定が政治的性質を強くもつたことを示唆するものだ。リーズの見積もりにあたっては、CLSAP の対象地域をさらに細分化して行う必要を示している。同時に、既に、実際のプロバイダーの展開には、それが、どうまでリーズの多様性に対応でているのかは別にして、相当地域に狭いレギュラードの地域特性が反映されているのが分かるのである。

Barnet と Tower Hamlets の状況が示してくるように、行政機関や裁判所の周辺に相談のためのアクセス・ポイ

ントが集中するのではなく、むしろ商店街周辺に集まり、また、地域特性に比較的対応した分布パターンが見られるのは、私的なイニシアティブによる相談サービス体制主導型の強みである。日本の行政・司法機関主導型相談サービスのパターン（法律事務所の分布も裁判所周辺に集中している）とは顕著な差異であるといふべきがである。

3 Herefordshire CLSP

(一) County of Herefordshireは、ウェールズとの境に接するシティ・オブ・ヘリ福德西部の典型的な農村部で、なだらかな平原が広がっている。農業と造園業を中心である。county town の Hereford は、その歴史をアングロ・サクソン時代の七世紀にさかのぼり、ヘルマンのイングラン征服直後の1079年に大聖堂が建設された中世の面影を残す古都である。⁽³⁷⁾ サイダーの地場産業でも知られている。County of Herefordshire は、⁽³⁸⁾ County of Hereford & Worcester が1つの分かれ、⁽³⁹⁾ 一九九八年四月に発足した単層行政区体⁽⁴⁰⁾、田舎の町へのリバートンタウン (Hereford & Leominster の1部、Malvern Hills の1部、South Herefordshire) をカバーしている。⁽⁴¹⁾ Hereford & Worcester は、ベーリングガム（連合王国第11の人口100万人を擁する）とウェールズ国境に挟まれた農村地帯で、行政や商業・サービス業は、大聖堂のある古都 Hereford と Worcester が集中している。最も新しい一九九一年のセンサスによる統計によると、County of Herefordshire の該当する地域の人口は、約144万人である。

Herefordshire CLSP は、County of Herefordshire 全域をカバーするもので、一九九九年六月の Associate Pioneer (編集) によって発足し、11000冊の書籍に結成された。⁽⁴²⁾ パートナーの数は、10 (11001年)⁽⁴³⁾ である。リーガル・サービス委員会、Herefordshire のカウンスルとロー・ソサエティ、CAB が含まれている。地域 region としては、西シマントバニ地域、現在 (画上) 7存在するCLSP の一つである。

Herefordshire CLSP は、110の「シティ・パーク (Hereford' Leominster' South Herefordshire) からの構成されて

い。それぞれ、旧ディストリクトに対応してお、Leominster が北半分、South Herefordshire が南半分を占め、面積はほどの Herford が、South Herefordshire の中心に浮かぶ都市である。人口（一九九一年）は、Leominster が約四万人、Herford & South Herefordshire が⁽⁴⁴⁾もに約五万人である。Leominster の中心部（中世の建物が多く残る市場町）は、Herford と鉄道で結ばれ、111マイル北（約110キロ）に位置している。

(2) Herefordshire CLSP は、ペイオーリーの設置で、ニーズの見積もり作業と、サプライ・マッピングを実施した。⁽⁴⁵⁾ 前者は、リーガル・サービス委員会のニーズ・モデルを基礎に、諸自治体から提供されたデータを補助的に用いた。後者は、質問票調査によって行われた。その結果、予想以上に、法律情報の提供や助言・相談を行つている主体が多いことが明らかになり、その数は五〇〇を越えたとされている。特に、家庭医やカウンスルのcouncilor が、相談を受け、リーガル・サービスのプロバイダーを紹介する役割の重要性が認識された。村の大部分は、プロバイダーを近所に持たないので、とりわけ彼らの役割が重大になる。そこで、CLSP は、彼らに対して、正確な情報の必要性を周知させ、意識を高めるための場を設け、また、適切な支援と訓練を行う計画を立てているとされてい。

マップされたプロバイダーのうち、リーガル・サービス委員会と一般民事契約を締結するの主体だけでは、一〇〇〇年三月の、新制度発足直後（同年一月Legal Help がスタート——前述）の時点では、見積もられたニーズを満たしておらず、対策が必要と判断された。具体的には、契約を有するプロバイダーは全てソリシタ事務所で、各ビル・バーン・ハムン Herford が七、Leominster が⁽⁴⁶⁾一、South Herefordshire が一である。この時点で、CAB など、独立法律機関は、一般民事契約を締結していない（例えは、CAB が、本部・支部含めて、Herefordshire CLSP 対象地域内に七事務所存在する）。契約カテゴリー別に見ると、「表一」のようになる。表には、CLSP がニーズの見積もり作業に即して判断した各法律問題カテゴリー別の優先順位が、高度・中度・低度に分けて記入し

[表1] Herefordshire CLSPにおけるニーズの優先順位と一般民事契約締結状況

ビッドゾーン	契約締結事務所数	福祉給付	債務	住居	雇用	消費者・一般契約
Hereford	7	中度	1	中度	2	高度 0 中度 0
Leominster	3	低度	0	低度	0	中度 0 中度 0
South Herefordshire	2	低度	0	低度	0	中度 0 低度 0
		移 民	精神衛生	家 族		
Hereford		低度	0	低度	0	高度 7
Leominster		低度	0	低度	0	高度 3
South Herefordshire		低度	0	低度	0	高度 2

註：2000年3月現在。契約は全てソリシタ事務所のものであり、独立相談機関は、この時点では契約を締結していない。上で示したもの以外に、コミュニティ・ケアの契約をHerefordのソリシタ事務所が一つ締結している。複数の法律分野カテゴリーで契約を結んでいる事務所がある。

出所：West Midlands Regional Legal Services Committee, *Regional Report and Review, Draft for Consultation.*

てある。⁽⁴⁷⁾ 一つのプロバイダーが、複数のカテゴリーの契約をリーガル・サービス委員会と締結しているケースもあるが、どのプロバイダーも、家族カテゴリー（主として離婚関係）については必ず契約を結んでいることがわかる。

優先順位が高度とされたカテゴリーは、Herefordでは、家族、雇用、住居、Leominster と South Herefordshire では、家族のみ（家族は二地区で高度とされている）、中度とされたのは、Hereford では、福祉給付、債務、消費者および一般契約、Leominster では、住居と消費者および一般契約、South Herefordshire では、住居である。他は、全て低度とされてる。Hereford では雇用カテゴリーが高度のニーズが存在すると判断されたにもかかわらず、このカテゴリーの一般民事契約を締結しているプロバイダーは存在しない。Herefordshire CLSP の報告に基づき、西シッムランズ・リーガル・サービス委員会は、① Hereford の雇用分野と消費者・一般契約分野の相談、② Leominster の住居と消費者・一般契約分野の相談、③ South Herefordshire の住居分野の相談、について、専門家が全くいないことを指摘し、短期的には、これらは、既

存の契約締結プロバイダーに認められている、カテゴリー外許容制度で対応できるだろうが、長期的な対応は、CLSP に検討するとしている。そして、Hereford 市部における雇用分野の契約締結可能性を、広域ディレクターはさらに検討するべきである」と、および、CLSP によるプロバイダーの開拓と、広域ないし広域・地域の中間レベルで他のプロバイダーと協力すべきことを勧告している。こうした状況に対し、リーガル・サービス委員会は、後述のように、二〇〇一年一月に公表した全国的な電話相談スキームで供給不足に対処する方針を示している。⁽⁴⁹⁾

(3) 以上は、コムニティ・リーガル・サービス発足時の状況であるが、一年経過後の現在、Herefordshire CLSP のプロバイダーとして、ウェブサイトで公表されてくる組織は二四である。独立相談機関が三、「ボランタリ団体・慈善組織が八、地方自治体部局」⁽⁵⁰⁾、制定法上の組織一、「ティエーション（家族問題）組織」一、ソリシタ事務所が一八である。

独立相談機関は、全て Hereford CAB の本部ないし支部オフィスで、所在地は、Hereford、Leominster、Ross on Wye（南部の小城）である。ロー・センターはなく、Barnet & Tower Hamlets など、他の独立相談機関もプロバイダーのリストには見られない。Hereford の CAB は週四日（一日五時間）開かれ、面接が行われているが、Leominster は週二日（他一日は電話相談のみ）、Ross on Wye は週一日前のみ（他の四日は電話相談のみ）が面接となつてゐる。リソース不足の状況を示唆している。

地方自治体の部局は、Herefordshire カウンスルの住宅部局と消費者問題部局である。前者は、Housing Act に基づいて、住居に関する二ースの優先順位を算積もり、優先度の高い人（妊婦、子供のいる家族、高齢者・障害があるたり暴力を受けるリスクのある人など特に vulnerable な人）に仮の住まいを提供するサービスを行つてゐる。

次に、制定法上の組織として、Community Health Council や Youth Advice がリストアップされている。前

者は、国民医療サービス (NHS) に関する情報提供と、苦情・異議申立を代理するサービスを提供しており、コニックティ・リーガル・サービスの専門的法律問題カテゴリーとして精神衛生分野の一般的支援の提供が掲げられている。後者は、一二歳から二五歳までを対象とした支援・情報提供（住居、福祉給付、医療、職業訓練、教育、いじめ、妊娠など）を行っている。

ボランティア団体と慈善組織をみると、民族・人種別のものがない点が Barnet & Tower Hamlets と異なっている。少数民族人口がきわめて少ないためであろう。高齢者のための Age Concern が四カ所に展開し、若者と子供向けの団体が一（肉体的障害または学習障害、慢性疾患に苦しむ子供とその家族に対する支援・カウンセリング・情報提供を行う Family Network）、障害者とその家族を対象に情報提供・カウンセリング（福祉給付、諸設備、レジャーへのアクセス、移動、ケアなど）を行う団体が一、ボランティア団体や地域のセルフ・ヘルプ・グループ、コムニティ・グループの活動を支援・促進するための組織が二、リストアップされている。

ソリシタは一八事務所がリストに登載されている。所在地を見ると、Hereford 中心街に一、「Leominster & Ross on Wye」に各二、「Ledbury」（東部の町）に一となっている。事務所の規模、取扱業務分野を見ると、少なくとも次の三類型が比較的明瞭に区別できる。⁽⁵¹⁾ 第一は広い範囲の分野を担当する総合的な事務所であり、八つの事務所がこれに属する。第二に、家族と人身傷害を含む中範囲の数の分野をカバーする事務所⁽⁵²⁾で五つ、第三に、特定の狭い専門分野のみを扱うブティック型で、五つ存在する。ブティック型には、刑事事件のみ、家族分野のみ、といった事務所がある。第一と第二の類型は、遺言・検認・不動産譲渡を中心とする伝統的・典型的な地方のジェネラリスト小規模（ないし単独）事務所が発展した形態かもしない。また、現在、合併途中の事務所があり、Ross on Wye の総合型の Hereford のブティック型（家族と刑事のみ）との合併である。Hereford 中心部に刑事・家族・人身傷害の専門業務を扱う本部をもち、Leominster は家族のみの専門業務を扱う支部をもつ事務所もある。先に述べ

た Hereforsire CLSP によるサプライ・マネジメント、ソーシャル・ケア分野の契約を締結してこなプロバイダーがあつたが、これは第一類型の総合型事務所である。

人口一五万人足らずの農村部であるが、主として貧困者を対象とするソーシャル・リーガル・サービスのプロバイダーに限つても、バラエティに富み、専門分化したサービスの提供が全体として行われている様子がうかがえる。同時に、既に述べたよへど、リーズと供給のギャップが、新制度の運営におけるPの作業により明らかにされ、その対策が検討されるのが現状である。

- (1) Stewart Gillies & Pamela Taylor, *Finchley & Friern Barnet* (Phillimore, 1992), Introduction, Barnet Council, *Barnet Online, Community, History* (<http://www.barnet.gov.uk/community/history/index.php3>). たゞ、筆者註：一九九九年五月〇〇日時点の状況。
- (2) Barnet Council, *Barnet Online, Community, History*. David Gordon & Ray Forrest, *People and Places 2 : Social and Economic Distinctions in England* (School for Advanced Urban Studies, 1995) によれば、一九九一年のセンサスは概ね、イングランド全体の11大地方選舉区 (District と Borough と/or) 中、Barnet は、中選舉級が世帯数全体に対する比率は第11位である。中帶主がサービス業従事者の比率は第八位である。より細かな社会階層分類を見ると、professional occupations と managerial & technical occupations の中帶比率が非常に高く、前者は11・四% (ロハムスのバラ中第五位、全国平均の約10%前後)、後者は11・六% (同じく第五位)、不本領不就労 unskilled occupations の出率は11・八%、ロハムスのバラ中11・七%である。Clare Jones, *A London Atlas : From the 1991 Census-Borough Level*.
- (3) Barnet Council, *Barnet Online, Local Democracy, Community Plan : The Place and The People* (<http://www.barnet.gov.uk/local-democracy/community-plan/theplace.php3>).
- (4) Helena Wray, "Legal Needs Research in a Local Community," *Civil Justice Quarterly*, vol. 19 (2000), pp. 386-404.
- (5) Jones, *A London Atlas : From the 1991 Census-Borough Level*.
- (6) Barnet Council, *Barnet Online, Local Democracy, Community Plan : The Place and The People*.
- (7) Age Concern も、一九四〇年～一九四五年の戦争中の被爆者の問題や、問題の解決を図るための全国的な組織、即ちの関係政府部門、この問題を経験を有する個人が集まつて組織を開催し、戦後、被爆者

をめぐる政策の展開に重要な役割を果たしたものだ。各地の関係ボランティア組織は、高齢者に必要な各種サービスをボランティア中心で提供し、また高齢者に関する政策の提唱を行つてゐる。したがつて、Age Concern の名称が用いられるようになつてゐる。全国組織の Age Concern England にて活動する団体（専門職業団体も含む）を統合して、110万人以上のネットワークが活動している。Age Concern England のウェブサイト (<http://www.ageconcern.org.uk/sitearchitek/accesite.nsf/html/4HFLZQ?OpenDocument>) である。

- (8) JustAsk!@ Barnet CLSP の例 (11000番) (現在の情報)。
- (9) Barnet と Golders Green & Finchley など、バタヤ人移住者が多く住む地域がある。十九〇年代から二〇年代初めにかけて、バタヤ人家族がこの地に住み始め、その数は一九九〇年代に急増した。Gillies & Taylor, *Finchley & Friern Barnet, Introduction*.
- (10) Mind は一九四六年に設立され、イングランド・スコットランド・北アイルランドの地方組織を持つ。キャノピーー・ハーバード教育によれば、平等の権利の実現をめざす団体の一つである。Mind のウェブ・チャット (Consumer Credit : Business Law, Litigation and Personal Injury ; Family Law) がある。Family Law の Head (女性専門家) は、"トマ・マッカーティーの娘" である。Family Mediator として Barnet CLSP のトロベイダーは組織している。この事務所のウェブ・チャット (<http://www.sherringtons.co.uk/>) である。
- (11) Barnet の北西部の中心街 Edgware にある事務所は、ハラタセ・ヒルの輪盤 (Consumer Credit : Business Law, Litigation and Personal Injury ; Family Law) である。Family Law の Head (女性専門家) は、"トマ・マッカーティーの娘" である。Family Mediator として Barnet CLSP のトロベイダーは組織している。この事務所のウェブ・チャット (<http://www.sherringtons.co.uk/>) である。
- (12) 例へば、North Finchley @ High Road (駅) 大通りの Ballards Lane にある銀行の支店 (B)、四大スーパー・マーケットのすぐ近く (E)、書籍・医薬品・文房具・CD、ファーストフード、総合量販店などの全国的チェーン店、レスレクションなどが並び、典型的な商店街を形成しているが、ソーシャル事務所も多数存在する。不動産会社や田舎銀行、ソサエティの支店 (住宅金融専門会社で近年は一般金融も可能なことによる金融機関) に隣接している (あるこちらの「壁をぬいて」) ケースが少なくない (不動産譲渡 conveyancing などの関連業務を担当しておいたためである)。電話帳 (*Thomson Local : Barnet Edgware 2001-2002*) によると、North Finchley の中心部 (半径徒歩五分程度以内) に所在するソーシャル事務所は一八を数えた。ヨーロッパのロンドンの入口に掲示している事務所が二十七である、1100 年間かかるスタートした刑事弁護士のロードを掲示している事務所もある。
- (13) 実態調査に基づく Hilary Sommerlad, "The Implication of Quality Initiatives and the New Public Management in the Legal Aid Sector in England and Wales : Bureaucratization, Stratification and Surveillance," pp. 311-343.
- (14) 私鉄 (英國鉄 British Rail が一九九〇年改組により民営化したの) も、地下鉄の外側、地下の西端を南北に一本走り、西端駅、東端駅あり、ロハム・サウス・ロードを通じて (地下本数は地下鉄を出でたところ)。この地下、地下鉄と地下鉄が、地下鉄のすぐ外側を上からみて左側に位置する。しかし、西端のすぐ外側を左側に位置する。ロード・サウス・ロードを通じて (地下本数は地下鉄を出でたところ)。
- (15) Pleasence, Buck, Gorley, Taylor, Perkins & Quirk, *Local Legal Need*, p. 70.
- (16) サウス・ロードの西端に建つた建物が「棟」である。ドーナツ状のオーバーパスが駅を構成するものであるが、この付近は一九四〇年から二〇〇〇年の間に、Finchley Council Offices があつた場所である。

- (17) Inner London が、シティの11のバーニー構成された。²⁴⁾
- (18) 筆者在外研究中、名實研究員として滞在したロハムン大学の Queen Mary and Westfield College が、Tower Hamlets の Mile End (ハーヴィル) の名は、シティの東端を画するロード人が建設した Aldgate [アーヴィゲート] を意味するナクソン語に由来] から「マイルの地帯」に由来する。Queen Mary College (一九八九年に Westfield College へ合併) の前身は、一七八七年にイクニット女王によって労働者のための教育機関として創設された。²⁵⁾
- (19) Ben Weinreb and Christopher Hibbert, *The London Encyclopaedia* (Macmillan, 1993), pp. 982-983. Time Out, *London* (Penguin Books, 1999), p. 85. たゞ、無政府主義者、共産主義者の「生活のため」、スケーリング、メロディー、ベターハウス、Whitechapel は、運動したくない人々のため。²⁶⁾ Winston G. Ramsey, *The East End Then and Now (After the Battle, 1997)*, p. 239.
- (20) Jones, *A London Atlas : From the 1991 Census-Borough Level*.
- (21) 一八六五年七月一日、William Booth が、Mile End Road 駅の駅舎裏 (19世紀以来のペッターハウス) で伝道活動を始めた。あわせて、貧しき人々のための社会運動を開いた。既存の教会や周囲の冷笑・攻撃による反対から、支持者を集め、一八七八年に救世軍を組織し、ペッターハウスを提供するキッチング、失業者や住所不定の日雇い労働者のための救護施設、妊婦のためのホーム、学校を設け、貧困者の救済を行なった。Ramsey, *The East End Then and Now*, pp. 218-221.
- (22) 英国国教会の牧師 Samuel Barnett が、ロハムンの「最悪」の教区 Whitechapel (街の住民は犯罪者——売春婦を含む——とみなされた) に一八七〇年、Vicar of St Jude's Church として赴任する。慈善組織を設立するなど、evening classes、Sunday schools などの文化活動や組織、老人、一八八〇年、新しくトローチェーン、オックスフォード大学の学生が Whitechapel の setlement house で生活し、知識を貢献する人々に提供し、ローリーチャの指導者として働くことによってアドバイスを提案した。将来の社会的指導者たる彼らの経験を生かすことを念頭に置いたのである (この意図は実現した——本文参照)。一八八一年に若しくして亡くなったオックスフォード大学 Balliol College の総務官 Arnold Toynbee や、Arnold Toynbee の妻であるヘンリー・ホールが、一八八四年に開かれたトローチェーン・ホールが、一八八四年に開かれたトローチェーン・ホールのカーペット・サイム、歴史の項参照 (<http://www.toynbeehall.org.uk/>)。
- (23) Atlee が、一九一〇年から一九一一年がトローチェーン・ホールの Secretary となり、Beveridge が、一九〇一年から一九〇四年まで sub-warden となめた。二人はその後もトローチェーン・ホールの監修や維持した。²⁷⁾ (http://www.toynbeehall.org.uk/)。トローチェーン・ホールでの経験が Beveridge の後の影響には Jose Harris, *William Beveridge : A Biography* (Clarendon Press, 1977), pp. 44-63, 108-143 が詳しい。セシル・メンヒル、ホーリーチャル、マークの経験的調査に基づく社会政策の制度改革と挽回性を変化させた。 Beveridge が、失業・貧困といった経済問題は理論からの演繹ではなく、事実の観察において最も適切な研究方法であると認識を得、社会学の研究が、経験的研究による、新理論の提示ではなく、演繹による抽象的説明を改める点にあるところだ。Ibid., p. 65.
- (24) Weinreb and Hibbert, *The London Encyclopaedia*, p. 904.
- (25) <http://www.toynbeehall.org.uk/>.

- (26) Weinreb and Hibbert, *The London Encyclopaedia*, p. 629.
- (27) 一九九一年のヤハキベリ指数で二点五を取った。貧困度を示すやや表的な指標 Townsend Index を取る。Tower Hamlets は、ヤハキベリ指数の二点五の四分位数より高い。全体の二点五の血筋体 (ヨーロッパ・アーバン・ペルソナ) 中、最もBarnet が六位であった。Gordon & Forrest, *People and Places 2 : Social and Economic Distinctions in England*.
- (28) Jones, *A London Atlas : From the 1991 Census-Borough Level*. 一九九一年のヤハキベリ指数で二点五の四分位数より高い。失業率の比較で、全国平均 11.1%、ロバート・エリックドール 11.1%、Tower Hamlets は 11.4%・西ヨーク・郡より高い。
- (29) 一九世紀後半以来、シティへの通勤の傾向が（特に一九〇一年以降）鉄道・バス・タクシー・ハイウェイ・Bow が最も高い、複数便があるなど）のたま、Bow (スルエス、Bow Road の半蔵) は、シティへ通勤する比較的豊かな人々の住む地だ。Weinreb and Hibbert, *The London Encyclopaedia*, p. 83.
- (30) Tower Hamlets は、世論調査の近隣格差を示す指標が非常に高い（一九九一年のデータ）、全国二点五の血筋体中、最も高いのは (Barnet が) 田園地帯。Gordon & Forrest, *People and Places 2 : Social and Economic Distinctions in England*.
- (31) Office of Population Censuses and Surveys, *1991 Census : Key Statistics for Local Authorities* (HMSO, 1994), p. 35ff., Table 1.
- (32) Tower Hamlets Council のホームページ Borough Information, Local Economy の項 (<http://www.eastendlife.net/borough-economy.htm>)。
- (33) JustAsk! の項 (<http://www.justask.org.uk/public/en/about/partnershipdetail071.html>)。
- (34) 地下鉄が日本、今の日本の鉄道は日本調査で二点五。
- (35) 住民は Bow など、ロバート・エリックドールの血筋体、特に高齢者では、ハート・ハート・田舎のヤハキベリである。
- (36) JustAsk! の項、世論、ホームレス、教育、福祉経済に関する相談センターとくわん提携がある。
- (37) Hereford-index の歴史情報の項 (<http://www.hereford-index.co.uk/history/index.html>)。
- (38) 本稿、EAN (≈) 参照。
- (39) Office for National Statistics, *Gazetteer of the Old and New Geographies of the United Kingdom* (1999), pp. 18-19.
- (40) University of Warwick Business Information Service, *The Counties and Regions of the UK : Economic, Industrial and Social Trends in Local Authority Areas* (Gower, 1988), pp. 52-53.
- (41) Office of Population Censuses and Surveys, *1991 Census : Key Statistics for Local Authorities*, p. 35 ff., Table 1. 調査結果は、一九〇一年以来、十年以上、年毎に実施された国勢調査が行われて二点五。一九〇一年の国勢調査が行われたが、結果はまだ公表されていない。
- (42) JusuAsk! (<http://www.justask.org.uk/>) は、田舎と都市の社会情勢に関する相談が運営されている。
- (43) ヨーロッパ・アーバン・ペルソナ団体 (Borders Mediation)、カーリカ・ソリューションズ (Caldicott solicitors' Thorpes solicitors)、カ

カーバル団体 (Herefordshire Association of Local Councils)、Herefordshire Council Voluntary Youth Service、Southern Marches Partnership によれば。

(44) Office of Population Censuses and Surveys, *1991 Census : Key Statistics for Local Authorities*, p. 35 ff., Table 1.

(45) 『[レポート] Herefordshire CLSP のペーパー』に記載されたロード・ヘンリイ・チャーチル・チャーチペーストの報告書 (Accessing Justice : Paying the Price) (註4) の中でCommunity Legal Service がどのように配布されたロード・ヘンリイ・チャーチペーストの報告書 (West Midlands Legal Services Committee, *Regional Report and Review, Draft for Consultation* [March, 2000]) から抜粋) によると、「地域が、法律問題を解決するための費用を負担するには、地域の資源が配付された分科会では、あるソーシャルセクターが新しい専門分野に進出する場面を仮想的に設定して、そのロード・チャーチペースト委員会の議論において、いかがやれるかを参加者が議論した。ちなみに、Hereford で開業し、家族カーリーの契約を既に持つソーシャルセクターが、住民と雇用の分野の契約も締結したこと考へて、地域のリーグやサプライの状況に関する分析を参考しながらのロード・チャーチペースト委員会に対するもののが議論された。これにより、新制度発足直後のため知識の不足による参加者への情報提供のヤクルトがなされたのである。

(46) Herefordshire Citizens Advice Bureaux, *Annual Report 1999-2000* (<http://www.herefordshirecab.org.uk/>), Introduction.

(47) 高度の優先順位とは、相談リーグが最も多く、公的資金以外からの供給によって部分的に満たされていながら、リーグが中程度で、かつ公的資金以外からの供給によって満たされていながら、低度の優先順位とは、相談リーグが最も多く、公的資金以外からの供給によって完全に満たされていながら、リーグが少くの場合である。“Assessing Local Need for Services,” *Legal Action*, July 1999, p. 8. 但し、このロード・チャーチペーストが公的資金以外からのサービス供給に関する情報を入手するのは困難であったのである。

(48) 「れば、contract tolerances と言はれる制度である。一般民事契約では、制御業務 Controlled Work (法律相談 [法的支援 Legal Help と法廷支援 Court Help] を主とする) について、契約された法律問題カーリーによる、契約期間中に新規受任である案件 (Matter Starts) の数が定められてくるが、当該カーリー外の案件については、一定数、新規受任が認められてくる。これが、tolerance と言はれてくる。制度趣向は、①依頼者に対する全体的・総合的・全人的サービス holistic service を可能にするため、②新しく形成された法分野の案件の処理を可能にするため、③専門サービスの供給がほとんどあることなど、あらゆる地域におけるアクセス問題に対処するためとされている。Legal Services Commission, *General Civil Contracting, Review of Contracts, Draft for Consultation* (April, 2000) [前記ノミティンガム会議で配布], p. 1. ハンタ事務所と独立相談機関のルールが異なりにふるが、ハコシタ事務所について見るに、許容される件数は契約上定められるが、家族カーリーの他に分けて規定されており (家族カーリーの契約が、リーグに比較的よく対応して締結されてくるため)、前者について、相談ヒミツ・バーへ利用可能な資金額、当該事務所に認められてくる新規受任件数、当該事務所が得ている収入

チャイズの法律問題カテゴリー数を勘案して決められ、家族カテゴリーで認められてくる新規受任件数の一〇から一〇〇が追加されるとされている。後者については、当該カテゴリーで認められている新規受任件数の中には含まれ、当面一〇〇以内とされています。*Ibid.*, Legal Services Commission, *General Civil Contracting (Solicitors) Contract Documentation* (<http://www.legalservices.gov.uk/contract/>), p. 19. 但し、この制度は、専門化を推進するためカタログ別契約制度の田舎と抵触するので、そのため厳しく運用基準 (11項目) が付加されています。Legal Services Commission, *General Civil Contracting, Review of Contracts, Draft for Consultation*, p. 1. 新制度導入後、実施状況をみて、見直しの可能性がある。

限られた法律分野カテゴリーに基づく契約制度は、分類が困難な境界的ないし多面的問題や新しい問題への対応が難しことへう根本的問題があり、tolerance による対応は理想的とはいえないが、一定の柔軟性は不可欠と指摘されています。*Legal Action*, June 2000, p. 3.

(49) 本稿、78 (2) 参照。

(50) 以下、Herefordshire CLSP のトロバイヤーについては、JustAsk!@ Herefordshire CLSP の項をよみ。

(51) JustAsk!に示されてくる取扱法律問題カテゴリーの項目、インターネット上にホームページのある事務所の場合はその情報をも総合するなど、少しづつも三類型の存在が明らかになった。但し、境界に属し分類が難しい事務所もある。

(52) Leominster で開業するソリシターナー、legal executive (パートナー) 一名の事務所は、不動産譲渡と家族法 (遺言・検認・財産管理・離婚) を中核とする伝統的な業務類型から、他の分野に手を少し広げている様子がうかがえる例である。この事務所のホームページ (<http://www.caldicottsc.com/>) によれば、経営者ソリシタの女性は、一九七一年に資格を取得、七四年から Leominster で活動、八一年に事務所を設立、不動産譲渡、婚姻・家族問題、遺言・検認、農業問題、刑事 (当番弁護士のスキームに名を登載) を担当分野として掲げてある。もう一人の男性ソリシタは一九六六年に資格を取得、不動産譲渡、遺言・検認、信託の専門家である。legal executive の女性は、地方自治体に一三年間勤務し、民事訴訟、家族・子供関係の専門家である。伝統的な地方ソリシタの事務所の典型といえるが、コムニティ・パートナー・サービスに積極的に関わる政策を採用し、業務をより広い訴訟、争訟業務を含むものに拡張してくるように見える。そのことは、訴訟・争訟手続を専門とする legal executive の女性の存在がリーガル・サービス委員会との契約締結において大きく貢献したところが述べられる。この事務所は、もう一つのソリシタ事務所とともに、Herefordshire CLSP のパートナーとなつてゐる。

七 リーガルエイド——旧制度と新制度の特徴

コムニティ・パートナー・サービスは様々な要素を含んでおり、イングランドのリーガルエイド専門家も、その

複雑性ゆえに、評価の難しさを指摘している。⁽¹⁾既に述べたように、大きな柱としては、民事リーガルエイド制度の根本的改造と、法律相談システムの統合化と二つの要素を含んでいる。本稿では、主として後者の側面について、制度と現状を概観してきたが、前者と後者は密接不可分な関係にあり、リーガルエイド改造がもたらす諸帰結（成果と弊害）は、法律相談システム統合化の成否とその社会的効果に直接影響を与える。リーガルエイド制度の改造については、一九〇〇一年四月に発足した刑事弁護サービス Criminal Defence Service とあわせて、総合的な検討が必要になるが、以下では、民事リーガルエイドに絞って旧制度と新制度とを対比し、重要な諸論点を指摘する。ひととじょうて、コミュニティ・リーガル・サービスをより広い視点から見ねたいとした。

1 旧制度の特徴

(一) 一九四九年の Legal Aid and Advice Act による導入され、一九七一年の Legal Advice and Assistance Act に基づくグリーン・フォーム・スキームによって完成したといえる戦後イングランドのリーガルエイド制度は、どのような理念によつて構築されていたのであらうか。

一九四九年法のリーガルエイド制度は、アトリエ労働党政権による福祉国家建設のための諸改革の一環であつて、各種社会保険制度の拡充、国民医療サービス National Health Service (全ての国民に医療サービスを無料で提供する体制) の発足、公営住宅制度の拡充、無料教育サービスの拡大 (全ての国民に secondary education を無料で提供) などとともに導入された。

福祉国家における社会権の意義を示す当時のイデオロギーとして記述されるのが、社会学者 T.H. Marshall の図式である。⁽³⁾すなわち、一九四九年の論文 “Citizenship and Social Class” で彼は、市民としての地位 (citizenship) の進化に関する二段階説を提示した。市民としての地位は、所有権など私法上の諸権利 (civil rights)

の保障によつて財産を有する階層（かつ家長たる男性）がまず獲得し、続いて選挙権、被選挙権 (political rights) の拡大によつて労働者階級を含む成人男女にまで及んだ。最後に、彼らに選挙された議員から構成される議会の制定法によつて様々な社会法上の諸権利 (social rights) が保障され、全ての国民が市民としての地位を享受する可能性を得たといつのである。

ところで、紙の上の諸権利は、それを実現する手段を伴つてはじめて現実のものとなる。例えば、官僚による不当な決定を争う方法が現実に保障されてゐる必要がある。それを最終的に保障するのはリーガル・サービスへのアクセスであるが、リーガル・サービスは資力に余裕のある者のみに開かれており、中産階級の多数と労働者階級には無縁である。そこで必要になるのが、自らの費用でリーガル・サービスを利用できない全ての者に対するリーガルエイドであり、それにより初めて、全ての者が眞の意味で市民としての地位を得ることができるのである。すなわち、リーガルエイドは、福祉国家を現実化し、全ての国民に市民としての地位を実際に享受することを可能にするために不可欠の制度として位置づけることができる。それは、単にリーガル・サービスの平等な享受という意味にとどまらず、国家が保障する社会権を現実に権利者に享受せることによつて、社会的不平等を是正し、social justice を達成し、just society に近づくべく、より広い価値の実現を可能にするのである。

しかしながら、実際に一九四九年法で導入されたリーガルエイドは、いくつかの理由により、限定的な性格を与えた。⁽⁴⁾ まず、社会福祉給付や住居に関する諸権利など当時新しく保障された社会権は、私人のイニシアティブによる裁判所を通じた実現ではなく、行政機関とその政治的コントロールによつて執行されるべきものと一般に考えられた。裁判所と法律家はその階級的偏りと伝統的な機能から、私権の執行者として觀念され、当時、法律家の多くは、社会権を規定する制定法は伝統的な法（コモンローとエクイティを中心とする）とは異質のものであり、自分たちの守備範囲ではないと考えていた。他方、福祉国家の建設者たち (Beveridge, Bevan, Morrison) は、弁護士

に対する不信感が強く、かつ、社会福祉法分野の相談サービスは、各行政部局における公務員の対応で十分であり、その適法性の確保は政治的コントロールで足りると考えていたのであり、弁護士の福祉国家への関与には消極的ないし警戒的であった。また、当時は、完全雇用政策の実現可能性が前提とされ、かつ福祉給付なども複雑な資産要件を伴わない単純な権利として企画され、行政が情報・相談サービスを提供するだけで足り、権利者が弁護士を用いて行政的決定を争う場面を基本的に想定しないという前提も、それなりに現実的裏づけがあった。

こうした背景のもとで、当時、政治的地位と権力を享受しエスタブリッシュメントの一員を占めていたロー・ソサエティの意向が強く作用し、リーガルエイドには限定的な性格が与えられた。すなわち、リーガルエイドは、開業ソリシタの通常の業務（特に、離婚、人身傷害——不動産譲渡業務は貧困者にとってはほとんど無関係であった）について与えられるという発想が基本的にとられ、社会福祉法領域については、特別の制度的手当（例えばCABや組織に雇用されるソリシタの活用）により優先順位が与えられるべきであるという提案があつたにもかかわらず、リーガルエイドの対象としての積極的な位置づけは与えられなかつた。⁽⁵⁾ これには、当時、戦中・戦後の婚姻破綻の急増を背景に、離婚に関する法サービスの広い範囲の市民への提供が緊急の課題だつたという事情も作用している。⁽⁶⁾ 結婚手続は複雑で高価で形式的・争訟的な性格が強く、かつ、その簡略化（カウンティ・コートで離婚を可能にするなど）は、弁護士（特にバリスター）・裁判官の職業利益のため政治的に困難であった（教会も反対した）。他方、急増する離婚を求める夫婦を、そのまま放置し続けることも同様に困難だつた。リーガルエイドによつて、高価な離婚訴訟が、資産家・高所得者以外にも可能になつたのである。⁽⁷⁾ 他方、既に述べたように、離婚に限らず相談業務分野一般でのリーガルエイドの実施は財政事情から一九五九年まで後回しにされ、また、訴訟代理案件（民事）も、High Court & Court of Appeal（離婚訴訟をカバー）に限定され、それは一九五六年にカウンティ・コートでの代理に拡大されるまで続いたのである。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

しかしながら、一九六〇年代に、いわゆる「貧困の再発見」とともに、福祉国家政策の不徹底と限界が認識され、社会福祉法領域へのリーガルエイドの拡大を推進する運動が展開した結果、一九七二年法により、上記の福祉国家理念によるリーガルエイドが制度的に完成した。また、志ある一部の弁護士によりロー・センターの設立が進められ、そこで雇用される弁護士がリーガルエイドを用いて司法により社会福祉法上の諸決定を争うなど、次第に、リーガルエイドは福祉国家の理念を実現する必須の方法としての性格を獲得していくのである。⁽¹⁰⁾ 完全雇用政策を維持しえず、大量の失業者や貧しい者が、複雑な要件のもとで与えられる福祉給付に依存する状況のもとで、社会福祉法は、法律家の世界でも、伝統的な法分野と並ぶ重要性を次第に獲得していった。⁽¹¹⁾

注意すべきは、イングランドにおいては、リーガルエイドは、本来、貧困者ののみのための制度としては位置づけられておらず、“small or moderate means”の人々をもカバーしていた点である。⁽¹²⁾ 弁護士報酬が高価で、弁護士を利用できる者は中産階級でも一部に限られていたため、彼らをもカバーする制度が構想された。実際、一九五〇年の制度発足時で、リーガルエイドの受給資格者は全人口の約八〇%に及んでいたとされている。⁽¹³⁾ リーガルエイドの受給資格は、所得と資産の二つの基準によつて定められているが、政府は後者について統計を公表していないので、受給資格者数の厳密なデータは得られていないが、所得基準のみで計算すると、その後、一九七三年に全人口の四〇%にまで減少したもの（主として、基準の引き上げがインフレ率や所得の伸び率に追いつかなかつたためである）、一九七九年、キャラバン労働党政権がサッチャー保守党政権にとつて代わられる直前に、大幅に受給資格基準を引き上げたことによつて回復し、再び全国民の七九%をカバーするに至っていた（狭義のcivil legal aidに関する数字——グリーン・フォーム・スキームの受給資格者は全人口の六六%⁽¹⁴⁾）。資産基準を加味すると、これらの数字はより低くなるが、いずれにせよ、貧困者のみのための制度として設計されていたのではない。同時に、先に述べたように、一九七九年以降、受給資格者数の減少（資産基準の引き上げが、インフレと所得水準上昇にみあわないためであ

り、また、それに、資産基準自体が引き下げるためである) が続いた結果、一九九〇年代には最も貧しい人々 (income supportを得ている者にほぼ相当) に受給資格が限定される状況に至つたのである。⁽¹⁵⁾

(2) ハ) のような理念に基づくリーガルエイド制度は、税金 (場合により、依頼者本人による拠出金や statutory charge⁽¹⁶⁾による補填が行われる) によってリーガル・サービス (助言、相談、訴訟前の交渉「グリーン・フォーム・スキーム」) から、訴訟等の代理 「狭義のリーガルエイド」までを含む) の費用をカバーすることになるが、具体的なサービス提供の方法としては、当時、いくつかの選択肢が存在していた。すなわち、既存の開業弁護士を通じてサービスを提供し、それにに対する報酬・実費等の費用を補填する方法 (いわゆる judicare 方式)⁽¹⁷⁾ と、独立相談機関または政府に雇用された (ないし所属する) 弁護士または非弁護士 (相談員など) がサービスを提供し、給与ないし補助金が政府から支払われる方法である。後者は、戦中のソリシタ不足と離婚件数の急増のもとで、離婚事件について一九四二年にロー・ソサエティに相談機関が設けられ、終戦直後のピーク時にはソリシタと補助スタッフが多数雇用されて、大量の案件を処理していた先例があつた。⁽¹⁸⁾ また、一九三八年に設置されたCABが急速に全国展開をしており、わざに、戦時体制と福祉国家の建設は、公務員による各種社会サービスの提供に対し時代の花形として高い評価を与えていたのであり、組織に雇用された弁護士などによるリーガル・サービスの提供は現実的な選択肢であつた。実際、一九四九年法では、開業ソリシタによるリーガルエイドと並行して、ロー・ソサエティが運営するアドバイス・センターでソリシタを雇用し相談サービスを提供するスキームが予定されていた。⁽²⁰⁾

しかしながら、ロー・ソサエティの体制内における地位と政治力は、雇用されたソリシタによる相談サービスの導入ではなく、もっぱら judicare 制によるリーガルエイド・サービスの提供体制を定着させた。それには、労働党内閣閣僚や官僚の、既に述べた弁護士に対する不信感も作用した。ロー・ソサエティとしては、政府に雇用されたソリシタによるリーガル・サービスの提供体制 (National Health Service とパラレルの National Legal Service)⁽²¹⁾ と

いう彼らにとつて最悪の事態を回避し、リーガルエイドを自らのコントロールの下に置くことと、離婚案件などソリシタの重要な職域を守る」とに重要な利害関心があり、議会が制定する新しい社会福祉法分野は、伝統的な法のカテゴリーに入るとは観念されず、その分野への進出にはほとんど関心を持つていなかつた。⁽²²⁾ したがつて、復員したソリシタのための業務を確保し、政府による管理ではなく自律的なコントロールを維持できる judicare 制の導入を推進したのである。他方、戦後の混乱期が過ぎると、離婚の件数も減少し、また福祉国家政策・完全雇用政策の展開にともなつて、貧困者に対する法律相談サービスへの関心も薄れていき、一九五九年に法律相談がリーガルエイドの対象となつた際、ロー・ソサエティの意向どおり、もっぱら judicare 制によることになつたのである。⁽²³⁾ 戦中に発足したロー・ソサエティに雇用されたソリシタによる離婚案件の処理も、一九六一年に廃止された。⁽²⁴⁾

一九七〇年代以降発展したロー・センターは、judicare の限界を克服するため、貧困者の多い地域に拠点を作るとともに、ソリシタを所属させ、組織に属するソリシタによるリーガルエイドという手法を追求したもので、一定の成果を上げたが、既に述べたように財政的制約が大きく、その活動は限定的であつた。また、リーガルエイド案件を多く扱うソリシタ事務所がロー・センターの近くに設立され、ロー・センターで社会福祉法や移民法に関する経験を積んだ相談員を雇用し、そこからの紹介案件を多く扱うというパターンが一九八〇年代から発展し始めた。⁽²⁵⁾ ロー・センター運動は、judicare 制に反省を迫る貴重な活動だつたものの、それにとって代わる程度の存在にはなりえなかつたのである。

(3) 旧制度においては、リーガルエイド予算に上限は設定されておらず、予算を上回る支出が続いた場合、受給資格引き下げなどの制度改革の引き金となつたが（特に、一九八〇年代半ば以降）、基本的にオープンエンドで、支出は公的資金によつてカバーされた。貧しい、あるいは中程度の資力の人々に、私費で弁護士を利用する場合と同等のサービスを、公的資金によつて提供するというのが基礎にある理念である。これは理念としては素晴らしい

が、公的資金が有限である以上、無理な原則であり、対象サービス分野自体を絞るか、ニーズが限定的な段階であるか、あるいは、潜在的なニーズが顕在化しないことを前提とした理念というべきである。また、開業ソリシタに都合がよい結果をもたらす制度でもある。イギリスではタイムチャージ制が原則であり（リーガルエイドでの定額報酬制の導入は、後になつてからで、かつ全面的なものではない）、最善のサービスを提供するという名のもとに、私費の依頼者の場合であつても、報酬額が高額化する危険を内包している。あるいは相手方が徹底して争つてきた場合、早期に和解が成立しない限り、同様である。リーガルエイドのように公的資金によつてカバーされる場合、依頼者の懐が痛まないだけに、長時間化による報酬額高騰の危険はさらに膨れ上がる。業務処理効率の悪い弁護士に効率に見合つた報酬のみを与え、あるいは淘汰するメカニズムが内在していない（ここに、リーガルエイド評議会が弁護士サービスの質的管理＝効率化の強制を追求した要因がある）。旧制度には、過剰サービスのインセンティブがあり、過剰な公金支出の危険性が内在していた。

この問題への対応は、旧制度では、個々のソリシタの自律とロー・ソサエティによる規律に基本的に委ねられていた。弁護士がプロフェッショナルとしての威信と特権を享受し、それなりに責任を果たし得た（と少なくとも見える）古きよき時代である。しかしながら、一九八〇年代のリーガルエイド支出の急増と、不正行為のスキヤンダル化、そして、2で述べるサッチャー政権下での社会的文脈の大変貌は、リーガルエイド受給資格者数の削減（要件としての資力水準の据え置き・引き下げ）、拠出金の増額、公的資金提供案件類型の制限、報酬単価の据え置き、定額報酬制の導入、ロー・ソサエティからリーガルエイド評議会への運営・監督権限の移譲という一連の改革を導いた。そして、一九九〇年代には、これらの方策と並んで、抜本的変革をにらんだフランチャイズ制の導入が推進され、最終的にコミュニティ・リーガル・サービスの導入によつて根本的な改造＝体制の転換に至つたのである。

judicare 制のもとでは、有資格者は、原理的にはどのソリシタを選ぶことも可能であった。現実には、ソリシタ

の存在を知つていても、一般市民にとって（特に労働者階級や lower middle class にとって）敷居が高いのはイングランドでも同じである。⁽²⁶⁾ 身近に利用可能なソリシタがない場合も少なくなかつたであろう。身近なソリシタに、当該問題を処理する能力があるとは限らないし、そのことを依頼者が判断できるとも限らない。依頼されたソリシタが、専門的知識・経験があるとは限らないし、そのことを依頼者が判断できるとも限らない。依頼されたソリシタが、専門的知識・経験がないにもかかわらず、にわか勉強で処理する場合も少なくなかつたようである。とはいっても、既に述べたように、独立相談機関よりはるかに数が多いソリシタ事務所は、アクセスポイントとしては、もつとも高密度に展開しており、特に、排他的契約に基づくフランチャイズ制のもとでフランチャイジーの数が絞り込まれたのと対比すると、受給資格者にとって選択肢は相対的に多く、特に地方においては、最も身近で重要なアクセスポイントとして機能して⁽²⁷⁾いた。⁽²⁸⁾ また、ソリシタを通じてバリスタが利用される場合は、原理的に、当該案件の専門家で最も能力のあるバリスタを選任することができ、この点でも、judicare は優れている。

それにもかかわらず、ソリシタの地理的分布が不均等で、かつ、ソリシタ事務所の取扱い業務にバラエティがある以上、資力の有無を問わず、ニーズが発生したら、それを満足させよという理念は、オープンエンドの資金提供体制であつても、現実のソリシタ事務所の条件によつて大きく制約されていたと言わなければならぬ。リーガルエイドに理念的・思想的にコミットし、プロ・ボノ的精神で、貧困者や社会から排除されている人々のために献身的にリーガル・サービスを提供するソリシタも、特に一九七〇年代に資格を得た世代に多く見られるが⁽²⁹⁾（彼らの士気が、一九九〇年代のフランチャイズ制推進とリーガルエイド弁護士批判の風潮により、きわめて低下し、深刻な問題を生んでいる点は後に触れる）、基本的には、リーガルエイドは、事務所の経営上の観点に基づいて、通常は、短期的ないし長期的に経営上プラスと判断される場合に提供されるというのが現実の姿だったといふことができるであらう。⁽³⁰⁾ プロ・ボノ活動として収益を無視して行われたリーガルエイド・サービスがどの程度を占めていたのかは明らかでない。

旧制度が機能するためには、①ニーズの絶対量が少ないか、あるいは多くが顕在化していない段階で、②かつ國家財政に余裕がある（あるいは財政赤字が許容される「完全雇用政策のもとでむしろ必要とされる」）——戦後、一九七九年までの連合王国はそうであつた⁽³¹⁾——という条件が必要であつた。開業ソリシタを通じてサービスが提供されるということは、彼らがゲートキーパーの機能を果たしていたのであり、彼らにリーガルエイド業務を多く扱うインセンティブがない限り、ニーズが顕在化しない体制であつたといえる。この条件が満たされなくなつたのが一九八〇年代以降であり、そのため最も容易な対策として③受給有資格者数の限定が行われたが（judicare 制が機能するための第三の条件といえる）、有資格者が少なくなればなるほど、税金でリーガル・サービスをカバーすることへの批判が高まらざるを得ない⁽³²⁾。

それは、旧制度が、貧困者のみではなく中産階級をも広くカバーし、ピーク時には全人口の約八〇%をカバーしていたことを考へると容易に理解できる。特に、そのサービスが私費によるサービスとの同等性を標榜し、実際に高額の報酬が補填され、そのサービスを享受している場合、有資格水準に近接する大量の市民にとつては、不公平性を強く印象づけられる。中程度の訴額の訴訟に勝訴しても赤字になる場合が稀ではないほど高額の弁護士報酬のもとで、リーガル・サービスを利用できるのは、極めて豊かな者か、リーガルエイドの対象となる貧困者のいづれかであり、大部分の市民には利用できないか、持ち家を手放すリスクを負う類のものになつたのである。リーガルエイドを得ている者の相手方となつた場合、リーガルエイドを得られない市民は経済的に著しく不利な状況に置かれる。民事と刑事の区別も明確に意識しないのが通例の一般市民の観念において、刑事被告人に Queen's Counsel が選任されるのも稀ではなく、税金で膨大な経費が支払われている日常は、リーガルエイド一般に対する不満を募らせてても不思議ではない。例えば、一九〇〇年二月にハイジャックされたアフガン航空機がスタンステッド空港（ロンドンの北に位置）に着陸後、ハイジャック実行犯を含め、大量の乗客が難民申請した事件について、タイムズ

は、ハイジャック犯に関する刑事事件だけでも弁護側は一二人のQueen's Counselを含む一四人のバリスタで編成され（報酬は全員税金でカバー）、通訳や証人喚問の費用などを含め一一〇〇万ポンド（二四億円）の経費がかかると見積もられていると報じ、投入されるtaxpayers' moneyの膨大さを強調する記事を掲載している。⁽³⁵⁾ 一二〇年ほど的一般市民の観念と共鳴しているように思われる。企業や政府その他の組織にとつても、リーガルエイドによる訴訟の被告となる頻度の増大は、税金の使途のあり方として大きな不満を生み、以下に述べるような福祉国家の正統性が急速に失われていく過程で（かつ、アメリカ合衆国のようなリーガリズムの伝統のない、むしろ法律家と訴訟に対する懷疑と嫌悪が一般的なイングランドの状況のもとで）、政府に対する改革要求の圧力を陰に陽に高めていく。加えて、そのような公金によつて多くのソリシタ、バリ스타が経営を支えるようになつたのが一九八〇年代であった。ソリシタ全体にとつてリーガルエイド（民刑事双方を含む）からの収入は報酬総額の一〇%を占め（一九八五年度）、バリ스타全体にとつては三〇%程度と推測され、刑事リーガルエイドのみでも一〇%余りを占めていた（一九八五年度⁽³⁶⁾）。バリ스타、ソリシタは一九六〇年代以降、その数が急増したが、リーガルエイド予算の膨張は、それをファイナンスした重要な要素の一つである。

一九八〇年代以降、①リーガルエイド・ニーズの増大と顕在化が進み、他方で、②公共支出抑制の政治的圧力が恒常的に存在し、かつ、③受給資格者数の削減がリーガルエイドの正当性に疑問を投げかけるという悪循環が始まり、加えて、ソリシタの伝統的職域（不動産譲渡業務）の浸食と競争の激化が、High Street のソリシターにとつてもリーガルエイド業務を扱うインセンティブを強めるに至り、増大するリーガルエイド支出をさらに押し上げ、結局、その制御不能性を誰の目にも明らかにするに至つたのである。このような状況はそれだけで、旧制度の根本的改革の必要性を意識させるに足るものであるが、決定的であつたのは、サッチャー政権による福祉国家解体政策と、パブリック・セクター（公共サービス部門）およびプロフェッショナル階層への総攻撃である。旧制度は、保守党

政権のもとでの社会的文脈の大変貌により、解体への道を転げ落ちていくのである。

2 旧制度の改革をとりまく社会的文脈

(1) サッチャー・メイジヤー両保守党政権は、新自由主義イデオロギーのもとに、free market の機能領域の拡大、国家の市場への介入の抑制を掲げ、減税による私的な経済主体の利潤追求動機の刺激、公共支出の削減、國家財政の均衡を追求し、⁽³⁷⁾ 福祉国家解体政策を推進した。福祉国家を nanny state として否定し、一般市民の国家への依存を批判するだけでなく、公共部門労働者と、公共支出に依存する専門職業（医師、看護婦、教員、大学研究者、ソーシャル・ワーカー、リーガルエイド部門のバリスター・ソリシタなど）を激しく攻撃した（経済的利益を創出しない中産階級であって、ビジネス部門、特に自営業者と比較して不當に高く評価されているとされた）⁽³⁸⁾。

公共部門については、民営化と外部化（競争入札制による外部企業との契約への切り替え——contract out）を大幅に推進した。⁽³⁹⁾ 民営化しない公共サービス部門に対しては、民間企業の経営管理技術を導入し、経費の徹底した削減、労働の管理・モニターの強化、サービスの質の外部者による評価とその公表に基づく制御を追求した。これは、医療、教育（大学を含む）など様々な部門に共通して進めらね、New Public Management (NPM) と表現されていて⁽⁴⁰⁾。“value for money” がキャッチ・フレーズとして用いられ、納税者の支払う金に見合った価値のサービスであるかどうかが厳しく問われる」となつた。value for money は、一九九〇年代の大法官府によるリーガルエイド改革、リーガルエイド評議会によるリーガルエイドの運営、一九九九年司法へのアクセス法を貫く指導原理の一つである。

一九七〇年代までは、社会福祉部門（医療や、ソーシャルワーク）、教育、リーガルエイドなどの公共サービスに関わる公務員や専門職業は、社会正義にコミットした理想主義的な価値ある仕事と見る見方が広く存在したが、前⁽⁴¹⁾

記のようなイデオロギーの変化と社会的評価の低下、給与の抑制と投資不足による労働条件の悪化のため、その士気は著しく低下している。医師、看護婦、教員、警察官などでは退職者が大量にあり、リクルートが困難で（医師、看護婦、教員は、外国人を多数雇用する状況）、現在深刻な問題になつていて。リーガルエイドにコミットしてきたソリシタの士気の低下も後述のように経験的研究に基づいて報告されており、新制度への移行によりさらに今後、リーガルエイド弁護士の不足が顕在化する可能性がある。

ブレア労働党政府においても、国家財政の均衡（現在大幅な黒字を達成）、市場原理の強調、公共部門の効率化、value for money の追求は保守党政府の方針を基本的に踏襲している。所得再配分、貧困や social exclusion の取り組み（但し、就業を極力促進する政策が採られ、福祉給付ではなく tax credit など税制により所得を再配分する方針が強化されている）、⁽⁴²⁾ 公共サービスの充実を重要な政策の一つとして掲げているが、大幅な公共支出拡大はむづかしい（一九九七年総選挙の公約は No New Tax であり、二年間、保守党政府の緊縮的公共支出水準を維持するという公約を守つた）。但し、公共サービスの貧困は限度を越えており、過去一〇年間の投資不足は誰の目にも明らかである（医療、教育、公共交通の量的・質的水準の低さは、西欧で最低レベルといわれる）。経済が好調なため税の自然増収もあり、二〇〇〇年夏には、翌年度以降の医療、教育、公共交通について大幅な増額予算が公表されている。⁽⁴³⁾ 二〇〇一年六月の総選挙では、労働党は増税にコミットしていないが、より一層の公共部門の効率化を進めつつ（民間部門の活用が強調されている）、医療・教育・公共交通サービスを拡充すると公約している。第三党の Liberal Democratic Party は公共サービスの質の引き上げを含む投資拡大には増税が不可欠と主張し、一般市民の中にも増税は必要とする意見があることをメディアが報道している。保守党は大幅な減税と公共サービスの削減を公約としたが、世論の動きを完全に見失っていた。現在の好調な経済運営が維持できれば、労働党政権が続く限り（保守党への信頼が失われているためもあり、労働党支持率は高い）、公共サービス部門への一定の投資拡大が継続する可能性がある。ブ

リア政権二期目で、サッチャーリズムを払拭し、福祉国家の本格的再編成（但し、一九七九年以前への復帰ではもちろんない）を始めるかもしない。⁽⁴⁵⁾ しかしながら、医療・教育がまず膨大な投資を必要としており、リーガルエイドは高い優先順位を与えられていない。既に見たように、一〇〇三年まで刑事・民事合計額予算は、保守党政権最後の支出水準で上限が設定されたままである。

(2) リーガルエイド改革をとりまく第二の社会的文脈は、法律家批判・攻撃の風潮である。エスタブリッシュメントの一⁽⁴⁶⁾ 角を近代初期以来占めてきたバリスタ、一九世紀に地位を向上させ、コミュニティの名望家としての社会的地位を獲得したソリシタは、法律家のもつ本質的な胡散臭さ、不人気は別にして、ともに高い社会的威信を享受してきた。しかしながら、現在、その社会的評価は著しく低下している。

先に述べたサッチャーポリシー下の専門職業批判があり、さらに、リーガルエイドをめぐる不正行為が多数暴露され、また、少數であるが、リーガル・エイド専門家の中に極めて高額の所得を得ている者があり（刑事専門のバリスターなど）、fat cat⁽⁴⁷⁾というイメージがステレオタイプ化している。確かにシティの巨大事務所に所属するソリシタなどは、驚くべき高額所得を得ていて、バリスター、ソリシタとともに平均所得水準は高いが、リーガルエイドを多く扱うソリシタの中には、プロボノ的意識で低所得に甘んじていて、fat cat⁽⁴⁸⁾というイメージはミスリーディングである。しかしながら、マスメディアによつて一度作られた法律家像は変わりにくい。政治家も、法律家を批判すれば一般市民の支持が得られることを知つており、fat cat image は、ウルフ卿による民事手続改革や一連のリーガルエイド改革を含め、様々な法制度改訂の必要性を根拠づける際の表向きを飾る言説の構成要素となつている。

例えば、離婚案件に関して、現在イングランドでは、ADR (mediation) く誘導し、弁護士の関与ができるだけ少なくしようとする政策が採用され⁽⁴⁹⁾、コミュニティ・リーガル・サービスにおいても、従来の中心である婚姻案

件（離婚をめぐる子供と金銭の問題）にはほとんど光があてられず、もっぱら社会福祉法分野に優先度が与えられてくる。そこには、離婚事件によつて弁護士は不当な利益を得てゐる、不必要に紛争を激化させている、といふ fat cat image が横たわつてゐる。イングランドでは、多くの離婚当事者がソリシタを利用しており、またそのことを当然と考えてゐるが、そこで実現してゐる紛糾した状況の処理、法に従つた権利・義務の確定、煩雑な交渉の代理、それには、多くのソリシタが多かれ少なかれ行つてゐる感情調整・心理的サポートといった価値あるサービスは無視ないし軽視されてゐる。

こうした事態に強い疑問を抱いたオックスフォード大学の法社会学者＝家族法学者 John Eekelaar, Mavis Ma-clean らは、最近、本格的な経験的調査を実施し、離婚に直面した者にとって、ソリシタが危機的状況を管理し、相手方との交渉を通じて権利を保障するという貴重な価値を、法的能力と経験に基づいて実現してゐる様子を観察と面接により描き出した。⁽⁴⁹⁾ 離婚問題を専門とする多くのソリシタは、リーガル・エイド案件の場合、低額の報酬で、しばしばプロボノ的に、毎日大量の案件を次々に処理してゐるのであり、fat cat の対極にある様子がうかがえる。この研究は政策当局に大きな影響を与えると予想されるが、マスメディアといわゆる世論を変えることはできないであろうと思われ、法律家不信・批判の風潮は今後も続くはずである。

(3) こうした文脈において、大法官府、リーガルエイド評議会は、リーガルエイド改革を一九九〇年代初め以来次々に実施してきたのであるが、これに対する、ロー・ソサエティやバー・カウンスル、専門別の弁護士団体（例へば Legal Aid Practitioners' Group, Solicitors Family Law Association）の対応は、どちらかといえば、報酬額の維持・引き上げ、職域の確保など、職業利益擁護の観点からの批判、提案に焦点を絞る傾向が強かつたといえるだろ⁽⁵⁰⁾う。支出をカットし、サービスへのコントロールを強化しようとする政府・大法官府・リーガルエイド評議会と、経済的利益を維持し自律性の喪失に抵抗しようとする弁護士団体との戦式が成立してゐる。

これに対して、リーガルエイド改革において、大法官府、リーガルエイド評議会と対等といえる立場で政策的提言を行い、むしろ一定の論点について、政策を先取りし、リードしておたのが、リーガル・アクション・グループ（消費者団体の全国組織）などの非営利団体である。例えば、リーガル・アクション・グループは、毎月発行する機関誌 *Legal Action*⁽⁵²⁾、一九九〇年代初め以来刊行された一連の書物⁽⁵³⁾、各種会議、セミナーを通じて、リーガルエイドや司法制度一般に関して積極的な提言を行つてている。新制度で実現した、相談サービスと資金提供の総合的調整システムの導入、ニーズの見積もりと供給の確定に基づくリーガルエイド資金の配分、法律情報提供システムの充実や教育における法律情報の提供などは、リーガル・アクション・グループが以前から提案していたものである。

大法官府とリーガルエイド評議会（および後身のリーガル・サービス委員会）は、制度改革に際して、大量のコンサルテーション・ペーパーを次々に公表し、一般からの意見表明を求めてきたが、これらの非営利団体は、公共的観点から、その豊かな現場の専門的経験と継続的研究に基づいた高い水準の意見を提出している。

多数の公共的な非営利団体が、政策決定過程において、当局と相互作用を展開し、当局も、これらの非営利団体の意見を一定程度反映させるというプロセスは、連合王国ではリーガルエイド分野に限らず広く見られる政治過程であるが、先に述べたリーガルエイドをめぐる逆風の社会的文脈において、制度改革の合理性・建設性を高めるのに、これらの非営利団体は大きく貢献しているということができる。

3 新制度の特徴

（1）コミュニティ・リーガル・サービスへの転換は巨艦の回頭にたとえられている。⁽⁵⁴⁾ 一九九〇年代初頭に保守党政権とリーガルエイド評議会が着手して以来、一〇年を経て、リーガルエイド制度の根本的改造が軌道に乗った

のである。

その特徴は、年間予算の上限設定と、その範囲内での公的資金の中央官僚機構による割り当てにある。割り当ては、数が限定されたフランチャイジーとの契約を通じて行われ、それによって、コストが個々のフランチャイジー・レベルで制御される。契約制は、同時に、資金の戦略的配分（優先度の高いニーズへの配分、ニーズ提供方法に関する戦略的投資など）を可能にし、また、サービスの「質」に関する制御も、全ての公的資金提供対象に対しても行えるようになつた。旧制度ではフランチャイズ制に服していないプロバイダーもリーガルエイドを扱えたが、新制度では、すべてがリーガル・サービス委員会の「質」的統制に服すことになったのである。

コストと「質」の管理が中央によつて徹底的に遂行される体制である。ただし、リーガル・サービス委員会が設定する「質」の内容については、後に述べるように重大な限界と問題が指摘されており、さらに、深刻な副作用の存在が知られている。また、契約制におけるモニターは、処理された案件の法律類型カテゴリーごとの件数とファイルの管理状況は把握するが、具体的にどのようなニーズがどのように満足されたのかの吟味には及んでいない。プロバイダーの業務体制の規制が主で、実際の提供サービスについては、今のところ、形式的なモニターであるにすぎない。コスト管理の強化が、主として、総予算の上限設定によるサービスの削減に終わつていないので保証もない。

新制度のもう一つの特徴は、狭義のリーガルエイドを超えて、法律相談に関して從来欠如していた総合的視点からの調整、システム化の実現である。すなわち、資金提供面で、コミュニティ・リーガル・サービス基金と、他の資金源（地方自治体、慈善基金、その他）との調整が地域・広域レベルで実施されることが目標とされ、そのための仕組みが制度化されている。また、サービス提供面でも、ソリシタと独立相談機関、地方自治体の相談部局間の調整・協力、リファーラル・ネットワークの構築、効率的配置の実現が目標とされ、そのための仕組みが制度化され

ている。これらは、リーガル・アクション・グループや National Association of CAB' 消費者団体、リーガルエイド研究者が以前より提唱していたものであるが、少なくともその枠組は極めて短期間で制度化され、発足後一年で、ほぼ全国をカバーする状況に至っている。しかしながら、これらの目標が実際にどの程度実現するかは、今後に委ねられている。

(2) 新制度発足後一年にすぎないものの、現在既に、新制度のもたらしている次のような価値が明らかになつてている。

第一に、予算の上限設定と支出のコントロールが可能になつた。その結果、大蔵省の態度が協力的になつた。⁽⁵⁵⁾ まづ、法的支援 Legal Help の受給資格（所得・資産基準）の引き上げを、1990年10月から実施する旨、大法官府は発表した点が重要である。これにより資格対象者は五〇〇万人増加する（一七%増）と見積もられている。⁽⁵⁶⁾ マカイ卿の時代に、フランチャイズ制と契約制の導入のメリットとして、導入を正当化する論拠の一つとなつていたもので、これは実行せざるを得ないものである（大蔵省を説得できたということでもある）。受給資格者数が、今後どのように推移するかが注目されるが（更に引き上げられるのか、あるいは、再び引き下げに向かうのか、インフレ率との関係など）、受給資格者数の引き上げは、新制度の大きな成果である。中間所得層のどの範囲までが対象に復帰するかは、リーガルエイドの性格を規定する重要な要因の一つである。また、訴訟代理（法的代理 Legal Representation）の受給資格引き上げについては何も発表されていないが、こちらの動きも重要である。

第二に、関連して、移民・難民申請分野への重点的な資金配分が実現している。これも大蔵省の態度が変化した成果とされている。⁽⁵⁷⁾ 難民申請の滞留処理は、既に述べたように、総選挙の最も重要な争点の一つ（難民政策）と関連する問題⁽⁵⁸⁾であり、ブレア政権にとって迅速な処理は政治的な緊急課題であった。新制度の契約制によって初めて可能になつたといえる。但し、高い優先順位が指定された他の社会福祉法分野の多くは、既に見たように資金配分

額が増加しておらず、難民申請への優先配分は、新制度が、政治的便宜によつて運用を左右される可能性を内在させている」とをも示している。

第三に、CABなど従来慢性的な資金不足に陥つていた独立相談機関に、一定の資金が供給されるようになつた。⁽⁵⁹⁾ ロー・センターが Plymouth & Wales に新設される計画も公表されている。独立相談機関の資金不足への対応は長年の懸案で、資金提供は、厳格な予算管理が可能になつた結果もたらされた成果といえる。⁽⁶⁰⁾

第四に、ニーズの見積もり、供給のマッピング、ギャップの確定作業を、各地域のCLSPレベルで、全国的に導入した点があげられる。但し、現状では、リーガル・サービス委員会の主導で行われており、各CLSPは独自の作業を行うだけの資源に乏しい。今後の研究と試行錯誤の余地が大きいといえる。

第五に、リファーラル・ネットワークの構築が自覚的に展開されている。その実施状況については今のところ情報が少なく、明らかでないが、理念を実現するための組織としてCLSPが整備されており、プロバイダー間の協議の場も設けられており、新たに投入を必要とする資金も多くないと思われる所以成績が期待される。

第六に、サービス提供方法に関して、いくつかの革新が導入なし計画されている。

旧制度時代からリーガルエイド評議会は、サービス提供方法の革新とその評価についてパイロット・プロジェクトを実施、研究者に調査を委嘱し、成果が公表されていた。⁽⁶¹⁾ 新制度においては、それを踏まえて、提供方法パイロット Methods of Delivery Pilot として資金の手当のもとに二〇〇一年一月以来、三つの類型のスキームが展開している。⁽⁶²⁾ まず、専門家サービスの不足を補うために、専門家のパネルと現場のプロバイダーを電話で結び、必要に応じて専門的な教示を現場の相談員やソリシタに行つたり、リファーラルのための専門家プロバイダーを紹介するスキーム (second tier advice) である。住居と公法・人権法分野について、専門家組織と提携して実施される。次に、アウトリーチ・サービスも奨励され、相談機関やソリシタのオフィスから離れた場所でのサービス提供

スキームに資金が提供されている。既に指摘したように、貧困地域を巡回する若者向けの“Blitz Bus”、ビデオにより消費者サービスセンターとスーパー・マーケットを結ぶビデオ・リンクなどがスタートしている。

最後の類型が、一般市民に対する電話相談＝リファーラル・スキームである。⁽⁶³⁾これは、広域リーガル・サービス委員会レベルで確定されたギャップ（unmet legal needs）に対処するためのパイロット・スキームである。リーガル・サービス委員会は、1100年1月、八つの広域について、当該広域でプロバイダーが不足している法律問題カテゴリーを提示し、それぞれについて、電話による専門的助言サービス提供契約の申込みを全国的に募集した。

対象組織は、専門家の Quality Mark を持つている組織で、独立相談機関、ソリシタ事務所の他に、民間の電話相談会社も応募である。組織の所在地は問わない。例えば、本稿でとりあげた Herefordshire CLSP やは、ギャップの確定作業によりプロバイダーがないカテゴリーが示されていたが、このスキームで、消費者問題、教育、雇用、住居について、公募されている。⁽⁶⁴⁾これは、全国的なニーズ・供給・ギャップの確定作業によつて初めて可能になつたという意味でその成果でもあり、プロバイダーの総合的調整、リファーラル・ネットワークの構築という側面での成果もある。

このほかに、不動産明渡訴訟について、裁判所で待機する当番者が、被告本人に助言と代理のサービスを提供す

る housing possession court duty scheme が、リーガル・サービス委員会から提案されている（1100年1月）。⁽⁶⁵⁾

これは、資力による受給資格制限なしで、いくつかのカウンティ・コートについて導入が予定されているパイロット事業である。以前から、Civil Justice Review やウルフ報告書で提唱され、リーガル・アクション・グループも積極的に導入を主張していたものであり（ウルフ卿による民事手続改革は本人訴訟の増加を誘導するが、それは本人訴訟支援システムの拡充を政策課題とせざるを得ない）、既に100あまりのカウンティ・コートで、地域のCABなどのイニシアティブで実施されていたが、資金の手当がほとんどなく、大きな限界があつた。⁽⁶⁶⁾新制度になつて、公的

資金の手当が可能になるとともに、ニーズとギャップの確定を踏まえて、実施に向けて動き出したものである。

第七に、問題・紛争の予防、発生した場合の適切な対応にとつて、正確な知識と情報を多数の市民が共有していることの重要性が認識され、法と法制度に関する教育、一般的情報提供が、コミュニティ・リーガル・サービスの重要な任務とされている。⁽⁶⁸⁾ まだ教育面への資源の投入、具体的なプロジェクトの立ち上げにまでは至っていないが、一般市民の法と司法制度に関する知識は、イングランドでも正確とはいえる。⁽⁶⁹⁾ access to justice にとって、重要な要素の一つであり、この面についてのとりくみが、公式に課題・任務として設定されたのは注目に値する。既に、コミュニティ・リーガル・サービスのウェブサイト (JustAsk!) ⁽⁷⁰⁾ が設置され、詳細な情報を提供している。高齢者や貧困者、少数民族出身者はもちろん、一般市民にとっても、十分使いこなせるかどうか、また、どこまで、最も適切なプロバイダーの選択などに貢献できるかは樂観できないが、少なくとも補助的な情報として非常に有益である。

(3) 新制度の評価の中心は、コミュニティ・リーガル・サービスが、各地域のニーズを、実際に、どの程度、どのように満たしているのかという点に求められなければならない。しかし、旧制度との比較を含め、現状ではまだ未知数である。今後、CLSPと、リーガル・サービス委員会が行うモニターの結果が公表されることになつており、また、後者の研究部門であるリーガル・サービス・リサーチ・センターが、既に述べたように全国的な調査を実施する計画を公表している。法社会学者の関心も強く、経験的研究の実施とその成果の公表が続くはずである。

しかしながら、一年経過した現在、既に、少なくとも次のような新制度の限界ないし問題点が明らかになつている。

第一に、予算と資金配分が、政治状況に左右される危険性が高まつた。これは、予算の増額の方向へ向かう可能

性も含んでいるが、今のところ、コミュニティ・リーガル・サービス予算の減少（少なくとも1993年度まで）という結果をもたらしている。オープンエンドの体制から、予算上限が設定された割当制（かつ全ての支出を基本的に契約でカバーする体制）への転換がこれを可能にしたのであり、ある立場から見れば、新制度の成果であるが（刑事弁護サービスへ資金を振り分けることができる）、access to justice の拡大という目標の実現には大きな疑問を残している。このことは、リーガルエイドのプロバイダー（利用者にとってはアクセス・ポイント）の数が、一万前後から五〇〇〇前後に半減したことを考えあわせると、より鮮明になる。リーガル・サービス委員会と大法官府が、プロバイダーの減少に対し、具体的にどのような方策を探る方針なのかを、例えば、リーガル・アクション・グループは問うているが、今のところ応答はないようである。⁽⁷¹⁾

一九八〇年代から、リーガルエイド案件が業務の多くを占めるリーガルエイド専門事務所が現れ、その傾向は、一九九〇年代にフランチャイズ制が導入されるとともに加速した。⁽⁷²⁾ 旧リーガルエイド評議会は、フランチャイズ制の導入により、サービスのコストと「質」の管理を目指した。その際の理想的事務所像は、スーパーマーケットであつて、徹底したコスト管理（業務を細分化し、各パートごとに、最もコストの安い——バラリーガルまたはジュニアのソリシタ——労働力を投入）と薄利多売（大量処理）を実現できる業務処理体制の確立を誘導した。⁽⁷³⁾ 実際、そのような工場型ソリシタ事務所が出現し、リーガルエイド専門事務所の一つの典型となつている。このような旧リーガルエイド評議会とその後身たるリーガル・サービス委員会の政策の根底には、リーガルエイドには最高のサービスは不要であり（質の重視といいながら）、資金の制約に見合ったサービスで足りるという思想がある。⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾

旧制度下では、排他的契約制ではなかつたため、フランチャイジーでなくともリーガルエイドを扱えたのであり、既に述べたように、リーガルエイドを大量に扱う少数の事務所と、少數ないし相当数のリーガルエイド案件を扱う多数の事務所とが存在していたわけである。⁽⁷⁶⁾ しかしながら、新制度においては、後者のうち約五〇〇〇事務所

がフランチャイジーとならず、リーガルエイドのプロバイダーであることをやめている勘定になる。その中には、フランチャイジーとなる条件を満たせなかつた事務所もあるが、リーガルエイドを扱う意思を喪失したソリシタの存在も様々な場面で指摘されている。⁽⁷⁷⁾ また、競争の激化のため合同化・業務処理体制の合理化が以前より進行していたが、新制度を契機に、合同化によりフランチャイジーとなつた事務所もあり、それによるプロバイダー数の減少もあるだろ⁽⁷⁸⁾う。

リーガルエイドのプロバイダー数の減少は、単なるアクセスポイントの減少を意味するだけでなく、プロバイダーの業務処理類型や価値観に関する変化を伴つてゐるとされ、それを通じて、リーガルエイドの質の変容がもたらされている可能性が強い。フランチャイズ制の導入が業務処理類型とソリシタの価値観に与えていける影響については、既に、経験的研究が公表され、次のような問題点が指摘されている。⁽⁷⁹⁾ すなわち、業務の効率化・合理化・大量処理化のため、同一のソリシタによる一貫したサービス提供が困難になり、複数のソリシタないしパラリーガルによる細切れ処理が優越しつつある状況、サービス内容の細部にわたる案件類型ごとの仕様（リーガル・サービス委員会による指示）が、ソリシタや相談員の自律的な判断能力行使の余地を狭め、むしろ形式遵守で事足れりとする風潮を生む危険があるという問題、貧困者の救済・social exclusion の克服・社会正義の実現という価値にコミットしたソリシタの士気の著しい低下、大量の文書作成・チェックリストの点検・モニター活動などによる管理事務の肥大化、コンピュータ等必要な投資の増大といった弊害である。現状では、モニターは、必要なレターの類型が示され、それを適時に送付したかといった、一定の指標についての審査が中心であるが、それは、形式的な遵守を日常化させることにより指標としての適切さを失わせる傾向があり（Goodhartの法則⁽⁸⁰⁾）、また、監査のためにリーガル・サービス委員会から定期的に人が派遣されるが、その場だけ体裁を整えたり、ファイルの日付を書き換えたりする不正行為が生じがちな点も報告されている。⁽⁸¹⁾ 新制度導入がリーガルエイド業務の質に与えている影響に関する

経験的研究を、今後さらに注視する必要がある。

新制度は、また、資金面での総合的調整、すなわちコミュニティ・リーガル・サービス基金で不足する分について、地域・広域レベルで、他の資金による補充を実現することがめざされており、そのための仕組みとしてCLS Pが組織されている。しかしながら、地域レベルで金額的に最も大きな比重を占める地方自治体からの資金提供について、法的にはなんらの義務もなく、リーガル・サービス委員会が指示・命令する権限もない点について、問題視されている。⁽⁸²⁾ 実際、コミュニティ・リーガル・サービス基金からの資金提供がCABなど独立相談機関になされるようになつたため、従来、資金を提供していた地方自治体の中に資金の引き上げを検討しているところがあると報告されている。⁽⁸³⁾

第二に、予算の上限設定の導入は、優先順位の高いニーズへの有限資源の戦略的投入という原則とワンセットでない限り正統性を欠くわけであるが、新制度における優先度の高いニーズへの重点的資源投入のあり方について、既に問題点が指摘されている。

まことに、根本的な政策として、訴訟など法的手続における代理（Legal Representation）ではなく、相談・情報提供（Legal Help）を重視している点である。これは、訴訟を回避し、ADRを推奨する政策と軌を一にしており、情報提供と相談サービスにより当事者が弁護士を使わずに問題を早期に解決するのが望ましいという思想が基礎にある。しかしながら、ゲンの調査結果も明らかにしているように、単なる相談だけでは問題の解決に至らないケースが非常に多い。⁽⁸⁴⁾ 法的手続による正当な威嚇可能性を背景にした専門家による電話ないし手紙による相手方との交渉（active assistance）⁽⁸⁵⁾、そして相手が応じない場合の提訴など公式手続の使用が、紛争解決にとって重要である。情報提供によって empower われた市民自身による法律家を介さない自律的問題解決という観念は、イングランドでも近年ファッショナブルなイデオロギーであるが、ゲンは経験的データに基づいて、教育程度が高く、知識と表

現・交渉能力のある者（かつ紛争によつて精神的に疲弊していない場合）は別として、多くの人々は empower されることを求めていない、助けてもらうこと、問題を解決してもらへることを求めているという事実を強調している。⁽⁸⁸⁾ 面接調査から明らかになつたことは、「必要とされてているのは、問題を自分に代わつて処理してくれる人、難しい電話をかけたり、難しい手紙を書いてくれる人なのである」⁽⁸⁹⁾。ゲンモリーガル・アクション・グループも、新制度が、訴訟代理を相対的に軽視していることに危惧の念を示している。⁽⁹⁰⁾ 法律分野間でも、離婚に関する諸問題は、社会福祉法分野より優先順位が低く、かつ、できるだけ弁護士を使わない方向に誘導する政策がとられているが、既に述べたようにイクラーとマクリーンらは、調査結果に基づいて、根本的な疑問を提起している。

他方、大法官府は、Legal Help のいくつかの特定的なカテゴリーについて優先順位を与えたが、その一部は、まだ実際には十分優先的な扱いを受けていない。そもそも、優先順位の高いニーズだけでなく、およそニーズがどの程度満たされているか、ギャップはどの程度縮小しているのかをモニターする独立した機関が設けられていない⁽⁹¹⁾。基本的にリーガル・サービス委員会に評価が任されており、監査はその報告書の大法官府への提出、大法官による議会への報告というメカニズムだけであり、資源配分決定権を握っている大法官府とリーガル・サービス委員会自身がその成果を評価する仕組みになつており、制度としての欠陥がある。また、従来より強く主張されたいた、tribunal での代理に関するリーガルエイドは、移民・難民申請分野を別にすると、拡大されておらず、大部分の tribunal について対象外となつている。社会福祉法を重点分野とするならば、認められない限り不徹底であるが（代理人なしの本人のみによる tribunal の審理は、ソリシタが代理する場合と比較して本人側に不利であることが、一〇年以上前に経験的データによつて示されており⁽⁹²⁾、しばしば引用されている）、tribunal 案件数は膨大であり、政策当局にはパンドラの箱と映つてているのであろう。

関連して、人身傷害訴訟における access to justice の問題がある。医療過誤を除く人身傷害訴訟は、公的資金提

供の対象から原則としてはずされ、条件付成功報酬契約 conditional fee agreement に委ねられることになった。

それにより、少なくとも、旧制度下と比べて access to justice が何程度に実現してゐるか、また、大法官府主張のように、より一層実現する結果となつているかがポイントになる。保険会社による商品の急速な開発、実態調査に基づく研究と提案の公表など、事態は短期間で急速に動いているが、本格的な評価はまだなされていない。ただ、非常に複雑な制度であり、多くの利用者にとって理解が難しい点、ソリシタと依頼者および保険会社間で深刻な利益相反をはらんでいる点、保険会社によってリーガル・サービスの提供が支配される結果となる点など、大法官府が単純な経済理論に基づいて描き出したようなバラ色の制度ではなく、未解決な問題が多いことだけは確かであり、制度のメリット・デメリットを慎重に吟味せず、性急に（予算の現状レベルでの凍結を実現するために）導入された観が強い。⁽⁹⁴⁾

第三に、契約制に内在する問題がある。フランチャイズ制と同様に、契約には、その実施と履行に関して、リーガル・サービス委員会が定める膨大な規則とマニュアルがある。また、履行のモニターのために官僚制的監視システムが構築されている。その管理コストは非常に大きい。また、規則とマニュアル遵守のためにプロバイダーが割く時間が馬鹿にならない。例えば、タイムキーピングは、CABでは従来無縁であつたが（無料だつたため）、契約を締結した場合、その必要が生まれ、それに費やす時間は、ただでさえ不足するアドバイスのための時間をさらに逼迫させているという不満がある。⁽⁹⁵⁾

新制度の契約制は、計画統制経済下の配給に似ている。このようなシステムは、ニーズと需要の現状と変化をでるべきだけ正確に反映するという目標を容易に達成するといつよりは、硬直的で非効率的な供給を構造化し、官僚制に伴う資源の浪費と非効率を帰結する可能性が強いと考える方が常識であろう。そのことは、少なくとも現状では、例えば、先に示したCLSPによる、ニーズおよび供給とのギャップ確定の水準から見ても明らかである。

契約の基本的基準である法律類型カテゴリーが、新しい問題や境界例をカバーしにくく硬直性を内在させている点は既に指摘した。依頼者に対しても、法律上のカテゴリに基づいた細分化されたサービスではなく、彼らが抱える問題をトータルにとらえ、総合的な視点から解決に導くことが望まれるが、契約制は、そうした holistic approach ではなく、カテゴリ限りの形式的・機械的なサービスに陥る危険があると指摘されている。例えば、法律専門家でないボランティアによる holistic な approach を特徴とする CAB は、新制度により契約制度が導入された結果、こうした価値ある approach が妨げられる傾向と、相談員が on the job で蓄積する知識や経験が当該カテゴリに限定され、総合的な視点・能力を育めない危険性を報告し、注意を喚起している。⁽⁹⁶⁾

また、契約は、プロバイダー⁹⁷とに、制御業務 Controlled Work (法的支援 Legal Help など相談・助言が中心)について、年間の新規受任件数を定めており、この面でも硬直的である。すなわち、契約上定められた新規受任件数は、一方でノルマであり（一定の余裕は認められているが）、それを達成しないとペナルティが課せられる。⁽⁹⁸⁾ 実際に、このノルマがプレッシャーになつているケースがあることは、CAB の担当者の感想として紹介されている。他方、この新規受任件数は、それ以上受任しても原則として報酬が得られないという上限でもあり、プロバイダーは、やつて来た依頼者について、この年間受任可能件数の枠をにらんで、受任するか否かの判断をすることになる。年度末が近づくと枠を超えたため、深刻な案件でも受任できないことがおこりうる。逆に言えば、その可能性をにらんで、事件の内容、依頼者の特色を考慮し、受任しないで枠をとつておくという処理をする場合もありえる。契約制の硬直性を緩和するための工夫は可能であり、リーガル・サービス委員会は関係者の意見を参考に対応しているが、原理的にこのような硬直性を内在させている。さらに、プロバイダー、とりわけソリシタ事務所では、経営上の視点が作用し、利益率の高い事案（例えば、給与の安いパラリーガルやジュニア・ソリシタが処理できる案件）を選ぶというインセンティブが働く（cherry picking）。この点では、judicare 制と同じく、各プロバイダーの

皿題（政府の権限範囲）は「公的サービスの取扱いが大幅に増加する、新規度は、これらに對する申請を大量に処理するに由来する。

- イギリスにおいては社会福祉の提供者としての教養書が主張されるべきである。
- (一) Karen Mackay, "Evaluating the Community Legal Service," *New Law Journal*, April 27, 2001, pp. 615-616, 615.
 - (二) 記載『社会法』日本語 (100頁) 111回。
 - (三) T.H. Marshall (ed.) *Class, Citizenship and Social Development* (Doubleday & Co, 1964), pp. 71-72.
 - (4) ブルース・トマス・ゴリエリー・パターソン・タマラ・ゴリエリー・フレミング著『社会的・法律的・行政的・社会的開発におけるアドバイス機関とソリューションズの関係』(1999年)、pp. 545-566, 546-551, *id.*、"Making the Welfare State Work : Changing Conceptions of Legal Remedies Within the British Welfare State," Francis Regan, Alan Paterson, Tamara Goriely, and Don Fleming (eds.), *The Transformation of Legal Aid : Comparative and Historical Studies* (Oxford University Press, 1999), pp. 94-98 など。
 - (5) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s* (Legal Action Group, 1992), p. 5. Goriely, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," p. 223, *id.*, "Making the Welfare State Work : Changing Conceptions of Legal Remedies Within the British Welfare State," p. 93.
 - (6) Goriely, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," pp. 222, 226, *id.*, Making the Welfare State Work : Changing Conceptions of Legal Remedies Within the British Welfare State," p. 97, Richard O'Dare, *Legal Ethics : Text and Materials* (Butterworths, 2001), p. 366.
 - (7) Goriely, "Making the Welfare State Work : Changing Conceptions of Legal Remedies Within the British Welfare State," pp. 97-98.
 - (8) 記載『社会法』日本語 (100頁) 111回。
 - (9) Goriely, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," p. 225, *id.*, "Rushcliff Fifty Years On : The Changing Role of Civil Legal Aid Within Welfare State," p. 551, Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 5.
 - (10) Goriely, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," pp. 228-232.
 - (11) 今後多額存在する社会福祉の提供者としての教養書が主張されるべきである。

(12) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 4.

(13) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 4.

(14) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 8. 取組資格者数の推定は誤り。 *Ibid.*, pp. 24, 157-161 (この段落は本稿脚注の記載の後長めに記載) せ、法律援助の資産基準はヘリテークルと異なり。

(15) 1990年版の法律援助の推計では、英協の civil legal aid の取組資格者は全人口の四分の一、ハーハー・チャーチ・ベキーブラッジが落ちた。 Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, pp. 160-161. また、既に述べた通り、1990年版の法律援助は、ハーハー大體の取組資格者数は減少した。前稿『立教法学』田代印 (11001号) 111頁、四一回。

(16) リーガルアシスタンスの賃給を想起して論じた場合、弁護士費用敗訴者負担の原則によれば、相手方からの費用を回収しかねず、金額が回収されない場合、減額までの額を負担する。賃給した場合、一々ハーハーのリーガルアシスタンス費用の額から減額を控除する（敗訴の場合が絶対ではない）。参照 Susan Spencer, *Legal Aid*, 2nd Edition (Cavendish Publishing, 1996), pp. 97-108, Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, pp. 5, 34, 36, 68; S.H. Bailey & M.J. Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition (Sweet & Maxwell, 1996), pp. 574-576, Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition (Butterworths, 1999), pp. 499-500. 日本語文庫として既往田中「法連共助」『ハーハー』1140印 (1100年) 111-17回、1回目。参考・チャーチ・ベキーブラッジのメカリバウトによる Spencer, *Legal Aid*, 2nd Edition, pp. 26-29 参照。

(17) ハーハーは米国では「アドバイス」として用いられる。 Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 5.

(18) Goriely, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," p. 222.

(19) Goriely, "Rushcliff Fifty Years On : The Changing Role of Civil Legal Aid Within Welfare State," pp. 546-548.

(20) Goriely, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," pp. 224-225.

(21) judicare 法を廃止して、政府は雇用された弁護士による裁判官による提供体制へ転換する。チャーチ・ベキーブラッジの提議は、後の後も、特に左翼陣営からいたる議論である。 Alastair Hudson, *Towards a Just Society : Law, Labour and Legal Aid* (Pinter, 1999), pp. 220-225 参照。また、judicare 法による政府雇用弁護士の使用は、既述のチャーチ・ベキーブラッジ (Middlesbrough, Swansea, Birmingham, Liverpool) と Public Defence Service の両務所がスタートしてから。ハーハー (Lee Bridges, Avrom Sherr, Ed Cape) の福助による公的法律援助 (LAG Members Update, Issue 10 (Spring, 2001), p. 2).

- 刑事分野では、既に 1980 年代に導入された Crown Prosecution Service 以来、刑罰問題の懸念の一端として、政府雇用弁護士やカバーリー体制が先鞭がいたのだ。その上、ヘンリーハウス Crime and Punishment (Scotland) Act 1997 の導入によって導入された pilot Public Defence Solicitors' Office (PDSO) のハペクムが大幅な影響を与えた。現在、民事リーガルハイツの雇用弁護士網の供用がリーガル・ヘッジ・ア・ヘルプフル・リソースにて権力は主張され、公職選が認められ、今後導入の可能性が極めて高まると期待される。
- これまでの弁護士のキャラクターの疎遠の組織的検討が、他のキャラクターの實力へと大幅な確実化がなされた。一方で judicare 程度での弁護士のキャラクターへの疎遠の組織的検討が、他のキャラクターの實力へと大幅な確実化がなされた。（民事リーガルハイツ課題代表的な事例） M. McConville, J. Hodgson, L. Bridges and A. Pavlovic, *Standing Accused : The Organisation and Practices of Criminal Defence Lawyers in Britain* [Clarendon Press, 1994] (以下)、他方で、政府は雇用する独立性が喪失する傾向にあること、裁判官は裁判官の裁量権が組織的に基づいていた状況における現状である（以下） ペンブルックホールの組織的検討 Alistair G Watson, "The Provision of Criminal Legal Aid Services by Public Service Solicitors" [paper presented at the Legal Action Group Conference, Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Culture, 27 April, 2001])。
- (22) Gorily, "Making the Welfare State Work : Changing Conceptions of Legal Remedies Within the British Welfare State," p. 94.
- (23) Gorily, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," pp. 227-228.
- (24) Gorily, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," p. 228.
- (25) Gorily, "Law for the Poor : The Relationship between Advice Agencies and Solicitors in the Development of Poverty Law," p. 236.
- (26) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 80-82, 233-239. 以下、不動産の税賦、轉換、鑑定などの組織的分野について、おしゃべりなタピオタの実験を行なう活動ペターンが述べて半段の題材を取扱つる。
- (27) 前稿『立教法』田八郎 (1100-1 号) 117 頁。
- (28) イングランド・ウェールズのカウンティ、Cornwall と Devon における法律サービスのリーガル・キャラクターの実況や、組織的データに基づく組織的分析した Blacksell, Economides and Watkins, *Justice outside the City : Access to Legal Services in Rural Britain* (以下) の地域のリーガルハイツの取扱い状況について、pp. 83-85)。Devon と Cornwall はコムタムのトドカーラルハイツの利用可能性をチャックする作業はホールマーク的なものだが、大多数の事務所がホールマーク案件を扱つてこた。特に農村部の事務所ではリーガルハイツ案件が多く扱われ、所得に対するリーガルハイツの比率も高い。Devon の農村部のソーシャル事務所の 1100 が 60% 以上がリーガルハイツを扱うが、Cornwall でも 60% のものが事務所の比率が 100% 以上である。Ibid., p. 84 以下、地方公共行政への影響が大きな問題である。
- (29) Sommerlad, "Managerialism and the Legal Profession : A New Professional Paradigm," pp. 159-185, id., "Implementation of Quality Initiatives and the New Public Management in the Legal Aid Sector in England and Wales : Bureaucratization, Stratification and

Surveillance,” pp. 311-343, *id.*, “I’ve Lost the Plot : an Everyday Story of Legal Aid Lawyers.”

- (30) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 20.
- (31) Ian Budge, Ivor Crewe, David McKay & Ken Newton (eds.), *The New British Politics*, 2nd Edition, p. 69.
- (32) Tamara Gorily, “The English Legal Aid White Paper and the LAG Conference,” *International Journal of the Legal Profession*, vol. 3 (1996), pp. 353-360, 355-356.
- (33) ベルギーの法律援助の運営について、最近の研究によると、Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, p. 236. によれば、「裁判所へのアクセス」が最も重要な問題である。Lord Wolf, *Access to Justice : Final Report* (HMSO, 1996), pp. 2, 350-362, *id.*, *Access to Justice, Interim Report* (Lord Chancellor’s Department, 1995).
- (34) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 230-233.
- (35) “Hijack Afghans face retrial as case collapses : The legal costs, including flying witness from Afghanistan, are estimated £12 million,” *The Times*, 19 April, 2001, p. 3.
- (36) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 8.
- (37) 脱ソ連の「権利団体」は、権利団体の構造と組織の複雑化の傾向を示す一方で、団体の政策と組織の構造は権利団体の外輪の組織や、統合の傾向がある。しかし、権利団体の構造は権利団体の内輪の組織や、権利団体の外輪の組織との関係性が強調される傾向がある。「権利団体」は、「権利団体」の構造の変化による影響が大きい。John Clarke, Sharon Gewirtz & Eugene McLaughlin (eds.), *New Managerialism, New Welfare ?* (SAGE Publications, 2000), p. 3. によると、「権利団体の構造」は、多くの権利団体が複数の権利団体によって構成される。
- (38) Brendan Evans, *Thatcherism and British Politics 1975-1999* (Sutton Publishing, 1999), Dennis Kavanagh, *The Reordering of British Politics : Politics after Thatcher* (Oxford University Press, 1997), など、大蔵監修の書籍は、pp. 122-124 に記載。
- (39) Evans, *Thatcherism and British Politics 1975-1999*, pp. 85-88, Kavanagh, *The Reordering of British Politics : Politics after Thatcher*, pp. 123-124, 126-127.
- (40) New Public Management の構造、特に権利団体の構造がどのようにして構成されるか、Clarke, Gewirtz & McLaughlin (eds.), *New Managerialism, New Welfare ?*, *id.*, “Reinventing the Welfare State” (pp. 1-26), Janet Newman, “Beyond the New Public Management? Modernizing Public Services” (pp. 45-61) などによると、一个新的権利団体の構造は、New Public Management の構造をもつた。Sommerlad, “Managerialism and the Legal Profession : A New Professional Paradigm,” *id.*, “Implementation of Quality Initiatives and the New Public Management in the Legal Aid Sector in England and Wales : Bureaucratization, Stratification and Surveillance” に記載。
- (41) ニューマネジメント権力の構造と権利団体の構造を比較する Sommerlad, “Managerialism and the Legal Profession : A New Profes-

sional Paradigm,” pp. 174-179, *id.*, “I've Lost the Plot : an Everyday Story of Legal Aid Lawyers,” (unpublished paper presented at the Socio-Legal Studies Association Annual Conference at the University of Bristol, 4 April, 2001) に於てある。一九七〇年代末の大戻りの後の大きな変化を示唆している。

(42) Seldon (ed.), *The Blair Effect : The Blair Government 1997-2001*, pp. 383-403.

(43) Seldon (ed.), *The Blair Effect : The Blair Government 1997-2001*, p. 194.

(44) Seldon (ed.), *The Blair Effect : The Blair Government 1997-2001*, p. 186.

(45) タスマニアのコトバーバーと Anatole Kaletsky は、1997-2001 年大選の選舉期間の記事で、一週間前に行われたノーマンのインタビューに基いて、皿への投票について、棄権による労働党批判から労働党への投票に考え方を変えたからハムを寄せ、ノーマンは「ノーマン政権」一期目の使命に關する首相自身の考え方について次のようく述べてゐる（“Blair's campaign has changed my mind,” *The Times*, 7 June, 2001, p. 18）。

「ノーマン氏の *interventionism* は、ノーマン・ベイカーの使命だ、a new post-Thatcherite settlement を確立するにあつてある。それは、社会個人の間、國家と私的領域 the private sphere の間、利潤動機と公共サービスの間のハムの繋を元へかんらう問題である。この新しい settlement は、市場の力を認めるところとして、市場の力をカーベル・ハムから政治的決定の必勝を確立するのでなければならぬ。論を詰るものでなければならぬが、貧困を防ぐものでなければならぬ。個人がその必要を皿で満たすのを促さなければならぬが、集団的に対処すべき重要な領域は維持しなければならぬ」。戦後、保守党と労働党の間で福祉国家の建設について、settlement が成立し、それは一九七九年まで維持された (post war consensus) が、サッチャーリズムはそれを否定し、福祉国家の解体政策を展開した。しかし、もめんと解体しつゝ消滅わたわたりではない。ノーマン政権第一期は、経済運営能力を中心には政権担当能力に関する信頼を、ビジネス界や公務員 Middle England へいた伝統的な保守党の支持基盤が認め獲得するに重兵が置かれたことからである。前記の a new post-Thatcherite settlement は、それを踏まえた、今後長期的に維持される新国家構造の確定 (政権交代があつても継承されるを得ないノーマンの如意事態) である。保守党に代わって労働党が one nation party の地位を獲得するに至るのがノーマン・ベイカーの戦略である。1997 年六月の総選挙では、史上初めて *The Times*, *Daily Express*, *Sunday Express* が労働党支持を表明し、平日全国紙 10 紙中 9 紙、日曜全国紙 9 紙中 7 紙 (いずれも高級紙、タブロイド紙を含む) が保守党への投票に反対した。Brian MacArthur, “Fleet Street's editors write off the Tories,” *The Times*, 7 June, 2001, p. 14. *The Times* など保守派紙の労働党支持は、積極的支持となる一方、ノーマン・ベイカーは保守党に対する不信と由来するものである。

六月七日の総選挙の結果は、メドレーの一一致した事前予想どおり、一九九七年に続いた労働党の大勝利となつた。同一政党が二期続いて 100議席以上のマジョリティで地滑り的勝利を得たのは一八三二年以降初めてである。但し、投票率が大幅に低下してゐる (一九九七年は 71% だったのに対し 60% を下まわり、一九一八年第一次大戦終了直後の総選挙以来最低を記録)。保守党党首イギリスは八日直ちに辞任を発表した。公共サービス政策とその成果如何が、ヨーロッパ (通貨統合) 問題の処理、保守党の差を返し並んで、第三期労働党政権の成立を左右する重要な要因であると言える。

(46) 税金で丸々太った猫の二ハメーハリス “fat cat” の表現は、様々な大企業を渡り歩く強制的監視をもつていた時代、アベ

ン・ヘッタードは「強制的監視」とは「powerful businessman or politician」である「wealthy and powerful businessman or politician」である「強制的監視」である。

(47) ゲーリーの語彙である「アーチャル・ハッシュ」が「強制的監視」の報道が、一級市民のイメージ形成に大きな影響を与えた様子を示す。

(48) John Eekellar, Mavis Maclean & Sarah Beinart, *Family Lawyers : The Divorce Work of Solicitors* (Hart Publishing, 2000), pp. 1-29. 一九九九年同様の「クヤバ法律」(?) が、「多くの民族紛争では法廷手続 court proceedings や強制的調停 mediation の方が適切である」と「原稿」をハート・ハーバー・ローが出版したのがアーカルド・チャーチル Lord Chancellor's Department, *Explanatory Notes, Access to Justice Act 1999* (Stationery Office, 1999), p. 18 である。

(49) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 113-118.

(50) Eekellar, Maclean & Beinart, *Family Lawyers : The Divorce Work of Solicitors*. Eekellar と Maclean が 1999 年に「アーチャル・ハーバー」の強制的監視を示すたる書籍は、大手企業の法務部員 (法務) が「Family Lawyers - what do they do?」と題する解説を行って、調査対象となつたソニタの多忙な fat cat ではなく、アーチャル・ハーバーの大ローハードな corporate lawyer と High Street lawyer の強制的監視は少なかれ、また

(51) ハーフシタザムハーバー、大量に扱う大規模化・効率化・内紛分業化を進めてこられた強制的監視は、小規模の事務所では利害が一致しない。ハーフシタザムハーバーは、強制的監視が進んでいた 1990 年代は、ロー・ハーバーの強制的監視は必ずしも立派な表現化した。

(52) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s* (Legal Action Group, 1992), Roger Smith (ed.), *Shaping the Future : New Directions in Legal Services* (Legal Action Group, 1995), id. (ed.), *Achieving Civil Justice : Appropriate Dispute Resolution for the 1990s* (Legal Action Group, 1996), id., *Justice : Redressing the Balance* (Legal Action Group, 1997), Roger Smith, *Legal Aid Contracting* (Legal Action Group, 1998).

(53) Legal Action Group, *A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, pp. 113-115, 130-133, 133-153.

(54) Mackay & Ardill, "Time for a New Agenda?", p. 2.

(55) ハーフシタザムハーバー・ケルーパー社長の会議(Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Culture' 1999 年度)に Steve Orchard (ハーフシタザムハーバーの Chief Executive) が出席しておらず、議題は「強制的監視」の教育が終らなかったため、大蔵省の態度の変化も示さないまま終ってしまった。

(56) Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, p. 13.

(57) 田中' Steve Orchard の解説。

(58) 保守党は、強制的監視手続の導入を政府指揮の下での実現とする。

- (59) 独立相談機関は、11000件超のLegal Helpを提供する契約を一方的・サービス委員会の総額、11000万ポンドの公的資金の提供を受ける。Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, p. 13. ワーカー・ヘッジ・グループの組織（Facing the Future: Delivering Legal Aid in a Contract Culture）11001年西暦11月）は、OABと同様に女性が、新制度について、ハニカタのバハペトはねるが、公職のたより、新しく資金がOABを提供されなかった点は、新制度のベテランである筆者も感心だ。
- (60) Plymouth CLSPは、総理・議院母議院の潜在的リーダーが、内務省の難民母議院分散政策のため非常に大きくなる議院、Bristol議院、ガーデン・ホール・センター、ヨーロッパ・センターを新設する。これで、DevonとCornwallでも、ヨーロッパ・センターを設立する。CLSP News, Issue 2 (April, 2001), p. 2. Walesのロード・センターを新設する計画も立てられた。Sara Chandler (Vice Chair, Law Centres Federation), "Impact of the Contract Culture on the Voluntary Sector" (paper presented at the LAG Conference on 27 April, 2001).
- (61) Gillian Bull & John Seager, *Alternative Methods of Delivering Legal Services* (Policy Studies Institute, 1996), Jane Steele & John Seager, *Access to Legal Services: The Contribution of Alternative Approaches* (Policy Studies Institute, 1999).
- (62) Legal Services Commission, "Legal Services Commission Invites Tenders for Telephone Specialist Legal Advice Services," (Press Release, 8 January 2001) [LSC, website].
- (63) Legal Action Group, *A Strategy for Justice: Publicly Funded Legal Services in the 1990s*, p. 4.
- (64) Legal Service Commission, "Invitation to Tender: Telephone Legal Services," *Legal Action*, January 2001, p. 39.
- (65) Legal Service Commission, *Housing Possession Court Duty Scheme Pilot-Proposals, For Consultation* (February, 2001) [<http://www.legalservices.gov.uk/old-docs/lsc/pdf/Housing-Proposal.pdf>].
- (66) Roger Smith (ed.), *Achieving Civil Justice: Appropriate Dispute Resolution for the 1990s* (Legal Action Group, 1996), pp. 195-196.
- (67) Editorial "Better Late Than Never," *Legal Action*, April 2001.
- (68) Legal Services Commission, *Corporate Plan 2001/02-2003/04*, pp. 16-17.
- (69) Genn, *Path to Justice: What People Do and Think About Going to Law*, pp. 102, 230-233, 255-258, 260.
- (70) 実際は、JustAsk!は、ヘッジ・グループの特徴は問題を入力したときに、その出力された情報から、その判断は如何ではなし。インターネット上の数が少くても、何の種の情報が、あるいは、ヘッジ・グループの平野ではないうちに、大企業は使っているんだから、この種の情報が、いいが、ヘッジ・グループの決定の問題の処理は貢献しかねないところが、最大の期待はやめない。これが、ヘッジ・グループの情報技術革新が一般市民のaccess to justiceをより良い形で実現し得るかは、具体的な場面から、ヘッジ・グループの問題が現れる。
- (71) Editorial, "Paving over the works," *Legal Action*, June 2000, p. 3.

- (72) Sommerlad, "Managerialism and the Legal Profession : A New Professional Paradigm," pp. 167-185.
- (73) Avrom Sherr, Richard Moorhead & Alan Paterson, "Assessing the Quality of Legal Work : Measuring Process," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 1 (1994), pp. 135-157, Fiona Bawdon, "The Birmingham Pilot," *Legal Action*, May 1993, pp. 7-8, Roger Smith, "Transaction Criteria : The Face of the Future," *Legal Action*, February 1993, pp. 9-11, Sommerlad, "Managerialism and the Legal Profession : A New Professional Paradigm," pp. 162-185.
- (74) Sommerlad, "Implementation of Quality Initiatives and the New Public Management in the Legal Aid Sector in England and Wales : Bureaucratisation, Stratification and Surveillance." 大量のニーカルトマージ案件を黑色化した結果体制に波ハコニバシテ監視版ば、指揮部からハーヤーハシテ、ハーヤーハ製造器ハ監査おこなふが、他方、従来の、多数の非専門事務所が少數のワーカルトマージ案件をハシタクに處理する体制ば、ハシタクハシテ、ハシタク製造器ハ監査おこなふ。Goriely, "Debating the Quality of Legal Services : Differing Models of the Good Lawyer," p. 163. 総括じば、優れたハラハタはあたぬ場合もあれば、余計なカーリバシタヒキム后退性あるべ、カーリバの調が不均一であつたのは問題だ。
- (75) ハハハサヤマツの監査の監査このたゞtransaction criteria の監査ば、最低基準の監査・監査ドアリガ (Sherr, Moorhead & Paterson, "Assessing the Quality of Legal Work : Measuring Process")、ハハハ他の審査基準ド神ねなご限り、最低基準ド足らぬハハ結果になりがむべキ。ハハハリトマ・ニーカル・カーリバニ監査の公議 (ハシタインカム) ば、リーガル・カーリバ委員会関係者ば、大臣の弁護士 Queen's Counsel が長職じあらんが銀暁)ハシタ。
- (76) 前編『立教法論』(1100 | 版) 大大へ10回。
- (77) Sommerlad, "I've Lost the Plot : an Everyday Story of Legal Aid Lawyers." ニーカル・マハムラ・グバーントサザンの公議 (Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Culture' 1100 | 版 国立117II) の Discussion Panel 3, Fundig cases-winners and losers (Chair : Tamara Gorily) ハ監査つたハシタの Bill Montague ば、ニーカルトマージを扱うのを出ぬ、経営成功報酬契約による人財激励策が、社会へ監査のハシタの監査マチダ (ニーカル・カーリバ監査係ハ監査の関係むなづいたのが大めなメニシムの幅)、回旋の回収監査 Policy Development Manager の拘束を體ひつた)。
- (78) Charles Blake, "Past, Present and Future," *Legal Action*, January 2000, p. 9.
- (79) Sommerlad, "Managerialism and the Legal Profession : A New Professional Paradigm," *id.*, "Implementation of Quality Initiatives and the New Public Management in the Legal Aid Sector in England and Wales : Bureaucratisation, Stratification and Surveillance," *id.*, "I've Lost the Plot : an Everyday Story of Legal Aid Lawyers."
- (80) "Goodhart's Law" は「公井カーリバの額を測定する指標 (Performance Indicators) は、代理 proxy や田ニエ監査に出るがムジ監査を想」、「監査は10の複数題目」の課題を監査する監査を達成する監査と想する監査」などである。この關係は消滅する」など「ハシタの監査」などと想する監査を達成する監査と想する監査」などである。 Ian Harden, *The Contracting State* (Open University Press, 1992), p. 65. "Goodhart's Law" ば、ハ

ラ・チャイズ制におけるリーガル・サービスの質の測定・保証が課せられる。Performance Indicators や用いる手法の限界と危険性を示す。この点で、よく指摘されてくる。例えば、Goriely, "Debating the Quality of Legal Services : Differing Models of the Good Lawyer," p. 167 参照。リーガルエイドに限らず、指標により公共サービスの質を監査する体制が広まっている連合王国では、医療、教育などの経験が先行して、やがての不条理な現象の発生が広く一般にメディアを通じて知られる。救急医療では病院の入口で長時間放置されるケースが多いため、患者が短時間にスタッフに一時渡されたかを、医療サービスの質を測定する指標の一つである「取扱事例」の係りが置かれ、ただ患者と接触するだけで放置されるという現象が広まると、ある意味、手術のウェイティング・リスト上の件数を指標とする、簡単な手術を優先し、数をこなす傾向が生まれるといった例が知られる。2001年大選挙をめぐるベトナムの結果でも国民医療サービスの深刻な状況を示す日本ハーディングによる指摘がされている。

- (81) リーガル・アシスタント・グループ主席の演説 (Facing the Future : Delivering Legal Aid in a Contract Culture' 2001 年度) に掲載された。

- (82) Mackay, "Evaluating the Community Legal Service," p. 616, Editorial, "Partners in Practice," *Legal Action*, April 2000, p. 3.
- (83) Mackay, "Evaluating the Community Legal Service," p. 616.
- (84) (85) ゲンの研究によれば、問題の「解決 resolution」ではなく、個人が困りきったときに抱つける結果が適切な和議論か、裁判手続きかの裁定または刑事犯の懲罰か罰金かといった問題 = justiciable problems である。Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 96-103, 255-256.
- (86) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, p. 101, 178.
- (87) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 99-100, 101, 178, 256.
- (88) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, p. 100.
- (89) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, p. 100.
- (90) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 103, 178, 255-257, 258-263, Editorial, "Beware of Dumbing Down Legal Aid," *Legal Action*, November 2000, p. 3.
- (91) Mackay, "Evaluating the Community Legal Service," p. 616, id., "Auditing the Auditors—New Approaches to Quality."
- (92) Hazel & Yvette Genn, *The Effectiveness of Representation in Tribunals* (Lord Chancellor's Department, 1989).
- (93) The Society of Advanced Legal Studies, Ethics and Lawyer Fee Arrangements Working Group, *The Ethics of Conditional Fee Arrangements* (SALS, 2001).
- (94) 条件付き報酬制度の導入によって、「裁判は代理人の費用を請求する」という状態になると、Stella Yarrow, *The Price of Success : Lawyers, Clients and Conditional Fees* (Policy Studies Institute), pp. 93-94 が述べる。

- (55) National Association of Citizens Advice Bureaux, "Contracting : The Experience on Bureaux," (NACAB Information Note 57, Legal Services, March 2001), pp. 5-7.

(96) National Association of Citizens Advice Bureaux, "Contracting : The Experience on Bureaux," pp. 6-7.

(97) Legal Services Commission, *General Civil Contract (Solicitors), Contract Documentation* [<http://www.legalservices.gov.uk/contract> フォルダ内「ロード」], pp. 116-117, 122-123, *id., General Civil Contract (Not for Profit), Contract Documentation* [<http://www.legalservices.gov.uk/contract> フォルダ内「ロード」], p. 9 (Tolerances and Payment for Extra Work) である。

(98) Legal Services Commission, *General Civil Contract (Solicitors), Contract Documentation*, pp. 62-63, *id., General Civil Contract (Not for Profit), Contract Documentation*, pp. 11, 27, 59-60.

(99) National Association of Citizens Advice Bureaux, "Contracting : The Experience on Bureaux," p. 7.

(100) 田中、*歐米の新規取扱いに関する調査研究*、*法務省公報出典*、(著者) Legal Services Commission, *General Civil Contract (Solicitors), Contract Documentation*, 2.20 (p. 116) せかに規定が述べる。すなはて、大法師を指定した優先次第は該当する場合である。

おわりに

文脈を異にするヤングハッシュの制度に際する対応がい、日本など他の教訓を得るには慎重でなければならぬ。合理的に見える法制度であつても、異なる社会に移植する、その社会の歴史と諸システム連関から文脈における現実の機能は、所期の田舎としましては齟齬を來す。^(一) 国や組織においてくる理念が、制度を移植しただけで実現するとは錯覚するが、我々がいつ日本的であつた。さあやめなべ、本国における改革された新制度が旧制度より優れてゐるとは限らない。所期の田舎が本国で達成されたとしても、副作用を伴つてゐるのは通例である。

他方、法制度（および法的ノリケーブル）の特色は、文脈と切り離して、合理性を内在化してゐるシステムとして認識し、その堅りと柔軟を得ねじるがやめるべく解れねじる点にある。かつて、異なる社会においても、法

制度が対象とするべき共通の問題が存在し、その共通性は、差異の捨象を正当化できる程度のものであると了解されている。少なくとも、この二つの意味で、文脈を異にする制度にも普遍性があることを前提とした法制度研究は有益であろう。

本稿は、前者の認識を重視した上で、後者の視点にたつて、イギリスの法律相談と民事リーガルエイドに関する新制度——コニティ・リーガルエイド（法律扶助）について、その初年度の状況を中心に概観したものである。

最後に、法律相談とリーガルエイド（法律扶助）について、今後検討すべき重要な論点を指摘しておきたい。

第一に、初等・中等教育における法教育の必要性である。法律相談の充実だけでは不十分であり、それ以前に、正確な基本的法情報を一般市民が共有することが大切である。ゲンの研究によれば、マスメディアの一面向的な情報提供に基づいて法に関するイメージを形成している市民が非常に多い。⁽²⁾ わが国でも同様かもしれない。裁判所・法律家・民刑事手続きなど基本的法制度、法的権利・義務の基本概念（身近に発生する問題・紛争や少数者の権利に即して具体的に）、法律相談とリーガルエイド（法律扶助）の仕組みに関する正確でバランスのとれた情報を、初等・中等教育で提供する必要がある。公式法制度の価値だけでなく、限界についても適切に伝えなければならない。コニティ・リーガル・サービスでは、一般的な法情報の提供となると、法教育の拡充が目標の一つとして明確に設定されている。

第二に、法律相談における積極的な行動（支援）の重要性である。イギリスの概念を用いれば、法律相談から法的代理までの連続体は、legal advice, legal assistance, legal representation に区別できるが、ゲンは、単なる legal advice のみではなく、紛争・問題の解決には至らなか場合が多い実態を調査によって明らかにして、assistance というねじ active assistance の重要性を関係者が認識すべき点を強調している。⁽⁴⁾ 裁判所等の法機構の使用可能性を念頭においた上で（ところとは法機構使用能力を持つ相談担当者である）ことが重要になる——あらためて法律事務所な

どにリファーするのはユーザー・フレンンドリーでないばかりか、しばしば問題が未解決のまま放置される結果となる)、相手方に相談担当者自身が電話をかけ、あるいは法的に有意味な手紙を書くというのが最小限度の基本的作業である。助言のみで、本人自身に電話や手紙を書くよう示唆するというのは、多くの市民の能力を無視している。ましていわんや、単に、こういう権利があるというだけの助言や、弁護士事務所のリストを示すだけの対応は、わざわざアプローチした人々を落胆させる不適切なプラクティスである。多くの人は自分で解決する努力をある程度した上で相談しているのである。この点で、イギリスのCABは、その長年の功績にも関わらず、現状では一般的に限界があることが示唆されている。⁽⁵⁾ また、コミュニティ・リーガル・サービスが、法的代理ではなく、法律相談を重視する政策をとり、かつソリシタではなく、独立相談機関を重視している点に、既に述べたように危惧の念が示されている。active assistance の価値についての指摘は、わが国の法律相談のあり方を検討する上でも参考になるだろう。

第三に、holistic approach の必要性である。依頼者の問題をトータルな視点から扱い、必要なサービスを総合的に提供し、場合によって、法的対応に視野を限局しないで、最も適切と判断されるサービスを提供することが重要である。法律家には、法的枠組によって依頼者の話を整理し、視野を限局する危険がある。専門化が進んでいる場合は特にそうである。イングランドの新制度のように、フランチャイズと契約が細かな法律問題カテゴリー単位で構成されている場合、その危険は強まる。しかしながら、人々が直面する問題や紛争は本質的に多面的であり、当事者の個別の条件と、当事者間の相互作用の歴史に埋め込まれている。また、問題は、単発で生じる場合もあるが、一つの問題が関連する複数の問題を連鎖させ、クラスターとして発生する場合も多い。⁽⁶⁾ 離婚に直面した者は、それに伴う金銭と子供の問題だけでなく、住居、福祉給付、雇用の問題の解決にも迫られることが多い、家庭内・夫婦間暴力、精神衛生の問題を随伴することも少なくない。感情調整、精神的支援は欠かせない。一見一つの問題

で相談に訪れたようにみえても、背後に、解決のための支援を必要とする絡み合った複数の問題が潜んでいることが多く、それらを、まず最初に解きほぐす必要が指摘されている⁽⁷⁾。holistic approachを妨げず、むしろそれを促す制度とシステムの構築が重要になる。

第四に、リーガル・サービスに関する、資金提供、サービス提供双方の次元での調整・合理化の重要性である。わが国では、独立相談機関はほとんど発達していないが、行政機関による各種相談に投入されているリソース（資金・マンパワー・施設）は相当のレベルに達している。弁護士や司法書士によるプロボノ的サービス提供も近年拡大している。法律扶助の拡充も約束されている。法曹増員は、法律扶助へ関与する弁護士の数を増大させるだろう。これらに関わる公的資金は、多数の所管官庁、自治体、弁護士会、司法書士会などが独自に予算を組んでいるが、法律相談や法律扶助への予算の大幅な拡大は今後も期待できないのであり、限られた資源の有効、公正、効率的な利用のために、総合的に調整する視点を導入して、協議する場を設けるのがよいと考える。サービス提供の次元については、より一層調整の必要が感じられる⁽⁸⁾。ローカルな現場のレベルで、実務担当者の直接的な情報交換・共有、相互啓発、信頼関係と協力体制の形成が不可欠である。この点で、イングランドのCLSSPは、非常に参考になる。利用者が、最も適切なサービス・プロバイダーにできるだけ速く確実に到達できるようなりファーラル・ネットワークの構築と、ニーズと供給のギャップに対応するためのサービス提供方法の新機軸（アウトリーチ＝出張・巡回・家庭訪問、ビデオやインターネットによるリンク、電話相談と面接との連結、裁判所構内での相談員・弁護士によるサービス提供、裁判所職員の相談機関への出張、巡回など）は、わが国でも試みるに値する。

第五に、法律相談・法的代理を問わず、税金（公的資金）によるリーガル・コストの補填に対しても、サービスの経費効率と質を厳しく問う姿勢が不可欠になる。私費による場合であっても、報酬水準とサービスの質は、リーガル・サービスが社会的にマージナルな存在でなくなり、依頼者層の拡大、法律家数の増大と競争の促進、依頼者の

消費者としての意識の高まりとともに、厳しく問われるようになる。税金が投入される場合には、より一層厳しい目で見なければならない。投入額がわずかで、救貧的感覚によるサービスにとどまっている段階では問題は顕在化しないが、投入拡充とともに、政府は、経費の削減・コントロールを厳格に追求するようになるだろう。他方、サービスの質の面でも、経費が政府にコントロールされにくい場合は（例えば、イギリンドの旧制度）、効率化が追求され、投入された資金にふさわしいサービス内容が厳しく要求される。定額報酬制や契約制などにより経費が政府に厳格にコントロールされる場合は、質の悪いサービスが問題化する。いずれにせよ、公的資金によるリーガル・コストの補填は、サービスのコストと質を政府が管理する方向に強い力が作用する。それは、伝統的に保障されてきた弁護士の自律——団体の自律と個々の弁護士の自律——を何らかの形で制限する結果となる。公的資金投入拡大とともに強化されるサービスのコスト・質の制御メカニズムを、どのようなものとして制度化するか、自律と外的制御のバランスをいかなる形で達成するかが重要な論点になるのである。

第六に、関連して、公的資金によるリーガル・コスト補填方法として、どのようなシステムが適切かという問題がある。広義のリーガルエイドの方法論といつてもよいが、各国の試みを総合すると、その方法としては、少なくとも、次の三類型がある。すなわち、①開業法律事務所による通常の業務において、対象となつたケースの経費を、ケースごとに公的資金で補填する judicare 制（例えばイギリンドの旧制度）、②開業事務所あるいは相談機関と、政府（ないしそれと一定の関係を持つ機関）とが契約を結び、それに従つてサービスを提供し、公的資金が支払われる制度（排他的・独占的契約制、例えばイギリンドのコミュニティ・リーガル・サービス）、③政府またはその他の組織に雇用された弁護士などがサービスを提供し、給与などの形で公的資金が提供される制度（雇用制）である。これらはいずれか一つの制度を全面的に採用する場合と、いくつかの類型をミックスさせる場合があるが、現在、後者、すなわち、それぞれの欠点を補いあうシステムの構築が模索され始めている。⁽⁹⁾ イギリンドの新制度でも、

刑事弁護サービスは、②と③の併用制であり、リーガル・アクション・グループなどは、コミュニティ・リーガル・サービスについても、②と③の併用制のメリットを強調し、導入を提唱している。⁽¹⁰⁾ ①、②、③については、イングランド以外の各国でも長い経験があり、利害得失について比較研究が進められている。⁽¹¹⁾

第五のコストと質の制御方法と、第六のリーガルエイドの方法論については、イングランドの戦後の歴史は現場における試行錯誤であって、そのほかの国の経験を含め、われわれは多くを学ぶことができる。

第七に、サービス提供主体に関するわが国の現状の根本的限界である。わが国では、ボランティア組織や慈善団体による独立相談機関は、きわめて未発達である。こうした状況に対する英國人の感想は，“dangerous”というものである。⁽¹²⁾ 行政機関による相談サービスは、無料であり、専門性という点で優れているケースも少なくないが、依頼者とサービスへのコミットメント、独立性という点で限界があると考えられ、守秘という点でも依頼者に不安が残るだろう。active assistanceは難しい。⁽¹³⁾ 少なくとも、行政機関による相談と並んで、独立した民間の非営利的な支援・相談組織が、様々な専門分野の相談と一般的な「よろず」相談の双方で、多数存在することが理想である。現在の日本社会の状況は、こうしたボランティアによる市民のための支援、情報・相談サービスの発達する条件が、少なくとも潜在的に整いつつあるように思われる。その発達を顕在化させるための制度を検討する必要がある。

また、いうまでもなく弁護士数の長期間に及ぶ人為的な制限は、分野を問わず過少な弁護士を前提条件にシステムが形成される結果をもたらしたが、今日、ようやく法曹増員が合意されるに至った。しかしながら、開業弁護士の業務に委ねたサービス提供体制では限界がある貧困者や少数者のための社会福祉法分野における満たされないニーズへの対応は、わが国では、弁護士供給全般の不足の陰に隠れて、ほとんど意識されていない。だが、例えば、精神衛生やコミュニティケア、ホームレス、入国管理といった分野だけをとつてみても、どれだけの専門弁護士が存在しているのか。これらが行政だけで適切に解決できる状況でないのは、日々発生している異常な事件の背

景を考えてみるだけでも明白である。厳しい批判と吟味を現場から突きつける法律家を欠く行政システムに進化は期待できない。社会の病理を、同胞の問題として受けとめ、その解決のための活動に力を貸す人々が少ない社会は、既に限界に達している。⁽¹⁴⁾ 国家に求心しつつ同調性を強いる組織構造が異常に強力な日本社会における少数者は、きわめて過酷な状況に追い込まれがちである。精神的な疾患ないし苦悩を背負う者、失業者、ホームレスの状況にある者、民族的・宗教的少数者、外国人、刑事被疑者・被告人、犯罪被害者など少数者の権利は、弁護士のプロボノ的活動だけでなく、ボランティア団体による支援を含め、公的資金の投入されたサービスによつて対応するという明瞭な政策を政府は採用するべきである。そのためには膨大な数の弁護士が必要になるが、弁護士数を、修習・教育システムのキャパシティとか欧米並といった外在的基準で割り当てるのは、原理的にみて本末転倒であり、プラクティカルな理由以外の正当化は難しい。

最後になつたが最も重要な点は、法曹数の人為的割り当て制を維持するのか、イングランドそのほか多くの国のように司法試験を完全に資格試験にして人為的制限を撤廃するかを問わず、リーガル・サービスのニーズ・供給・ギヤップを、その質と量の両側面について、全国的にミクロのレベルで、調査・分析し、制度の評価・改革にフィードバックすることの必要性である。法の支配の価値をリップサービスではなく、本気で社会に浸透させ、同時に、法の限界を真に見きわめるつもりが政策当局にあるのであれば、必要不可欠な作業である。その方法は経験的データによる以外にない。この点でも、イングランドのコミュニティ・リーガル・サービスにおける様々な試みは知るに値する。今後の進展を注意深く追いかけていきたい。

(1) 法制度の移植の結果生じる法と社会との間の齟齬から何がもたらされるかに関して、システム理論の枠組に基づいて興味深い視点を提示してごらん Gunther Teubner, "Legal Irritants : Good Faith in British Law or How Unifying Law Ends Up in New Divergences," *Modern Law Review*

Review, vol. 61 (1998), pp. 11-32 納照。

(a) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 230-243, 247.

(c) 新制度による legal advice と legal assistance の区別を以て、legal help とする傾向は統一して運用される危険を抱く。

(4) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 101-103, 172, 176-178, 263.

(5) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 97-103, 154-155, 172, 178, 256.

(6) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, pp. 31-36.

(7) Genn, *Path to Justice : What People Do and Think About Going to Law*, p. 36.

(8) 沢輪園はねたぬ今繩事件相談の現状は闇やゝ共回研究の結果として、澤輪亮「少額紛争解決システムへのへきやく・おもむく——少額訴訟問題やむに——」田井憲法新法叢書『法と実務』第1類（澤輪憲法新法叢書第1000冊）KII-111〇納照。

(c) Tamara Goriely, "Revisiting the Debate over Criminal Legal Aid Delivery Models : Viewing International Experience from a British Perspective," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 5 (1998), pp. 7-28, 24.

(10) Mackay & Ardill, "Time for a New Agenda?", p. 3. ニーカルハベラム事務所Goriely & Goriely & Goriely は契約型ではなく裁判所の基盤を構成する。Goriely, "Revisiting the Debate over Criminal Legal Aid Delivery Models : Viewing International Experience from a British Perspective" (同上)の分析によると、原理的に民事法廷。

(11) 横山和也著「英國の法律援助制度」Francis Regan, Alan Paterson, Tamara Goriely, and Don Fleming (eds.), *The Transformation of Legal Aid : Comparative and Historical Studies*, Legal Action Group, A Strategy for Justice : Publicly Funded Legal Services in the 1990s, pp. 73-107, Roger Smith (ed.), *Shaping the Future : New Directions in Legal Services*, pp. 124-170, id. (ed.), *Achieving Civil Justice : Appropriate Dispute Resolution for the 1990s*, pp. 33-62, 89-141, id., *Legal Aid Contracting : Lessons from North America* (Legal Action Group, 1998), pp. 13-61.

(12) オランダの法律顧問（法トナーハウス）を中心とした法律事務所が、多くの英國人も同様の感想を持つと推測される。

(13) 「行政の母の社」は、依頼者に直接アドバイスした助言、支援の制約はなつたが、例えば、消費者相談部門などでは、消費者側に立った具体的な支援（相手方企業に対する指導、勧告など）を行つてゐる場合もある。しかししながら、行政機関における一般的な法律相談においては、一方当事者にアドバイスした党派的な助言、支援は難しうようと思われる。さやかにせよ、実態については経験的データによって明らかにされなければならぬ。

(14) 様々な次元に存在する「内」と「外」の区別に基づいて、相互に依存・扶助しあう「内輪」と「外」、「余所者」と「無情」な空間としての日本社会を、直観的に解体し、新しい構造の時間と空間的・政策的に創つてこゝへ時期に来てこゆくべき時が来れる。その立場を示すのは、社会主義と政治の役割である。福祉国家建設の経験を持ち、自由主義勢力と社会民主主義勢力が依然として抵抗してこゝへ連合王国の政治・社会状

況を実感し、かつての civil society も community もさへ概念の正確性を体験して得た経験である。

(11001年六月11日脱稿、訳)

前稿(『立教法学』59号)の訳

翻訳	出
111頁 六行田	Community Defence Service
511頁 後ろかみ川行田	出較密多く
同 後ろかみ川行田	地位
五九頁註(33)、回(34)、六一頁註(48)、回(49)	1995-1999
六四頁註(97)	11000年夏は公表の予定